

令和 7 年 3 月 12 日

◎三石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9 時 59 分開会)

◎三石委員長 本日からのは委員会は、「付託事件の審査等」についてであります。当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、19 日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることといたします。

《総合企画部》

◎三石委員長 初めに、総合企画部について行います。

議案について部長及び理事の総括説明を求めます。

なお、部長及び理事に対する質疑は、各課長の質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

まず部長の総括説明を求めます。

◎松岡総合企画部長 所管の事項について御説明いたします。まず、資料 2 ページ、令和 7 年度当初予算（案）総括表を御覧ください。

令和 7 年度の当部の当初予算額は合計の欄にございますように、79 億 9,683 万 9,000 円で、対前年度比 116.0%となっております。主な増額の要因としましては、新ターミナルビル整備による事業費の増、次期庁内クラウドの構築に伴う事業費の増、トラック事業者などのデジタル化や省力化、燃油高騰対策等の取組を支援する事業費の増などによるものです。

資料 3 ページを御覧ください。令和 7 年度債務負担行為（案）につきましては、広報広聴課の広報紙編集等委託料ほか 7 件についてお願いをするものです。

資料 4 ページを御覧ください。令和 6 年度 2 月補正予算（案）です。全体では 3 億 4,300 万 3,000 円の減額となっております。主な減額の要因としましては、補助金や交付金などの事業について、本年度の執行見込額が当初の見込額を下回ったことによるものです。

資料 5 ページを御覧ください。令和 6 年度繰越明許費（案）については、中山間地域対策課と交通運輸政策課の 3 件についてそれぞれお願いをするものです。

資料6ページを御覧ください。私が所管する令和7年度の当初予算（案）の概要について御説明をいたします。理事所管の事業につきましては、後ほど人口減少・中山間担当理事から御説明をいたします。

まず、1政策立案、総合調整では、人口減少対策を含む県政全般の企画立案、総合調整機能の強化を進めてまいります。具体的には、県政の最重要課題である人口減少問題などの県政課題の解決に向けて、年度途中であっても緊急性や重要性を踏まえて、タイムリーに調査や研究を行い、企画立案を行うことができますよう、新たに人口減少対策等調査研究事業を実施します。

次に、2デジタル化の推進では、行政分野のデジタル化の取組を進めてまいります。（1）庁内におけるデジタル化の推進では、各所属でデジタル化を推進するDX推進リーダーを新たに育成するとともに、全庁的な経費削減と災害対策強化を図るために導入しております第3次庁内クラウドが更新時期を迎えるため、新たに第4次庁内クラウドの構築を行ってまいります。

次に（2）地域におけるデジタル化の推進では、特にマンパワーが不足している小規模な市町村の行政のデジタル化が進みますよう、実務レベルの支援を行うデジタル人材お助け隊を派遣し、デジタル化を後押ししてまいります。

資料7ページを御覧ください。3公共交通の維持確保・活性化のうち、（1）公共交通の維持確保では、バス運転士などの人材確保に向けた取組を強化するとともに、路線バスの運行費用の補助や、路面電車の維持管理などを支援することで、事業者の負担軽減を図ってまいります。また、高知龍馬空港の新ターミナルビルについては、昨年見直しを行った整備計画に沿って本体工事に着手し、令和8年度秋の一部供用開始に向けて整備を進めてまいります。

（3）運輸事業の振興は、トラック事業者の低燃費車両の購入や、荷主事業者も含めてデジタル化の導入を支援することにより、事業者の生産性の向上を図るものです。

それぞれの詳細は後ほど担当課長から説明をいたします。私からは以上です。

◎三石委員長 次に、理事の総括説明を求めます。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 所管の事項について御説明いたします。8ページお願いします。私が所管する令和7年度当初予算（案）の概要です。

まず、若年人口の回復に取り組む、1人口減少対策（元気な未来創造戦略）の推進では、元気な未来創造戦略の進捗管理を行いますとともに、人口減少に対応した4Sプロジェクトを全庁挙げて強力に推進してまいります。

次、2中山間対策の推進では、特に若年人口の減少が先行する中山間地域の振興を図るため、中山間地域再興ビジョンに基づきまして、庁内各部局、市町村等と一体となった中山間対策を総合的に推進してまいります。

まず、中山間対策の総合調整では、本年度創設しました人口減少対策総合交付金を活用しまして、市町村と一体となった人口減少対策に取り組んでまいります。

2つ目の集落の維持・再生に向けた仕組みづくりの推進では、集落活動センターの新規開設や、取組の継続、発展に係る支援を行いますとともに、新たにセンターが行います活動を通じまして、地域住民と都市部の方々をつなぐ仕組みを構築しますなど、関係人口の創出に向けた施策に取り組んでまいります。

3つ目の地域人材の確保・育成では、地域おこし協力隊の確保、育成を図るため、募集するミッションの企画や情報発信、任期中の隊員のフォローなど、市町村への伴走支援を強化するほか、特定地域づくり事業協同組合の設立を推進してまいります。

4つ目の将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくりの推進では、生活用水や生活用品の確保対策への支援を引き続き行ってまいります。

最後、総合的な鳥獣対策の推進です。野生鳥獣による農林業等の被害軽減に向けまして、市町村や関係団体と連携し、防除による守り、捕獲による攻め、両面から取組を進めてまいります。

資料9ページをお願いします。3 移住促進・人材確保の推進です。

移住促進による地域と経済の活性化に向けた取組を推進してまいります。来年度は成果が得られておりますデジタルマーケティングの手法の活用を拡大いたしまして、庁内の各産業分野における担い手確保のための情報発信を移住施策に一元化します。加えまして、昨年12月からスタートした動画による移住プロモーションを継続拡大します。県内に残る親世代などから、Uターンの呼びかけを促す情報発信にも取り組んでまいりたいと思います。

さらに、若者の転職による県外への転出抑制に向けまして、新たに、県内の転職者層をターゲットとした定住プロモーションを展開してまいります。加えまして、大阪・関西万博を通じました本県のPRの機会の拡大を捉えまして、関西圏からの移住者のさらなる増加を目指し、UIターンサポートセンターの大阪窓口の相談体制を強化してまいります。

最後に、審議会の開催状況です。10ページをお願いします。

まず、政策企画課所管の元気な未来創造戦略推進委員会は、2月5日に第3回委員会を開催し、元気な未来創造戦略の全体像及び令和7年度の強化の方向性（案）や人口減少に適応した4Sプロジェクトの推進につきまして説明を行い、各委員から、それぞれ専門分野の見地から御意見を賜ったところです。

また、中山間地域対策課所管の高知県中山間地域再興ビジョン推進委員会は、1月30日に第3回委員会を開催、今年度の取組の進捗状況や次年度におけるビジョンの全体像及び関連予算等について説明を行い、各委員より、それぞれの専門分野の見地から御意見を賜りました。

私からは以上です。詳細は後ほど担当課長から御説明いたします。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈政策企画課〉

◎三石委員長 初めに、政策企画課の説明を求めます。

◎岡政策企画課長 初めに、令和7年度当初予算につきまして、政策企画課の資料1ページを御覧ください。

当課の令和7年度当初予算は総額4億8,226万7,000円で、対前年比109.1%、4,024万5,000円の増となっております。この主な要因は、組織改正に伴う人件費の増額です。

次に歳入について御説明をいたします。2ページをお願いします。

国庫支出金は、来年度開催をいたします人口戦略フォーラムに要する経費に係る国からの交付金です。

次に寄附金は、いわゆるふるさと納税による寄附のうち、令和7年度に当課の事業に充当する予定の寄附金です。

次に諸収入は、東京事務所職員の借り上げ宿舎に係る本人負担分の共益費等です。

3ページをお願いします。歳出の主な内容について、右側の説明欄に沿って説明します。

まず、1人件費は、当部の部長、理事、副部長と当課職員の給与費19名分を計上しております。

次に、2政策企画総務費は、政策提言活動など、県行政の調整全般に係る経費や会計年度任用職員に係る経費を計上しております。

1つ目の企業版ふるさと納税マッチング業務委託料は、本県に寄附をいただける企業の掘り起こしと仲介に係る業務を委託するものです。

次の人口減少対策等調査研究委託料は、県政の最重要課題である人口減少問題などの県政課題の解決に向けて、年度途中であっても緊急性や重要性を踏まえ、タイムリーに調査研究を行い企画立案を行うための委託料です。

次に、3連携推進費は、全国知事会、四国知事会に関する活動経費、また四国4県の連携を推進するための経費などを計上しております。

1つ目と2つ目、全国知事会分担金、四国知事会分担金は、それぞれの活動運営に要する経費の分担金です。

4ページをお願いします。四国4県連携推進費負担金は、四国4県が連携し、一体として取り組むことにより、効果的、効率的な対応が期待できる事業について、4県が均等に費用を負担するものです。

次の日本創生のための将来世代応援知事同盟負担金は、本県を初めとする25県の知事で構成をする知事同盟の負担金です。

次に、4こうちふるさと寄附金事業費は、いわゆるふるさと納税の広報経費や、寄附を

いただける方へお送りする記念品の調達に係る費用などを計上しております。このうち、記念品配送等委託料は、記念品の調達や発送業務などを、県内の事業者へ委託するものです。

その下のパンフレット作成等委託料は、ふるさと納税の記念品などについて、パンフレットの作成やポータルサイトへの掲載等を委託するものです。

また、その下の地域活性化支援事業費補助金は、ふるさと納税によるクラウドファンディングの仕組みを活用して、NPOなどの民間団体が行う地域活性化の取組を支援するものです。

続いて、5 東京事務所管理運営費は、東京事務所職員17人分の人件費のほか、事務所の賃借料、職員宿舍の借り上げ料などを計上しております。

次に、6 東京事務所活動費は、国や他県との連絡調整に要する費用や、企業誘致、観光客誘致、移住促進などの産業振興に係る活動経費を計上しております。このうち、パンフレット配布等委託料は、首都圏で開催される観光イベントや物産展などにおいて、来場者に配布するパンフレットの袋詰め作業などを委託するものです。

5 ページをお願いします。パンフレット等作成委託料は、連続テレビ小説「あんぱん」の放送を好機としまして、情報発信等のPRを強化するため、やなせ先生の生涯と首都圏のやなせキャラ、高知県の観光情報などを掲載したパンフレット等の作成を委託するものです。

その下の全国所長会等負担金は、全国東京事務所長会などの負担金です。

続きまして、7 元気な未来創造戦略推進費は、元気な未来創造戦略を推進するための有識者会議の開催など、戦略の進捗管理に係る経費のほか、市町村の総合戦略の推進や、包括協定企業との連絡調整に係る経費などを計上しております。

このうち、フォーラム開催委託料は、民間有識者会議の人口戦略会議と連携し、県民の意識醸成に向けたフォーラムを、来年度本県で開催するための委託料です。

当初予算の説明は以上です。

続きまして、令和6年度2月補正予算について御説明をいたします。資料8ページを御覧ください。歳入について御説明をいたします。

まず、こうちふるさと寄附金の寄附金基金の利子収入益として9万1,000円を、また寄附金として5億3,481万2,000円を計上しております。今年度のふるさと寄附金等として、後ほど御説明をいたします基金に積み立てるため、歳入予算として計上するものです。

次に、9 ページをお願いします。歳出になります。

1 こうちふるさと寄附金事業費につきましては、地域活性化支援事業費補助金の交付団体数が当初の見込みを下回ることとなったこととあわせまして、それに係る記念品配送等委託料についても、併せて減額を行うものです。

2 東京事務所管理運営費につきましては、東京事務所職員の宿舍の賃料につきまして、人事異動により、当初の見込みを下回ることとなったため減額をするものです。

3 こうちふるさと寄附金基金積立金は、先ほど歳入で御説明をしました、こうちふるさと寄附金の見込額と、その利子収入を基金に積み立てるものです。

その下、1 元気な未来創造戦略推進費は、地方人口ビジョン等基礎調査委託料について、業務が完了し、金額が確定をしたため不用となった事業費を減額するものです。

以上で政策企画課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 人口減少対策等調査研究委託料の1,000万円について、どのような事業を検討されているか、中身を説明していただけますか。

◎岡政策企画課長 この委託料につきましては、中身としてこれといったものを用意しているわけではなくて、年度途中であっても、その緊急性、重要性を踏まえてタイムリーに調査研究を行うためのものとして、新たに計上させていただきました。過去の経緯にはなるんですけども、以前、企画振興部という企画系の部があったときに、こういった早急に解決すべき事項であったり、方向性の調整を要する事項で、企画研究調整委託料というものが、1,000万円から3,000万円程度、年度ごとに違うんですけども、予算計上していたことを参考に創設をさせていただいております。

◎細木委員 そしたら、委託の金額も1,000万円当初で積んでおいて、中身、内容によって追加になることもあるということでしょうか。

◎岡政策企画課長 その可能性もございますが、その場合になりますと、多分、当初少し委託をしておいて、例えば、補正で計上するであったりですとか、なかなか1,000万円を超えるものは、当課の予算の中で余裕もございませんので、その場合は補正の形になる可能性もございます。

当課の事業というよりは、例えば他課において、そうした緊急的に調査をしたいものが発生したときには、配当替えの形で使っていただけることを想定しております。

◎岡田（芳）委員 4 ページの地域活性化支援事業費補助金は、NPO法人等を支援をされるということなんですけれども、これまで支援されていたらどんなものを行っているのか、また今回はどういうものを想定をされているのか。

◎岡政策企画課長 様々な団体から御相談をいただくんですけども、令和7年度につきましては、今、宝石サンゴの団体の方から相談を受けている案件がございます、それは可能性としてございます。令和6年度の実績としましては、2件クラウドファンディングを行いまして、1件だけ成功したんですけども、それは、地域の方、手芸団体が大学生を招いてファッションショーを行うイベントがございまして、その試みがクラウドファンディングとして成功した事例です。

◎岡田（芳）委員 そういった、募集をするということになってるんですか。その期限、期間とかはどういうことになっていますか。

◎岡政策企画課長 特に期限はないんですけれども、これはクラウドファンディングで頂いたお金を一定業者に払う経費を除いた額について、県が補助金としてお支払いをする形になりますので、年度を通じてできるんです。少し、募集の期間と事務の期間は鑑みた上になりますので、できれば秋頃までに募集をしていただいたほうが、3月末までに間に合うかなという話はさせていただきますけれども、いつでも我々は受け付けております。

◎岡田（芳）委員 もう1点。5ページの元気な未来創造戦略推進費の中で、フォーラム開催委託料があるんですけれども、フォーラムは、いつ頃を計画されていますか。

◎太田政策企画課企画監（人口減少対策担当） まだ調整中ですが、今は来年1月を予定しております。

◎岡田（芳）委員 これは市町村とも共催ということですね。

◎太田政策企画課企画監（人口減少対策担当） 今、実行委員会方式でやろうと思っています。まだ、これから調整でございますけれども、そこには市長会、町村会をはじめ入っていただきたいということで予定しております。

◎横山委員 人口減少対策等調査研究委託料、これ本当に大事な予算が計上されたなと思っています。先ほど、課長の説明で各課で柔軟に、機動的にということだったんで、ぜひ総合企画部が司令塔となって、本当にタイムリーに、補正予算の関係とかも出てくるのかなという分もあるんですけど。各課が、しっかり自分のところの人口減少に対する認識を調査したいと、そういう現状を調査したいということに使える予算ということで、その周知徹底を是非やっていただきたいと思うんですけれども、部長のほうからあればお願いしたいと思います。

◎松岡総合企画部長 今年度もいろいろヒアリングをしてきましたが、そういったものが年度途中で、やっぱりもっと詳しく伺いしなくてはいけないということに、弾力的に対応するための予算でありまして、当然、当課だけではなく、関係するそれぞれの部に、庁議などの場を通じてしっかりと伝えていきたいと思っています。

◎田所委員 関連して。1,000万円の予算を計上されている、補正のこともおっしゃってましたけれど、過去にも似たような経費を活用していた話もあるんですが、この設定については十分なものと考えているのか、どうなのか。

あと、他県で採用されている例もあると思うんですけれども、その辺と比較してどうなのかというところを分かれば教えてほしいです。

◎岡政策企画課長 過去の事例として、ちょっと年度は不明なんですけれども、1,000万円から3,000万円程度で予算の幅を持っていたこと、初年度になりますので、まずは1,000万円からと考えております。

あと他県でも、金額は手元にはないんですけれども、10県程度、こういった自由に使えるような予算を計上していると聞いておりますので、それも参考にさせていただきました。

◎田所委員 今まで、県も政策立案していくとか、いろいろ分析していくに当たって、所管で調査されていたと思うんですけれども、その延長線上でやっていくのをさらに深めていくというか、手法も変えたりしながら、県民とか事業者のニーズをつかんでいったり、例えば、そういう緊急性の高い、すぐ動かなければならない、検討を始めなければならぬものに対して、新たに、いつでもすぐ対応できるようにしていくという理解でいいんでしょうか。

◎岡政策企画課長 そのとおりです。

◎田所委員 中身については、そういう調査したものをどのように分析をして、そして、例えばそれをちゃんと進捗が見える、K P I とか設定して、可視化できるような、中身の検討はされているんでしょうか。

◎岡政策企画課長 まだどのような形で使うのか自体が決まっているわけではないので、当然そのようなものであればそうでしょうし、ただ、何か調査を行ったものの分析を行っていただくですとか、そういったような委託料になる可能性もございますので、またそこは検討してまいりたいと思います。

◎西森（美）委員 同じく人口減少対策等調査研究委託料についてなんですけれど、これ、人口減少対策等、等とあるんですけれど、主には人口減少対策だと思うんです。ほかに考えられるものがあってこの等を入れられているのかどうか。どんなものに幅広く考えられるのか。

◎岡政策企画課長 やはり、県政の最重要課題が人口減少対策であるということで、人口減少対策委託料を考えたんですけれども、今参考にするのは過去の事例でして、過去はかなりたくさん、いろんな課に及ぶような調査を行っておりましたので、どこの課でどういったことを行うのかはまだ正直分からないので、等を入れさせていただいております。

◎西森（美）委員 各課に配当替えもして執行することを考えられているということなので、生活支援とか失業率の問題、いろんな調査をするときにほかの課でも考えられるように、ちょっと幅広く考えられているのかなと想定したんですけど、そんな考え方でよろしいんでしょうか。

◎岡政策企画課長 希望があればそのように対応することも可能です。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、政策企画課を終わります。

〈秘書課〉

◎三石委員長 次に、秘書課の説明を求めます。

◎寺村参事兼秘書課長 それでは、秘書課の令和7年度の当初予算につきまして御説明を

いたします。2ページを御覧ください。

歳入予算額は総額24万円を計上しており、対前年度比3万3,000円の増額となっております。主な理由といたしましては、会計年度任用職員の報酬改定に伴い、受け入れる本人負担の労働保険料が増額したことなどによるものです。

続きまして、3ページを御覧ください。歳出予算額は、上段の総務費の本年度欄にありますように、総額1億3,727万円を計上しておりまして、対前年度比98.9%、157万2,000円の減となっております。

右端の説明欄を御覧ください。内訳ですが、まず、特別職給与費の4,168万4,000円は、知事・副知事の給与費です。

次に、一般職給与費の7,315万円は、秘書課職員9名分の給与費です。

次に、秘書費のうち、まず警備委託料としまして、112万2,000円を計上しております。これは知事公邸の機械警備に要する経費です。

次に、知事公邸等害虫駆除委託料として19万7,000円を計上しております。これは、秘書公舎にシロアリ防除の薬剤散布を行うための経費です。

最後に事務費として2,111万7,000円を計上しております。内容は、秘書課の会計年度任用職員2名の報酬や、知事・副知事の旅費、そのほか秘書業務を遂行するための事務経費で、対前年度比131万8,000円の減となっております。

主な理由としましては、今年度の知事・副知事の出張の実績を踏まえ、旅費を減額したことなどによるものです。また、この予算以外に知事・副知事の交際費としまして、財政課所管の財政費の中に150万円を計上しております。

続きまして、令和6年度の2月補正予算につきまして御説明をいたします。5ページを御覧ください。

秘書費を155万円減額をしております。これは知事・副知事の出張及び職員が公用で使っております携帯電話の使用料が見込みを下回ったことなどから、旅費を105万円、役務費を50万円減額するものです。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 知事公邸の活用については、できるだけ活用していくという方向性が、以前出されていたと思うんですが、来年度について、新たな知事公邸の活用については何か考えられていることはありますか。

◎寺村参事兼秘書課長 本年度も積極的に活用する観点から、例えば、叙勲の伝達式でありますとか、医療関係者の感謝状贈呈式、「濱田がお聞きします」などの関係者からのいろんなヒアリングとかに使っておりまして、引き続き、そういった形で活用していきたいと考えております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、秘書課を終わります。

〈広報広聴課〉

◎三石委員長 次に、広報広聴課の説明を求めます。

◎柳広報広聴課長 初めに、令和7年度当初予算につきまして、2ページ、議案説明書（当初予算）を御覧ください。まず、当課の歳入予算につきまして御説明いたします。

9 国庫支出金の節の欄、（2）広報広聴費補助金1,338万9,000円は、新たに放送を開始するテレビミニ番組の番組制作放送等委託業務に充当する国庫補助金です。

次に4行目、10財産収入の節の欄、（25）証券利子収入410万円は、県が保有しております民間放送局3局の株式の配当金です。

7行目の14諸収入421万円は、主に県の広報紙やホームページへの広告掲載収入です。

次に、歳出予算について御説明いたします。3ページ、議案説明書（当初予算）を御覧ください。当課の歳出予算は3億101万2,000円で、前年度と比較して、2,016万2,000円の増額となっております。主な要因につきましては、後ほど説明をいたします高知の魅力を発信する新たなテレビミニ番組の制作放送のほか、県民室や代表電話の交換業務などの委託業務における人件費等の上昇、皇室関係行事の準備に向けた旅費などの増加によるものです。

まず、1人件費は、当課の職員12名分の給与です。

次に、2広報費のうち、広報紙編集等委託料と、その下の広報紙配布委託料は、いずれも県の広報紙さんSUN高知を発行するための経費です。広報紙編集等委託料は、広報紙のデザインレイアウトや表紙の企画など、編集業務の一部を民間事業者に委託するものです。広報紙配布委託料は、各御家庭へ広報紙の配布を31市町村に委託する経費です。具体的には、市町村広報紙とあわせて配布いただいておりますが、残る町村につきましては、各月発行など各町村の事情もあることから、新聞折り込みでの配布をしております。これに要する経費は、別途、事務費に計上しております。

次の新聞広告制作委託料は、県の重要施策やお知らせなどを新聞広告で掲載するためのデザインやレイアウトを広告代理店に委託するための経費です。

次の番組制作放送等委託料は、日曜朝の「おはようこうち」をはじめ、民放テレビ3局、ラジオ2局で放送する定時の広報番組のほか、人口減少問題の解決に向け、若年層への情報発信を強化するため、高知県の強みである人の魅力にフォーカスした、新たなテレビミニ番組の制作放送などに要する経費です。これまで、土日の昼の時間帯に、県の施策を放送する30分の特別番組を不定期に放送していましたが、これを見直し、新たに、県内で楽しく生き生き生活し、きらっと輝く様々な人を紹介する3分程度の番組を制作放送することで、高知で暮らすことの魅力を伝え、それにより、若い人が将来、高知で暮らしたい

と思うような気持ちを醸成することを狙いとしております。また、若者を中心に、全世帯の視聴が期待できる19時から23時の時間帯に毎週放送することで、より多くの県民の方々の視聴を狙うとともに、SNS等の媒体を活用し、若者や県外に住む方たちに向けても、情報発信するものです。

次の県ホームページ運用保守等委託料は、県のホームページやサーバーのシステム保守、サーバーやシステムの運用保守、職員からの問合せに対応するヘルプデスク業務を委託するための経費です。

次の広報分析事業等委託料は、県公式SNSアカウントをより効果的に運用するため、アクセス状況の分析と分析結果を踏まえた専門的な助言、提案などを県が受けるための外部委託に要する経費です。

次の事務費です。主な内訳としましては、広報紙の印刷費2,952万円、先ほど説明しました、広報紙の新聞折り込み手数料と、県外向けの送料384万円余り、新聞広告掲載料1,406万円余りを計上しております。

続きまして、3広聴費のうち、県民世論調査委託料は、県民の意識やニーズなどを把握し、県政運営の基礎資料とするため、毎年行う調査に係る経費です。

次の受付案内業務等委託料は、県庁の正面玄関と県民室の案内業務や代表電話の交換業務などを委託する経費です。

1番下の事務費です。主な内訳としましては、知事の広聴事業であります「濱田が参りました」や知事への手紙など、広聴活動に要する事務経費や課の事務費が主なものです。

続きまして、債務負担について御説明いたします。5ページを御覧ください。広報紙編集等委託料として、令和8年4月号から令和11年3月号までの広報紙のデザインレイアウトや表紙の企画など、編集業務の一部を委託するための経費について、債務負担をお願いするものです。

続きまして、令和6年度補正予算について御説明します。6ページ、議案説明書（補正予算）を御覧ください。

1広報広聴費は、合計で540万円の減額をお願いしております。このうち、393万円は、広報紙の印刷費の入札残を減額させていただくものです。

次に、受付案内業務等委託料の147万円は、令和7年度からの委託業者をプロポーザルによる審査を行った結果、これまでと同じ業者が選定されたため、計上しておりました引継ぎに関する経費を減額するものです。

補正予算につきましては以上です。以上で広報広聴課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、広報広聴課を終わります。

〈デジタル政策課〉

◎三石委員長 次に、デジタル政策課の説明を求めます。

◎東デジタル政策課長 令和7年度当初予算について御説明いたします。デジタル政策課資料の2ページを御覧ください。まず、歳入予算について御説明いたします。

1行目の7分担金及び負担金は、県庁ネットワークの運用経費等に係る公営企業局からの負担金となっています。

3行下の9国庫支出金は、マイナンバー情報の連携の際に接続する一般サーバーのシステム公開に関する国からの補助金、及び携帯電話基地局等の強化対策に関する事業の実施に係る国からの補助金となっています。

3行下の14諸収入は、電子申請システムやWeb会議システムの市町村共同利用に伴う負担金であったり、あとは電話情報セキュリティクラウド運用管理に関する市町村からの負担金などを見込んでいるものです。

3ページを御覧ください。歳出予算になります。当課の歳出予算の総額は21億円余りで、前年度と比較して約4億4,000万円、約26%の増となっております。主な内訳については右側の説明欄で御説明いたします。

1の人件費は、当課職員17名分の給与費になっています。

2のデジタル県庁推進費について、次の行からその内訳を御説明いたします。

電算処理等委託料は、給与システムなど基幹業務システムの運用保守に関する経費になっています。

県庁ネットワーク運用等委託料は、本庁や出先機関が接続している県庁ネットワークの運用保守や整備、ヘルプデスク業務などに要する経費です。令和6年度に県庁ネットワークのサーバーOSの更新や、本庁舎等の無線化を完了したことから約2,200万円ほどの減額となっています。

一つ飛ばしまして、庁内クラウド整備等委託料は、一つのサーバーを複数の情報システムで共有しハードウェア関連経費の削減を図る、庁内クラウド運用構築に要する経費になっています。現在稼働中の第3次庁内クラウドの債務負担行為の現年化を行うとともに、1年間の保守延長に要する経費、また、新たに第4次庁内クラウド環境構築に要する経費について、令和7年度当初予算と併せて新たに債務負担行為をお願いしています。詳細の内容につきましては、後ほど補足資料で御説明いたします。

4ページを御覧ください。社会保障・税番号制度システム運用保守等委託料は、マイナンバー制度における国の情報提供ネットワークシステムと接続するために利用する中間サーバーと、庁内の既存の業務システムとの間を連携させる機能を持つ統合宛名システムを運用するための経費です。

行政サービスデジタル化等推進委託料は、情報共有ソフトであるグループウェアや電子申請、R P Aといった、全庁共通的に利用するものに関する運用経費などが含まれています。令和6年度予算に比べて約2,700万円の増額となっています。これは、主にグループウェアのメールやメッセージを、スマートフォンからも利用できるようにするための環境整備費用や、庁内の各所属でデジタル化を推進するD X推進リーダーを新たに育成するための研修費用などが含まれています。

続いて、W e b 会議システム構築等委託料は、国や全国の地方公共団体のネットワークと接続している総合行政ネットワーク、いわゆるL G W A Nにおいて利用可能なセキュリティの高いW e b 会議システムの運用保守に関する経費です。

廃棄物処理委託料は、O A機器等の廃棄物処理に要する経費です。

一つ飛ばしまして、地方公共団体情報システム機構負担金は、全国の地方公共団体における電算事務の共同処理であったり、研修事業などを行っている地方公共団体情報システム機構、通称J－L I Sに対する負担金となっています。

社会保障・税番号制度システム整備費交付金についてマイナンバー制度に基づき、自治体がほかの自治体との情報連携を行う際、国のシステムと接続するために中間サーバーを利用する必要があり、その中間サーバーについてはJ－L I Sが一括して運用しています。その運用経費を、本県を含む全国の地方自治体が人口規模などに応じて案分して負担するものです。

機器等維持管理費は、県庁ネットワークの機器や通信回線の使用料、職員が使用するパソコンやウイルス対策ソフト、オフィスソフト、情報共有ソフト、サーバー室の借り上げ料などが含まれています。令和7年度については、オフィスソフトの更新や職員のパソコンのリースなどによって、約6,300万円の増額となっています。このうち、先ほど申し上げましたオフィスソフト及び情報共有ソフトの使用料につきましては、新たに債務負担行為をお願いしております。

事務費は、当課が入居している電気ビル別館の賃借料です。

続いて、3の地方情報化推進費です。

内訳のスマートフォン活用サポーター養成事業委託料と、スマートフォン活用促進事業委託料については、高齢の方がスマートフォンを活用できるように、地域においてスマートフォン活用サポーターを養成するとともに、高知大学と連携して、地域の高校生などが高齢の方に対して、スマートフォンの使い方を教えるような場を提供するための取組を進めていくものとなっています。

市町村デジタル化支援人材派遣事業委託料は、デジタル化の取組が進んでない小規模な市町村に対して、市町村職員と一緒に手を動かしてくれる実務型のデジタル人材を、民間業者に委託して派遣することとなっています。

一つ飛ばしまして、公的個人認証サービス運用等負担金は、全国の都道府県が税理士に委任している公的個人認証サービスの運用に要する経費です。J-LISに対して都道府県が、人口規模などに基づいて案分して負担するものです。

5 ページを御覧ください。総合行政ネットワーク運営費負担金は、LGWANの運営に要する経費です。こちらも、J-LISに対して、都道府県が人口規模などに基づいて案分して負担するものです。

共聴施設整備等事業費補助金は、テレビの共同受信設備の老朽化に伴う改修に対して補助するものです。令和7年度は、三原村1村に対する補助を予定しています。

衛星通信機器導入支援事業費補助金は、光ファイバーの整備地域において、住民の方がブロードバンドを利用するために衛星通信機器を導入した場合に、その導入費用の補助を行うものです。

携帯電話基地局等強靱化対策事業費補助金は、昨年1月に発生した能登半島地震において、発災後多くの携帯電話基地局が停波したことを受けて、国の新しい補助事業を活用して、県内主要な災害拠点であったり、病院等をカバーする携帯電話基地局の強靱化対策を行うものです。

携帯電話等エリア整備事業費交付金は、市町村が行う携帯電話基地局のエリア整備事業を支援するものであり、安芸市の事業について、債務負担行為の現年化を行うものです。

情報ハイウェイ運用費は、民間事業者が提供する情報通信サービスを、第4次高知県情報ハイウェイとして使用するための経費です。

続いて事務費は、主に2つの事業費が含まれています。1つ目は市町村DX推進アドバイザー事業。もう一つは、情報セキュリティークラウドの使用料となっています。

1つ目の市町村DX推進アドバイザー事業については、令和4年度から国の地方再生措置を活用して、市町村のデジタル化を推進するアドバイザーを1名お迎えしております。これまでに基幹業務システム標準化に向けた支援であったり、市町村職員を対象とした研修などを実施いただいております。来年度も引き続き、支援いただきたいと考えております。

情報セキュリティークラウドについては、県と市町村等がインターネットの接続口を集約することで、24時間体制の監視を行うなど、高度な情報セキュリティー対策を実施するために構築しています。その運用保守に対する経費を計上しております。

6 ページを御覧ください。新たに債務負担行為をお願いするものを記載しています。

オフィスソフトの使用料と情報共有ソフトの使用料については、先ほど御説明いたしましたので、説明を省略します。

3つ目の庁内クラウド整備等委託料は、次の補足資料で説明します。

4つ目の高度無線環境整備推進事業交付金は、市町村が光ファイバーの整備を支援するもので、高知市の事業について債務負担行為を新たにお願いするものです。

7 ページの補足資料を御覧ください。庁内クラウド整備等委託料について御説明いたします。

まず資料の上段を御覧ください。庁内クラウドは、県庁内の情報システムサーバー機器を統合することで調達運用経費の削減を図ること。また、運用環境を二重化し、遠隔地にメインのデータセンターと災害復旧用のデータセンターを確保することで、災害対策の強化を図ることを目的として導入しております。昨年12月末時点で、庁内の105のシステムを庁内クラウドに集約しており、各システムごとに、物理サーバーを別途調達する場合と比較すると、年間4,000万円程度の経費削減効果を見込んでいます。

続いて、資料の下段を御覧ください。現在の第3次庁内クラウドは、令和3年1月に運用を開始しており、令和7年12月までの運用予定となっていました。ただ、使用している機器のサポートなど1年間延長できることが分かりましたので、現行の機器を長く使うほうが経済的ということから、令和7年4月から12月までの債務負担行為の現年化による約9,800万円の経費に加えて、令和8年12月までの1年間、運用延長するために必要な経費として、表の1年延長の行にあります約6,600万円と、債務負担行為約8,700万円を計上しております。

また、新たな環境構築として第4次庁内クラウドを構築することを予定しています。こちら5年間の運用保守を行うための経費として、表の第4次の行にあります、約2億8,000万円と、債務負担行為約11億円、総額約13億7,000万円を計上しております。

表の赤字のとおり、第3次庁内クラウドに約7億円から、第4次が14億円と、経費は倍増しております。庁内クラウドのスペックにつきましては第3次と同程度を想定しております。その増額の主な要因としては資料右側にお示ししているとおり、為替といった、世界的な経済環境の変動であったり、機器ライセンス類の世界的な値上げ、国内における人件費高騰などが挙げられています。特にIT分野では官民でデジタル人材を奪い合っている状況ですので、他業種よりも人件費は高騰している状況になっています。

以上が、デジタル政策課の令和7年度当初予算の概要となっております。

8 ページを御覧ください。令和6年度補正予算について、デジタル政策課の歳出予算補正額は約4,300万円の減額となっております。右側の説明欄で主な項目を御説明いたします。

1 人件費は、市町村からの派遣職員に係る派遣元への負担金によるものです。

2 デジタル県庁推進費の電算処理委託料は、入札による委託料が見込みを下回ったため、不用額を減額するものです。

機器等維持管理費は、入札による職員用のパソコンリース料が見込みを下回ったため、メールやインターネット閲覧に関するセキュリティーの見直しに当たり、既存のシステムを活用することが、調達不要となったシステムがありましたので、費用の削減が可能となったことで、主な減額要因となっています。

3 地域情報化推進費の市町村業務改善支援事業委託料は、支援対象の市町村を当初 6 市町村と見込んでいましたが、市町村において、マンパワーなどの不足といったものから、実際には 4 市のみからの応募となっており、見込みを下回ったため不用額を減額するものです。

一つ飛ばしまして、公的個人認証サービス運用等負担金と、次の総合行政ネットワーク運営費負担金は、J-LIS の令和 5 年度決算に基づいて、負担金の還付が生じたことから、県における令和 6 年度の負担金額が減額となったものです。

衛星通信機器導入支援事業費補助金は、当初 30 世帯を対象に実施する予定でしたが、市町村を通じて、住民への周知を行ったものの、導入を希望する世帯の手が挙がらなかったことから減額するものです。改めて、市町村の要望を確認したところ、2 市町から要望がありましたので、令和 7 年度予算においても引き続き減額して計上しております。必要とされる方に対して確実に導入ができるよう、引き続き、2 市町と緊密に連携しながら進めてまいります。

最後に、事務費は市町村 DX 推進アドバイザーの謝金などになりますが、主に県外からの外部講師の招聘費用として見込んでいたものについて、総務省の事業を活用できたことから、実績が当初見込みを下回ったため減額するものです。

デジタル政策課の説明は以上となります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 4 ページの市町村デジタル化支援人材派遣事業委託料についてお聞きをしたいんですけども。人材派遣ということなので、どこか事業者と契約して取り組む中身なんですか。

◎東デジタル政策課長 プロポーザルを実施して民間企業に委託する想定です。

◎岡田（芳）委員 市町村のデジタル化促進ということで、アドバイザーを派遣するということだと思うんですけど、対象となる市町村は幾つぐらい想定されていますか。

◎東デジタル政策課長 現在、想定してるのは人口 5,000 人以下の小規模な市町村を想定しています。この理由としましては、情報システムを担当する職員が 1 人であったり、ほかの業務を兼務している方が多いことから、小規模の市町村を主な対象としております。

◎岡田（芳）委員 契約した 1 者が全ての小規模自治体をカバーするという事なんですか。何者でカバーする形になりますか。

◎東デジタル政策課長 基本的には 1 者が、18 市町村全部をカバーする想定で考えております。

◎岡田（芳）委員 これは、プロポーザルやから競争はもちろん働くということですよ。市町村によっても、デジタル化の中身はまちまちになってくるとは思うんですけども、そこは、何か合わせていくという考え方はないわけですよ。市町村がそれぞれ独自にシ

システムを組むということをサポートすることもあるということですよね。

◎東デジタル政策課長 そのとおりでして、市町村ごとに事情が異なっています。委託事業者のほうで、まず初めに各市町村にヒアリングしていただいて、こういった課題があるかを把握して、1年間通してこういった改善をしていくか計画を立てていただく想定です。

◎岡田（芳）委員 もう1点。携帯電話の基地局の強靱化の問題です。能登の教訓を生かして拠点の強靱化を図るということなんですけども、それこそ教訓の中身ですよ。どういう状態でこの事業に取り組むことになったのか、これをやればどれだけカバーできるのか、その辺りお聞きしたいです。

◎東デジタル政策課長 能登半島地震において、発災後72時間、ここがやはり救命活動で一番重要となってくる時間帯なんですけど、その72時間帯中で、携帯電話基地局がかなり停波している状況が起こっています。この理由としては、電力線の断による停電であったり、伝送路の断、あとは携帯基地局自体が損壊したということがありました。

これを受けて総務省では、例えば、大容量化した蓄電池の設置、発電機、ソーラーパネルを設置することで停電対策をするであったり、あと、衛星通信を導入することで、伝送路の断に対応することを進めていこうとしてまして、それを導入するための経費に補助金を出す予定です。

◎岡田（芳）委員 強化する地点は県内で幾つぐらいを考えていますか。

◎東デジタル政策課長 こちらは令和7年の前半で具体的な対象場所を検討していくんですが、例えば、主要施設、災害対策本部があったり、災害拠点病院といったものがあるエリアをカバーしている携帯電話基地局を、より重点的に補助していくことを想定しています。

◎岡田（芳）委員 その状況を見て、さらに強化をしていく考え方に立っている事業ですか。

◎東デジタル政策課長 御認識のとおりです。国の事業では、令和7年度から令和16年度の10年間をかけて強化していくことを想定してしまして、高知県内でいうと大体200か所ぐらいを想定しています。それを10年間かけて、平準化しながら徐々に強化をしていくことを進めていきたいと考えています。

◎岡田（芳）委員 どこをまずやるかという順番、急ぐところから順番もつけんといかんと思うんですけども、その辺は。

◎東デジタル政策課長 具体的にどの箇所を優先すべきかは、危機管理部と連携を取りながら検討を進めているところです。

◎細木委員 第4次庁内クラウドのことです。ドル建て円払いということで、為替の変動で本当にこれで収まるのか不安もあるがです。経費は3割削減すると言われてるけど、費用が2倍ぐらいになっているじゃないですか。自治体によっては5倍ぐらいになっている

ところもあるらしくて、コストに見合うような削減効果が果たしてあるのか、その見込みを教えていただけたらと思います。

◎東デジタル政策課長 恐らく、3割減を想定されているのは、ガバメントクラウドの方だと思うんですけど、今回、構築しようとするのは庁内クラウドで、高知県独自のクラウドとなっています。また違うものとなっています。

◎細木委員 この表では4,000万円を削減できると説明があったんですけど、それに対して14億円、かなり高額になっていますが、この14億円の中に国費はどれぐらい入っていますか。

◎東デジタル政策課長 こちら全額県で負担するものとなっています。

◎細木委員 今後、ランニングコストも全部、県が負担することになりますか。

◎東デジタル政策課長 御認識のとおりです。

◎下村委員 2点聞きたいことがあります。先ほどの岡田委員の市町村デジタル化支援人材派遣事業委託料の関係で、5,000人以下の規模、18市町村を1者の委託で対応する話がありました。今、市町村に、各デジタル化の担当がいるところ、1人しかいないところ、本当に苦勞してやっていると思うんです。おおむね1回程度は現地を訪問しながら、そういうサポートを続けるということなんですけど、3,000万円規模ぐらいの予算で、果たして本当に18市町村をカバーできるのかどうか、その辺りはどうなのでしょう。大丈夫ですか。

◎東デジタル政策課長 実際の体制としては、プロポーザルなので、企業ごとの提案内容によるものなんですけど、我々としては大体3名程度を想定してまして、その3名で18市町村を分担して回っていただければと思っています。

◎下村委員 そうやってうまくいけばいいんですけど。各市町村でやりたいこともすごく幅があって、集中的に入ってもらいたい市町村もあれば、1回、2回である程度カバーできるところもあると思います。そこら辺も、プロポーザルで委託をやるということなんで、市町村からの要望に対して本当にこの1者でカバーできるのかどうかを含めて、契約を組むときに、きちんとそこら辺も踏み込んで、ある一定考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺りどうでしょうか。

◎東デジタル政策課長 我々も同じ問題意識を持ってまして、市町村ごとに多分事情が変わってきます。必ずしも月1回程度である必要はないと考えてまして、市町村の要望に応じたら月に4回ぐらい行くとか、そういう柔軟な対応を行っていただくように仕様書にも盛り込んでいます。

◎下村委員 その辺りはいい形の委託契約できるように、ぜひ進めていただきたいと思います。それから庁内クラウドの関係で、今回、松山データセンターと高松データセンターでバックアップを取りながらということなんですけど、クラウドデータを持っている物理上のサーバーですか、これも四国内の、例えば、松山とか高松にあるようなそんなイメー

ジなんですか。

◎東デジタル政策課長 御認識のとおり、物理的なサーバーが、今、松山と高松に分散して置いています。

◎下村委員 南海トラフ地震の関係を言われる中で、やはり四国全域が相当、今回の地震があったときに揺れるということで、できれば、四国からもう少し遠い位置のところで、バックアップの二重化を図るべきじゃないかなと思ったんですけど、その辺りの御検討はどこまでされているのでしょうか。

◎東デジタル政策課長 現在のデータセンターにつきましても、南海トラフ地震に耐え得る環境に設置されていることを条件に選定しています。仮に、四国外に飛ばした場合、今、専用回線を引いているんですが、それを延長することになってしまうので、より地震で断線するリスクが出てくることもあり、必ずしも遠くに飛ばせばいいわけではないと考えています。

◎下村委員 その辺りが十分に検討できていればいいんですけど、そこは私も不安なところがありましたので。分かりました。

◎西森（美）委員 市町村のデジタル化支援人材派遣事業委託料についてです。各委員からもお話があったように、これは、全国平均と比べて、人口5,000人以下の18市町村、かなり進捗が遅いと思うんです。例えば、全体方針の策定とか、全庁的な推進の体制とかというと、10%を満たしてなかったり、3割を満たしてなかったりということで、とても低いということ、この現状を重く受け止めて新しい予算を一般財源でということだと思えます。これは委託なので、県から仕様を出す場合に、どういう内容で、どこまでのことをやっていただくような制度として考えられているんですか。

◎東デジタル政策課長 主な支援内容といたしましては、現在、各市町村でガバメントクラウドへの移行を進められていると思うんですが、結構、各市町村で負担が重くなっているということなので、そこをアドバイス、伴走支援するような形を想定しています。そのほかにも、例えば、国の補助金を活用するとなったときに、補助金の内容は難しいので、申請が進んでいないような市町村もあるということで、そういった、国の通知文書をかみ砕いて、各市町村にお伝えするような支援を想定しています。

◎西森（美）委員 国の補助金をかみ砕いて使いやすいようにというのは、県にもそういう窓口はあると思うんですけど、それも含めて、この事業者には担っていただく内容なんですか。

◎東デジタル政策課長 おっしゃるとおりです。令和4年度から市町村DX推進アドバイザーという税理士の委員の方を委嘱しているんですが、それに加えて、実際に一緒に申請書を作成できるような人材を派遣するとしたほうが、より活用いただけると考えていますので、アドバイザーとこの新しい事業をセットで支援していきたいと思っています。

◎西森（美）委員 委託をして、しっかり仕事をしてくださると思うんですけど、例えば、市町村ごとの個別の支援計画とか、目に見えるものも求めているのではないかなと思うんです。そういうことに関しての、詳しいことを教えていただけませんか。

◎東デジタル政策課長 大体6月頃の契約を想定しています。委託業者に求めている内容としては、各市町村をまず回っていただいて、個別の課題とかをヒアリングして、整理していただくことから始めていただこうと思っています。それを踏まえて、各市町村がどういったことを求めているか、年間どういったデジタル化を改善する必要があるのかという計画を、まず委託事業者に作成いただいて、それに基づいて、伴走支援を月1回程度やっていただくことを想定しています。

◎西森（美）委員 市町村によっては補助金の内容が分からないというところから、新しいシステムを構築したいと思うときに専門性がないとか、課題は様々なので、そこをしっかりと県からも仕様書で、ある程度やっていただくことを明確にしていいただきながら、進捗管理をしていただきたいなと思っています。

あと、第4次の庁内クラウドなんですけれど、先ほど課長からもお話があったように、為替とか、いろんな要因があったにしても、7億円から14億円ということで、予算としては14億円だと思うんですけど、これは一般競争入札で進められると思います。これによって競争性を働かしたら、少しコストを削減できるような見込みがあるのかどうか。その辺り、推測になりますが教えていただけませんか。

◎東デジタル政策課長 御認識のとおり、今回、一般競争入札の総合評価基準で入札をかけようと思っています。今回の14億円の予算については、4社に見積りを取った結果、1番安価なところでやっています。その事業者にはヒアリングしたところ、取りあえずざっくり勘定で計上しているんで、各ベンダーメーカーとすり合わせていけば、どんどん減額はできる可能性があることは伺っています。

◎西森（美）委員 中身というか、きっちり精査はしていただけるものだと思うんですけど、やはり競争性を働かして、予算の中で収まるのはもちろんなんですけど、いいものを安くというか、安価にというか、廉価にというか、御努力もいただきたいと思います。

あと、デジタル県庁推進費で、行政デジタル化なんですけれど、県庁においても職員の皆さんの意識改革とか、実務レベルでの意識の改革とスキルアップがとても大事だと思います。この中身は具体的にどういうものを考えられているのか、お示しいただけないでしょうか。

◎東デジタル政策課長 庁内のデジタル化の推進体制としましては、令和5年度から、各所属の課長補佐級をDX推進員として配置して、旗振り役となっていいただいているところです。その結果、各所属の問題点、課題点は分かったんですけど、実際に手を動かす方、職員がいないことから、令和7年度から、DX推進リーダーという各所属の担当者級の方

を新たに任命いただいて、より実働していただく形に考えています。今回の研修費用については、そういったDX推進リーダーの方に対して、RPAや生成AIといったデジタルツールの活用方法の研修であったり、あとはBPR業務改善の具体的な方法について研修するような内容を想定しています。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、デジタル政策課を終わります。

〈中山間地域対策課〉

◎三石委員長 次に、中山間地域対策課の説明を求めます。

◎片岡中山間地域対策課長 令和7年度当初予算案について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。当課の歳出予算は総額で21億3,044万6,000円を計上しております。

次に、2 ページをお願いします。予算に関連しますので、最初にバージョンアップいたします中山間地域再興ビジョンについて説明します。改めてとなりますが、左下の2 ビジョンの基本的な考え方にありますとおり、県土の9割を占め、県民の4割が暮らす中山間地域の再興なくして、県勢浮揚はなし得ない、の考えのもと、県と市町村が連携し、中山間地域の若者、子供のこれ以上の減少を食い止め、そして増加に転じさせることで人口の若返りを図り、持続可能な人口構造へと転換することが何よりも重要と考え、中山間対策を推進しているところです。

資料右下、6 ビジョンの目指す姿です。10年後の目標としましては、34歳以下の人口を、中山間地域全ての市町村で、令和4年よりも増加、また出生数も同じく、令和4年よりも増加の2つを掲げております。

3 ページをお願いします。テーマごとの10年後の姿と数値目標としまして、若者を増やす、暮らしを支える、活力を生む、しごとを生み出す、の4つの柱と、これらに関連する8つの策を設けまして、それぞれ策ごとに定性的な目標と柱ごとに数値目標を掲げております。

4 ページをお願いします。令和7年度のバージョンアップのポイントです。上段の表は、ビジョンに掲げる目標に対しまして、足元の若者人口、出生数を掲載したものです。令和4年と比べて出生数が増加している市町村が一定数存在するものの、県全体では、若者人口、出生数の減少傾向が続いている状況です。今年度は、ビジョンの策定と同時に創設しました人口減少対策総合交付金により、市町村における新しい取組も始まったところです。こうした動きを若年人口の増加につなげていくため、引き続き市町村との連携協調のもと取組を強化する必要があります。

このため、資料真ん中のバージョンアップの方向性です。市町村と一体となって、若者を増やす施策を着実に成果につなげるとともに、暮らし・活力・しごとの各施策の充実を

図ってまいります。

柱ごとの強化のポイントです。柱1については、移住者数の増加や、交付金を活用した市町村の若者増加策が本格実施される中、移住促進に加えまして、定住、転出抑制の取組を強化するとともに、交付金事業を市町村と協力連携して推進してまいります。

柱2につきましては、若年人口の増加目標を達成した場合でも、総人口の減少は当面避けられない状況にありますことから、人口減少に適応した持続可能な暮らしを支える仕組みを強化してまいります。

柱3については、集落活動センターの新規開設が進む中、地域の活力を維持し、集落活動を持続するためには、地域内外の多様な担い手を確保する仕組みが必要でありますことから、にぎやかな過疎を実現するため、関係人口創出の取組を強化してまいります。

最後の柱4については、中山間地域の強みを生かした新しい仕事を創出、若者・女性が働きやすい環境整備を強化してまいります。

5ページをお願いします。この資料は、来年度の中山間対策の施策体系でございまして、主要なアクションプランを柱ごとに整理したものです。新とあるのが新規アクションプラン、そして、今回追加する取組、拡とあるのは、既存のアクションプランを拡充したものです。

それでは6ページをお願いします。当課の主要事業事業について説明します。

まず、左上1の(1)中山間地域再興ビジョンの推進です。昨年3月にビジョンを策定し、若年人口の減少が先行して進む中山間地域の目指す姿の中心に、若者の人口増加を掲げ、関係部局、市町村等と一体となった、中山間対策を推進しているところです。交付金の詳細については後ほど説明します。

次に、その下、2の(1)集落活動センターの推進です。センターは現在、県内に67か所に広がっておりまして、令和9年度に83か所、令和15年度に95か所の開設を目標に掲げ、現在取り組んでおります。来年度は集落活動センター推進事業費補助金を拡充しまして、新規立ち上げの促進と、既存センターの取組の継続発展に向けた支援を強化します。具体的にはマル新、マル拡のところですが、センターの設立を目指す集落を集中的に支援しますステップアップ事業を創設し、新規立ち上げを促進してまいります。また、既存センターに対しては、来年度開始します関係人口創出に向けた取組を支援する関係人口枠を創設するとともに、センターの立ち上げ準備、活動に従事する集落支援員の人件費等の補助期間を延長します。

次に、(2)中山間地域における関係人口の創出です。集落活動への参加を通じて、中山間地域と都市部の方々をつなぐ仕組みを構築し、関係人口の創出を図るものです。詳細は後ほど説明します。

右上3の(1)地域おこし協力隊の確保・育成です。協力隊については、令和9年度末

に、現在の2倍を超える570人とすることを目標としており、来年度、募集段階、任期中、任期終了後のそれぞれの取組を強化してまいります。まず、募集段階の取組として、地域おこし人材確保事業委託料では、協力隊のさらなる確保に向けまして、魅力的なミッションづくりや、情報発信に関する市町村への伴走型支援を新たに実施するほか、県の移住サイト「高知家で暮らす。」への記事掲載により情報発信を強化してまいります。

次に、任期中の取組としては、地域おこし協力隊活動支援事業委託料により、協力隊のOB、OGで構成しますネットワーク組織「とさのね」と連携しまして、隊員向けの研修の実施、相談窓口の設置、隊員のフォローに関する市町村への伴走型支援を強化してまいります。

また、その下の任期終了後の支援としましては、県版協力隊が起業する際に必要な経費を支援する、地域おこし協力隊起業支援事業費補助金を計上しております。1人当たり100万円を上限に特別交付税措置されるものでありまして、令和7年度は3人分を計上しております。

その下の(2)特定地域づくり事業の推進では、特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するため、市町村に対し、組合設立の際に要する経費を支援します。

4の(1)生活用水・生活用品の確保支援では、中山間地域での日常の暮らしを支えるため、給水施設の整備、買い物のための店舗車両などの整備を行う市町村を支援するものです。

マル新で中山間地域生活支援総合交付金は債務負担行為で、来年度は、生活用水確保支援事業について、国の有利な財政支援制度を活用し、県や市町村の実質的な財政負担を軽減する交付金制度を新たに創設します。

5総合的な鳥獣対策の推進は、依然として深刻な被害が出ておりますことから、守りと攻めの両面から総合的な被害対策を進めてまいります。

まず、守りの対策である(1)の「集落連携」による野生鳥獣に強い県づくりの推進では、県内4JAに配置しております16人の鳥獣被害対策専門員を中心に、被害の深刻な集落における対策を支援してまいります。また、鳥獣被害防止総合対策事業補助金により、防護柵の設置など、各市町村の取組を支援します。

その下の攻めの対策であります(2)狩猟者の確保・育成と捕獲の推進では、狩猟免許試験や更新研修を実施するとともに、新たに狩猟免許試験の合格者に対して、狩猟者登録を促進するための講習会を実施します。

続きまして、7ページをお願いします。人口減少対策総合交付金は、市町村が自由度の高い形で活用できる基本配分型と、県の掲げる目標の達成につながる取組を支援する連携加算型の2つで構成しておりまして、予算額は10億円です。

左側の基本配分型につきましては予算額、来年度4.2億円としておりまして、新たに男性

育休インセンティブ加算を設けます。これは、県と市町村は率先垂範で、共働き・共育を推進し、県全体の機運の醸成を図るため、市町村職員の男性育休の取得に応じて加算するものです。

右側の連携加算型については予算額5.8億円としております。この連携加算型の活用に当たりましては、数値目標などを設定した事業計画の策定が必要となりますが、1月末で全ての市町村の計画を承認し、来年度からは交付金を活用した取組が本格的に実行されることとなります。このため、計画に掲げた成果に確実につながるよう、来年度は市町村のバックアップ体制を強化してまいります。

8ページをお願いします。交付金の活用状況です。2の連携加算型については、令和9年度までの上限額24億円に対しまして、現時点の事業計画は、18.3億円となっております。このうち、令和6年度は、多くの市町村で庁内プロジェクトチームを立ち上げるなど、事業計画の策定に時間を要したことから、吹き出しにありますように、令和6年度の計画額は0.6億円にとどまっております。事業の説明については、省略いたします。

9ページをお願いします。中山間地域交流促進事業について説明します。資料右上の課題にありますとおり、中山間地域は、人口減少高齢化による人手不足に伴い、集落活動の維持継続が困難になりつつあります。本事業では、3の事業目的にありますとおり、そうした状況のある中山間地域と、中山間地域が持つ魅力に関心のある方々をマッチングする仕組みを構築しまして、県内の各地域において、住民を中心に、関係人口、移住者などの多様な人材が交わり、人口減少下においても、にぎやかな過疎を創出してまいります。

具体的には、左下の4実施イメージですが、県内外の大学生や家族連れなど、田舎に関心のある方々をターゲットとしまして、例えば、稲刈りの手伝いと地域住民との交流会を組合せたプログラムを用意し、そのプログラムへの参加者をSNS、移住サイト「高知家で暮らす。」または関西のアンテナショップ「とさとさ」などで募り、参加していただきます。さらに、一度参加いただいた方々の関係性を深めることで、リピーターや集落の支援者といった関係人口、さらにはUターンを含めた移住者の増加、担い手の確保にもつながっていきたいと考えております。

右下のスケジュールのとおり、令和7年度につきましては、まずは、集落活動センターを対象にプログラムを実施しまして、その様子をプロモーション動画として、政策を発信してまいります。さらに令和8年度は、プログラム受入団体の充実や、マッチングシステムの立ち上げといった、本格運用につながるよう検討を深めてまいります。

10ページをお願いします。総合的な鳥獣対策の推進について、左側が守りの対策です。③鳥獣被害対策地域リーダー育成事業委託料は、高齢化によるリーダーの不在によって、防護柵の維持管理などの体制確保が課題となっていることから、地域研修を拡充し、対策の推進役となる人材の育成に取り組んでまいります。

④鳥獣被害防止総合対策事業費補助金は、有害鳥獣捕獲活動や、防護柵の設置に加えまして、新たに射撃場の改修等に対する支援を行い、特に減少が著しい銃による狩猟者の維持・確保につなげるものです。また、この補助金の採択要件に満たない防護柵の設置については、⑤野生鳥獣に強い県づくり事業費交付金で支援を行うこととしております。なお、この事業は市町村が前年度に実質負担した費用に対して支援を行っており、令和7年度についても、債務負担で予算を計上するものです。

⑥サル被害総合対策普及事業委託料は、猿による被害が深刻で、緊急性の高い集落を対象に、防除から捕獲までの総合的な被害対策を普及・拡大するものです。

次に右側、捕獲の攻めの対策です。①狩猟の魅力発信事業委託料は、狩猟の魅力を知ってもらうため、狩猟フェスタ、わな猟の体験ツアーを実施するものです。

⑥指定管理鳥獣捕獲等事業委託料は、高標高域の山岳地や鳥獣保護区などの一般の狩猟者が捕獲困難な地域において、鹿の生息密度調査と捕獲を実施するものです。

⑦指定管理鳥獣捕獲等事業広域連携捕獲委託料は、愛媛県と連携しまして、愛媛県との県境部にある石鎚山系鳥獣保護区周辺において、鹿による食害から自然植生を守るための個体数調整を実施します。

⑧シカ個体数調査委託料は、本年度の生息調査の結果をもとに、生息数の推計を行い、捕獲計画の見直しを行うものです。

⑨広域捕獲活動支援事業委託料は、県内で発生しております豚熱対策として、養豚場の地域への感染拡大を防止するため、イノシシの生息調査と、狩猟期における個体数調整のための捕獲を実施するものです。

令和7年度の当初予算案の説明は以上です。続きまして、2月補正予算案について説明します。20ページをお願いします。

歳出予算は総額で6億9,407万6,000円の減額となっております。主な内容については、右側です。人口減少対策総合交付金は、5億8,322万6,000円の減額となっております。要因としましては、連携加算型について、本年度は計画策定に注力した市町村が大半であったことから、交付額が予算を下回ったため減額するものです。なお、来年度の当初予算につきましては、全市町村の事業計画の承認額を積み上げまして、今年度と同額の10億円を計上しております。

次に、集落活動センター推進事業費補助金は、新たにセンターを立ち上げる際、事業計画の策定に日時を要し、本年度の補助金の活用に至らなかったことや、入札残、また、事業計画を検討する中で、拠点施設の整備が延期となったことなどにより、当初の見込みを下回ったため減額するものです。

小さな集落活性化事業費補助金は、令和4、5年度に事業を開始した15市町村に加え、今年度から新たに3つの市町村で活用しておりますが、集落内での協議に時間を要したこ

とや、事業内容の見直しなどにより、当初の見込みを下回ったため減額するものです。

21ページをお願いします。特定地域づくり事業協同組合設立支援事業費補助金は、組合の設立に向けては、県内の市町村において理解が着実に深まり検討が進められておりますが、事務局体制の構築、組合員となる事業者との調整など、想定よりも時間を要し、補助金の活用に至らなかったことから減額するものです。なお、年度内に組合を設立し、来年度早々の補助金の活用を予定している市町村も複数ありますことから、引き続き、支援してまいります。

次の鳥獣被害対策事業費の委託料及び補助金は、国からの交付金の配分が少なかったことから減額するものです。

22ページをお願いします。最後に繰越明許費について説明します。鳥獣被害対策事業費は、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の防護柵整備事業において、国の補正予算に対応するため繰り越すものです。

中山間地域生活支援総合事業費は、生活用水の確保のための施設整備において、市町村工事の遅延等により、年度内の完成が困難となったため繰り越すものです。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 資料の6ページです。まず、この集落活動センターの立ち上げ準備活動に従事する集落支援員の人件費及び活動費の補助期間が延長ということですが、具体的にどれぐらい延長するのか教えていただけたらと思います。

◎片岡中山間地域対策課長 現在は、集落活動センターの設置1年前から、設置後5年間の計6年間で行っていましたが、来年度新たにステップアップ事業ということで、2年間の事業として集落活動センターの設置につなげていくもので、いわゆる設置前2年間から設置後5年間の7年間に拡充するといったものです。

◎細木委員 いろいろ準備に時間がかかるということで、いいことだと思います。

次に、地域おこし協力隊の国からの人件費の上限がちょっと上がったと思うんですけど、地域おこし協力隊を募集してもなかなか来てくれなかったり、途中で辞められたりということで、上限を上げたということにスライドして、高知でも上げたほうがいいかなと思うんですけど、今回、それは見送りですか、上がってないんですかね。

◎片岡中山間地域対策課長 委員の御指摘のとおり、特別交付税措置が、報償費が年間320万円から令和7年度350万円に格上げされます。本県の当課等の県版協力隊等も当然350万円を前提に引上げをしますところ。月当たり18万円ぐらいから20万円を超える処遇改善が図られると考えております。

◎細木委員 20万円になってよかったと思いますが、それでもなかなか低いと思います。途中で辞められる方の理由だとか、離職の防止、定着させるために何か考えられてい

る支援、施策があれば教えてください。

◎片岡中山間地域対策課長 地域おこし協力隊の任期は3年です、その間で辞められる方が大体3割ぐらいいらっしゃいます。結婚や就職、起業という致し方ない理由もございますけれども、ミスマッチという理由も非常に多いということで、今年度から、協力隊のフォローをする市町村の伴走型支援を開始しました。協力隊側からも市町村からも非常に効果がある事業だということで、来年度は対象市町村も拡充して実行してまいりたいと思います。

◎下村委員 鳥獣被害対策事業の関係ですが、うちの地元なんかでも、いつときイノシシとかも少なくなつて、ちょっと落ちつきを見せていたのが、ここ最近、何とかしてくれということで、僕のところにも何人かから連絡が来たんです。今の攻めの対策の部分なんですけど、実際、狩猟してくれる人たちの状況はどんな感じに推移しているのか。捕ってくれる人たちが増えているのか減っているのか、その辺りの状況です。

◎刈谷中山間地域対策課企画監（鳥獣対策担当） 新規狩猟者ですけど、前年、かなり免許を取る人が少なかったんですけど、今年、63人増加しております。ただ、高齢化が進みまして、更新する人が減っている状況にはなっております。

◎下村委員 とすると、全体の傾向なんですけど、実際に捕ってくれる人たちがどういう感じなのか。だんだんしぼんでいっているのか、その辺りはどんな感じなのでしょう。ニュアンス的でも構いませんけど。

◎刈谷中山間地域対策課企画監（鳥獣対策担当） 免許を取っても狩猟登録をしないと狩猟ができません。狩猟登録のほうは前年度に近い数字になっております。免許の数字より狩猟登録のほうの方が重要じゃないかと思っておりますので、狩猟登録を増やしていくような格好でいきたいと思っております。

◎下村委員 実際、捕れている頭数がだんだん増えていって、被害がちょっとでも目に見えて減っていくような感じであれば、それが一番ベストなんですけれども。今回もいろんな支援策入れていますけど、ぜひ効果が何とか上がっていくようにお願いしたいと思います。

◎岡田（芳）委員 関連して。鳥獣対策なんですけれども、被害額そのものは、いつとき3億円超えていたのが1億円台で減ってきてるということなんですけれども、被害の範囲が広域化している問題もあると思います。平場とか、もう海岸線までイノシシ被害もあって、例えば、農協に頼んでいる鳥獣被害対策の専門員の配置ですよね、これも、出てくる場所もかなり変わってきていますので、同じような配置がずっと続いているんじゃないかなとも思うんですが、鳥獣被害の広域化に対する対策として、具体的に中身をどうしていくのか、検討はされているんでしょうか。

◎刈谷中山間地域対策課企画監（鳥獣対策担当） 鳥獣対策専門員としてJAへ配置して

おります。その専門員に対して、新たな鳥獣の被害が発生すれば、そこに対しての支援を強化するような体制をとっていきたいと思っております。

◎岡田（芳）委員 そういった人を増やす考えはないんですか。

◎刈谷中山間地域対策課企画監（鳥獣対策担当） 今のところは現在の状態でいきたいと思っております。

◎岡田（芳）委員 被害があっても合意形成ができない集落が結構あって、そこを地域ぐるみの対策にしていくのかも課題だと思うんですけども、その辺はどういう取組をされていく考えですか。

◎刈谷中山間地域対策課企画監（鳥獣対策担当） 鳥獣対策専門員と支援チームをつくっております。農業振興センター、林業事務所、それから当課と市町村とで支援チームをつくりまして、その中で、また、そういう合意形成ができないところへは、支援をしていくような格好になってくると思います。

◎岡田（芳）委員 あと、一問一答でも取上げた鳥の被害。最近、鳥に農作物を荒らされた、突っつかれたという話で、柑橘類、葉物野菜もそうなんですけれども、被害も広がってるようなので、これは、引き続き強めていただくことを要請しておきます。鳥は上からなんで、ネットをかけても防ぎにくくて、費用もかかるお話だったので、これは考えていただくように要請していきたいと思います。

それと、人口減少対策で4ページなんですけれども、若者が増えている自治体、出生数が増えている自治体、社会増の自治体が幾つか見られる中で、全体としてはしぼんでいるというお話だったんですけれども、増えているところの特徴、取組について何か教訓があれば教えていただきたいです。

◎片岡中山間地域対策課長 市町村ごとの個々の分析まで現在できているわけではございません。今回、人口減少対策総合交付金を活用して、これから事業を実行して成果も出てくると思いますけど、来年度以降、足元の状況もしっかり、事業成果等も確認しながら、分析してまいりたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 増えているところはそのお金をどう活用するか知恵があるんじゃないかなと思って、どういう分析をされているのかなと思ったんですけど、いかがですか。

◎片岡中山間地域対策課長 若年人口については、単年度で、前年度比較で見ると増えているところもありますけど、結果的には、目標に掲げております令和4年度と比べると、足元の直近の令和6年度も全ての市町村が下がっている状況です。出生数になると、小さい町村レベルではパイが少ないので、結果的に4人のところが5人だったとかね、そういった上昇がありますけれど、誤差の範囲かなというところもありますので、実態はしっかり把握して、事業につなげていきたいと思っております。

◎金岡委員 鳥獣被害ですが、猿、イノシシ、鹿が非常に目立っていますけれども、あり

とあらゆる鳥獣が出てきています。今、顕著に見られるのがウサギです。ウサギの対策を何とかしなければならないことになってるんです。メニューの中には、そういうものはもちろんないんですが、どういうところで、どういうふうに対処していくのか、お伺いしたいと思います。

◎刈谷中山間地域対策課企画監（鳥獣対策担当） 鳥獣対策のリーダー研修の中で、そういう小動物の被害対策も研修しておりますので、ぜひ地域の人にはここへ参加していただいて、小動物の鳥獣被害対策というところを学んでいただければ、対策ができてくるんじゃないかと思います。

◎金岡委員 林業との兼ね合いがありますので、再造林をして、全部ウサギにやられるという状況が今どんどんと起こっています。林業との連携になろうかと思いますが、まずはそこ。

それからもう一つは、先ほど岡田委員が言われましたけど、上から来る、いろいろ鳥がいるんですけど、一番、地域の皆さんが異口同音に言っているのはカワウです。これをどうしたらいいのかというようなことも、鳥獣に関しては、鹿とかイノシシだけでなくてまだまだあります。そこら辺も、地域の皆さんのニーズを聞いてということもありますけれども、そのときに、どういうことができるのかを示していただければありがたいと思いますが、どうでしょう。

◎刈谷中山間地域対策課企画監（鳥獣対策担当） 野ウサギに関しては、林業と協議をしております、林業関係者が免許を取っていただいて、林業の中で取ってもらうような取組を検討しております。それと、カワウに関しては水産振興部と連携して、今、カワウの指針をつくっているところです。それは水産振興部主体でやっておりますので、こちらからはその中で意見を言うていくことになっております。

◎金岡委員 もう1点。若者の定着に関して言えば、皆さんからお聞きするのはやはり仕事です。それをどうするのか。要するに、若者の定着できる仕事をつくってほしいと。もうここに尽きるんですね。ですから、その対策を書いていますけれども、もっと具体的に、こういう仕事とかいうことがあれば教えていただきたい。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 中山間地域対策に限らず、高知県の人口減少を考える際に仕事というのが非常に重要、委員のおっしゃるとおりだと思っております。その中で、特に中山間で言いますと、やはり一次産業、ボリュームは出ないかもしれませんが、一次産業に雇用していただく。給与だけでなく都会の仕事と勝負できる分野だと思っております。この部分を、林業はもともとですが、特に農業、水産業などは雇用型、安定した仕事に変えていくことによりまして、若者を呼んでいくことをまず第一に考えております。

◎金岡委員 できるだけ若者が定着できるように、ぜひともやってほしいと思います。

◎西森（美）委員 鳥獣対策に関連してです。令和6年度の当初予算と比べましたら、10ページにお示しいただいている左の真ん中のあたりの5つの政策については、押しなべて増額をされていると思います。ただ一つだけ、5番目の野生鳥獣に強い県づくり事業交付金、これは国の補助事業には当てはまらないので、県独自でやられてるものだと思います。それが少しですけど微減の形になっています。これは、県単独の補助事業なので、執行率、使い勝手はどうか。少し微減になっているので気になって、そこを教えてくださいませんか。

◎刈谷中山間地域対策課企画監（鳥獣対策担当） 野生鳥獣に強い県づくり事業交付金については、市町村が実施する事業の中で特別交付税で80%が返ってきますが、その分の残りの20%に対しての補助になってきますので、市町村の要望によっては微減になったりすることがあります。

◎西森（美）委員 令和6年度の執行率はどうだったんですか。

◎刈谷中山間地域対策課企画監 令和6年度の執行率は、予算を要求をした時点で100%で実行しております。

◎西森（美）委員 先ほど来あった鳥の問題とか、今年は県内、ヒヨドリの被害が多いので、今回当初予算に何らかの予算が計上されるかなあと思ったんですけどないので、またいろいろ検討されて、必要であればということだと思います。

それから、去年ICTを活用して効果的な捕獲の推進事業費の委託も計上されてたと思います。約1,000万円だったのでしょうか。それが今回ないのはどんな事情だったのか。

◎刈谷中山間地域対策課企画監（鳥獣対策担当） あれは実証実験でありまして、横展開をすることで、鳥獣被害防止総合対策補助金で対策をしていくことになっております。

◎西森（美）委員 試験的にやったものを生かして、ちゃんと予算は、ここではないけれど計上されているということですね。

あと、鳥獣被害対策の専門員の配置をしていただけてまして、市町村と農業振興センター、林業事務所、鳥獣対策室で推進してくださっていると思います。ただ、エリアによっては、関係者が全部集まって対策を進められているところと、ブロックによっては、例えば、高知市のように、農業振興センターはどっちかっていうと捕獲とか防除ということよりも、ほかのことを専門にされているので、この何者かがぐっと集約されてという感じではない点もちょっと見受けられたんです。ここが農業振興センターを所管していないことは承知の上です。中心でお声をかけていただいていると思いますので、これはもう要請で終わりたいと思いますが、このチームで動かれている委託料であると思いますので、そこはしっかり連携をとっていただきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 6ページの中山間地域対策の4生活用水・生活用品の確保の支援です。中山間で水の問題とか生活用品の確保は本当に大事な問題だと思っていて、新規事業で国

の財政も使って支援をするということなんですけれども、特に水の問題ですよね、やはり生活用水を求める地域は、かなりまだ残ってるんでしょうか。

◎片岡中山間地域対策課長 県としての補助制度を平成20年に創設しました。例えば水道未普及地域の整備率でいうと現在77%ぐらいになります。

◎岡田（芳）委員 まだ、地域からもかなり要望もあるんじゃないかと思うんですけれども、市町村通じてそこは何件ぐらいあるんですか。具体的に分かりますか。

◎片岡中山間地域対策課長 要望の数字は資料を見ないと分からないところもありますけれど、3年間に1回、3か年計画を立てるということで、ちょうど令和7年度から9年度の3か年計画を立てる年でして、実際、必要な要望量に対しては全額予算の計上はできている状況です。

◎岡田（芳）委員 移住促進とも絡んで、生活用水、水の問題は大きな問題になってきて、そのハードルをクリアするのは非常に大事だと思うし、地域を維持することも、高齢化の中で大事だと思いますので、引き続き強めていただきたいと思います。

それともう1点。6ページの左下にある、中山間地域交流促進事業委託料なんですけれども、集落活動センターが行う活動でPR動画とかも作成して、SNSで広報するということなんですけれども、集落活動センターがこういう素材を県に上げて県が加工してというか、組んで広報することになるんでしょうか。

◎片岡中山間地域対策課長 この事業に取り組みたい集落活動センターをまずは募集しまして、どういったプログラムを実施したいかを、フォーマットに記載していただく形になります。それを我々職員が、地域本部とともにヒアリングもしながら、委託事業者に、魅力的なプログラムになるように構成してもらう形になります。

◎横山委員 ビジョンの柱4の、しごとを生み出すですね、ここで企業誘致戦略（仮称）なんですけれども、12月定例会で質問をしたときに、岡田部長から企業誘致は雇用創出効果の速効性があるということで、市町村と連携して取り組むと答弁いただいたんですけれども、企業誘致戦略と中山間対策をどのように絡めていくのかをお聞きしたいです。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 商工労働部が立てました企業誘致戦略の中の新しい柱、4つ目の柱として、中山間地域への企業誘致というのを立ててもらっております。考え方としては、大規模工場の誘致もあり得るかもしれませんが、中山間地域で、特に必要となる、先ほどほかの委員からお話がありました、生活サポートをしていただくような店舗の誘致とか、そういうものも視野に含めて市町村の意見も聞きながら、地域本部と一緒にその中に入って行って、誘致を進めていこうというものです。

◎横山委員 そうした中で、人口減少対策総合交付金も、企業誘致に充てれるかどうか、別メニューがあるかも分かりませんが、そういうものも活用したり、強化のポイントに若者の所得向上も、これ第一に挙げて、今議会でも相当な議論がされてました。人口減少の

交付金でかなりベクトルが合わさってきた中において、もう一步踏み出すためには、強化の方向性の1丁目1番地の、この若者の所得向上に対して、県はデジタル化の生産性向上とかキャリアパスの支援を考えられてますけど、市町村としても若者所得向上に対して、この交付金の活用を積極的に使うことができないかなと思うんです。まだ、これからの話だと思うんですけども、理事の中でお考えがあればお答えいただきたいと思います。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） この交付金は、若者の増加に焦点を絞って、そのための活用ということで連携加算型を用意しております。例えば、企業誘致することによりまして、若者が増える蓋然性がきちんと合理的に説明できるような事業であれば、それは交付金の対象となる可能性はあるというのが、今の私の第1感です。

◎横山委員 あと、若者所得向上に関して。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 今いらっしゃる方の所得向上、企業誘致によりまして、好待遇の企業に就職することで所得向上というストーリーはあり得ますが、所得向上そのものを目的とした施策に対して、交付金が充てれるかどうかは検討させていただけたらと思っております。

◎横山委員 直接的なものはなかなか難しいと思いますけれども、県がやっていく賃上げに対して、さらに市町村も一緒になってやっていくところも、交付金として活用できたら、さらに若者の所得向上が倍々になっていく可能性もあるので、ぜひ御検討よろしく願いします。

◎三石委員長 10ページの6 指定管理鳥獣捕獲等事業委託料、以前から結構な予算をつけてやってるんですけども、成果というか、これ猟友会かどこかに委託をしてるんじゃないかなと思うんですけども、どのような状況ですか。これ随分長く前からやってますわね。

◎刈谷中山間地域対策課企画監（鳥獣対策担当） 今年も四万十市と四万十町でやっております。今年の目標捕獲頭数は20頭にしております。捕獲頭数を少なくしたのは、発生時期が早まったことで、早い時期に捕るということで20頭にしておいて、四万十市は目標頭数を超えましたけど、四万十町は目標頭数を下回っております。12頭になっています。

◎三石委員長 どういう体制でやってるんですか。

◎刈谷中山間地域対策課企画監（鳥獣対策担当） わなを30基掛けて見回りをする体制でやっております。

◎三石委員長 人数は。

◎刈谷中山間地域対策課企画監（鳥獣対策担当） 人数は5名です。

◎三石委員長 給与にしたら、大体、1人どれぐらいの金額なのか。予算、勤務の時間、日数、その辺り詳しく言ってください。

◎刈谷中山間地域対策課企画監 今の日数については資料を見ないと分からないので、ま

た後日お伝えして構いませんか。

◎三石委員長 丸投げで頼みっ放しじゃいかんのよ。このぐらいの予算つけてやね、勤務の時間が大体どればあで、1週間のうちどればあ出てとか、その辺りかっちり把握してないと、予算はつけたもののチンタラチンタラ、ダラダラじゃね、やってないとは思うけど、そんなことになりかねんのよ。かっちりやらないと。猟友会に丸投げして、どんな勤務体制でどういう成果があったか分からんようじゃね、そら済まんですよ。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 申し訳ございません。今資料は手元に持ってないようでございますが、何人役で何日間、それぞれに対して幾らの報償費でというものは、しっかり積み上げて予算は組ませていただいております。ただ、委員長が以前から決算特別委員会等でも御意見いただいておりますように、確たる成果が金額の割に上がってないのではないかと、そこをしっかりと進捗管理せないかんのじゃないかの意識は常に持っております。例えば、先ほど企画監が申し上げましたけれど、冬場ということで漫然とやっておりましたが、雪になるとなかなか鳥獣が捕れないということで前倒ししてみる。あるいは来年に向けましては、鹿の生息調査等も行いまして、さらに効果の高いところを模索してみるというふうに、常にその金額に見合う成果が出るように取り組んでいきたいと思っております。

◎三石委員長 ぜひお願いしたいと思います。

質疑を終わります。

以上で、中山間地域対策課を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。再開は午後1時とします。

（昼食のため休憩 11時57分～12時59分）

◎三石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈移住促進課〉

◎三石委員長 次に、移住促進課の説明を求めます。

◎泉移住促進課長 まず、令和7年度当初予算案を御説明いたします。当課の当初予算は4億3,237万円と、前年度と比較をし、4,580万円余りの増額で計上しております。主な増加要因は、U・Iターン等情報発信事業など新たな取組によるものです。

それでは2ページ、議案参考資料で、取組の全体像と主要事業を御説明します。移住施策では、元気な未来創造戦略における若者の定着増加に向けて、県外からのU・Iターン、特に若者、女性の増加を目指して取り組んでおります。具体的な目標や取組は、中山間地域再興ビジョン及び第5期産業振興計画にも同様に位置づけております。

これまでの移住者数の推移は、右上の表のとおりですが、今年度直近の実績、1月末時

点での移住者数は1,725人、前年同期比で127%と、過去最多となった昨年度を上回る水準で推移しております。今年度の目標、2,500人の達成に必要な伸び率130%には届いておりませんが、3月は、年度内最大のボリュームゾーンとなりますので、相談者のフォローアップを強化しております。

資料左端の戦略の柱には、裾野を広げる、マッチングの強化を図る、受入環境を整え定住につなげる。この3つを掲げております。これに対応する強化のポイントとして4点、1つ目として、情報発信のさらなる強化による移住関心層の獲得を図るため、若年層の関係人口の拡大や、デジタルマーケティングを活用した情報発信のさらなる強化に取り組めます。

2点目、きめ細かな相談体制のさらなる充実では、4月に開幕する大阪・関西万博を通じた本県のPRの機会の拡大を最大限に活用しまして、大阪における相談体制を強化します。

3点目、中山間地域における取組の強化では、地域おこし協力隊の確保に向けた取組を移住政策と一体的に推進します。あわせて、移住者の地域への定着も支援してまいります。

4点目、転出抑制に向けた定住支援の強化では、新たに、県内の若者の転職による転出の抑制に向けた定住プロモーションを展開します。

次に、4つのポイントに対応しました当課の主な事業の欄を御覧ください。

1つ目、関係人口創出・拡大事業委託料では、SNSを活用して、高知の身近な情報を発信し、高知に暮らす人との交流の機会につながるイベントを実施するアンバサダー制度を導入し、若年層の関係人口のさらなる拡大を目指します。

次のイベント開催委託料では、農作業の繁忙期などに本県で就業するふるさとワーキングホリデーの参加者が、高知の文化に触れ、地元住民と交流する交流会を実施いたします。

次のUIターン等情報発信事業委託料は、当課の重点事業です。ポイント3、ポイント4にも再掲で事業を記載しておりますが、後ほどまとめて別の資料で御説明します。

次の高知県UIターンサポートセンター運営費補助金は、移住相談や各種イベントの実施など、移住施策の中核を担うセンターの取組を支援します。また、ポイント2に対応する取組として、関西圏からの移住者のさらなる増加を目指し、センターの大阪窓口を大阪事務所から、民間のコワーキング施設に移転をし、相談会やセミナーの回数を拡大するなど相談体制を強化します。あわせて、今年度から東京で実施しております市町村出張相談会を、この施設を活用して新たに大阪でも開催し、各市町村の相談機会の拡大も図ってまいります。

次に、ポイント3の取組、移住支援事業負担金は、東京圏から地方に移住し、地域の担い手として就業する方々に支援金を支給する国の事業で、国と県の負担額を合わせて市町村に交付します。

次の移住促進事業費補助金は、県内各地域で移住・定住支援に取り組むNPO団体の活動を支援するものです。今年度新たに開催しました移住者交流会を来年度も実施していただき、移住者の地域での定着を支援します。

右端の赤枠内、横断的な取組は、特にUターンのさらなる促進につながる取組を、再掲で抜き出してまとめておりますが、こちらも含めまして、次の資料で御説明しますので、3ページ、重点事業のUIターン等情報発信事業委託料を御覧ください。

移住施策では、上にあります戦略の目標に掲げた、3つの指標の拡大に向けて、それぞれ目標を設定して取り組んでおりますが、この事業は、デジタルマーケティングの手法を活用した情報発信の強化によりまして、Uターン候補者や若者、女性へのアプローチを拡大し、新規相談者の増加につなげる取組です。

下の現状ですが、今年度は、広告の配信状況や移住ポータルサイトのアクセス状況をリアルタイムで確認できるPDCAツールを導入し、デジタル広告の配信回数も増やしました結果、東京、大阪での大規模移住相談会、高知暮らしフェアの参加者数は、前年度を大きく上回る成果が得られております。また、上半期の若年女性100人のヒアリング調査の結果を踏まえまして、12月にスタートしました動画による移住プロモーションでは「この暮らしありかも」をキャッチコピーに、高知にUIターンして、自分らしく活躍する若者のリアルな姿を収めた動画の発信を通じまして、若者の多様な価値観を尊重し、活躍できる高知県を全国にPRしております。この広告の表示回数は、2月末の段階で目標の2,000万回を超えて、約2,370万回と多くの方に関心を持っていただけております。

他方で（3）でございますが、国の令和6年人口移動報告において明らかになりましたように、若者の県外への転出がさらに増加しており、その要因は、20代前半での新卒就職や、後半での転職の増加と推測しておりますが、移住施策を強化する一方で、転職による転出の抑制、いわゆる定住対策としての情報発信、こちらを強化をしていくことが必要と考えております。

このため、下段、令和7年度は3つの取組を強化したいと考えております。

1点目は、新たに県庁内の各産業分野が取り組む一次産業や、専門職などの担い手の確保に向けた県外への情報発信を、デジタルマーケティングのノウハウを蓄積しつつある移住施策に一元化しまして、効果的に広告配信を行います。加えて、各関係部署が所管するウェブサイトとのデータ連携や、PDCAツールの導入も拡大をし、ターゲットに情報を届ける精度を高めて効果的なアプローチを行います。

2点目は、若年人口の増加に向けた移住プロモーションにつきまして、来年度は年間を通じて切れ目なく発信を継続し、帰省や就職活動など節目の時期に、高知へのUIターンに一層関心を持っていただき、移住ポータルサイトや相談窓口にもつながっていただけるよう展開をしてまいります。また新たに、県内に残る親世代や同年代の友人に対しても動

画を発信しまして、若年層のUターンに影響力を持つ身近な方からもUターンを呼びかけ、窓口につないでいただけるよう促してまいります。

3点目は、若者の転職による県外への転出の抑制に向けまして、新たな定住プロモーションを展開します。具体的には、デジタルマーケティングの手法により、転職に関心を持つ県内の若者を推定し、県外からUターンをされた方々がやりがいのある仕事で働きながら、高知の暮らしの豊かさを実感する姿を動画で発信をしまして、県内就職への関心を高めることを狙います。あわせて商工労働部と連携をしまして、県内の各産業分野における求人情報や、スキルアップのための支援策を紹介する新たな特設ページに誘導し、県内の仕事の情報にアクセスしやすい環境を整えたいと考えております。

次に、御説明した主な事業以外の予算を、当初予算議案説明書で御説明いたします。5ページ目の下から3行目です。

全国協議会等負担金は、全国の自治体などで構成する移住交流推進機構への負担金のほか、四国4県、中四国9県と、毎年合同で開催する県外での移住相談会に係る負担金です。

当課の当初予算の説明は以上です。

続きまして、令和6年度2月補正予算を説明しますので、8ページをお願いします。歳出につきまして、525万円の減額をお願いするものです。

1つ目、移住支援事業負担金は、移住支援金の交付対象となる方の人数が当初の見込みを下回りましたことから減額を行うものです。

次の移住促進事業費補助金は、予定しておりました事業に要する経費が当初の見込みを下回りましたことから減額を行うものです。

以上で、移住促進課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎横山委員 移住についてずっと実績を上げてきて、一方、転出ということで、移住と定住の強化で取り組んでおりますけれども。今、いろんなところにデジタルマーケティングであったり、働きかけということをしてはいますが、それとまた別で、今回のこの転出の数字を見ると、ひょっとどうかなというところもあったり、例えば、仕事とか、住まいとか、教育とか、定住って、各分野にすごく関わってくるんだろうと思うんですけれども、大きな話で恐縮なんですけど、その辺についてどうでしょうか。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 例えば、産業の担い手におきましては、次年度から、産業振興推進部で統一してやっていくような形で、移住促進課では、入り口・出口の情報発信について一元化してやっていく話。そして、やはり定住のベースとなる所得向上の取組は、未来戦略本部の下の人口PT等を通じて取り組んでいく形で、全庁横断の取組、仕組みはできております。

それをパッケージとして打ち出している、今のところポンチ絵的なものがございません

ので、分かりにくい部分もあるかと思いますが、全庁で取り組む体制は、着実に構築していると思っているところです。

◎横山委員 この移住の件もすごい実績を上げてきたのは、市町村とかなり連携した、そこも大きいと思うんですね。そういう意味でいうと、移住施策における市町村との連携の枠組みはしっかりできていると思うんですけども、なかなか難しいところだと思いますが、定住施策に関して、市町村と今後さらに連携を強化していくことが重要なかなと思うんです。その辺に関して理事の御所見があればお願いします。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 形として定住を市町村と連携する仕組みが今のところ外形的にはございませんが、いずれにせよ、おっしゃったように基本的にありとあらゆる施策、市町村との連携が、さらなる効果を出すために一番重要な部分でございますので、そこにつきましては検討していきたいと思います。

◎横山委員 最後に。移住の概念はもうかなり定着してきましたよね。これから先、定住の概念をしっかりと市町村とも連携していただきたい。当然、全庁横断的にということもありますけれども、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

◎下村委員 今回、情報発信の部分で、本会議の質問であった内容になるほどと思ったんです。田舎はどうしても都会に比べて給与水準が低いけど、都会と比べて生活していく上においては、給与が下がっても、全体の部分で、都会よりも豊かな暮らしができるというアプローチのお話が答弁の中であったんです。今回、情報発信していく中に、そういった部分も織り込んでおられるのかどうか、そこら辺はどんな感じですか。

◎泉移住促進課長 本会議でお答えしましたように、確かに都市部と比較しますと、手元に残るお金の面でメリットが出るケースも出ております。今回の情報発信は、主に広告を配信することで予算をお願いしておりまして、ただ、その広告の誘導先ということで、主に移住のポータルサイトにつながっていただくことを目的としております。このポータルサイトに、現在、数字で見る高知の暮らしという形で、少し例示もさせていただいておりますが、これもまた、もう少し研究、充実をして若い方に特に分かりやすい形で発信をしていきたいと考えております。

◎下村委員 こっちへ移住してみて、どんな感じの生活になるんだろうというところで、給料が下がったときに、移住してもお金がさらに残るんだよとかのアプローチがあれば、やはり行ってみたいなという人も出てくるだろうし。それで豊かな生活ができればです。ゴルフがあるとか釣りができるとか、そういった部分も全部トータルで見て、ぜひ、いろんなアプローチがあればいいなと思います。

◎細木委員 今回、関西のほうを戦略的に重視してやるということなんですけど、転出者の転出先、その割合はどんな感じになってるんでしょうか。

◎泉移住促進課長 令和6年調査の住民基本台帳上の人口移動報告のデータですけれど

も、転出者につきましては関東の4県でいきますと、全体が1万682人に対しまして、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県で2,500名程度になっております。それから関西ですけれども、これは大阪府だけで1,439人、そして兵庫県に811人で、転出についても非常に割合が高いのではないかと考えております。

◎細木委員 私が労働組合の関係の方からもらった資料では、一番ボリュームの大きいのはやはり関西で、その次に関東、その次は四国の中でも徳島県、愛媛県、香川県に行っているのも多いので、そこへのアプローチも必要じゃないかなと思ったんですけど、そこら辺の動向とか、対策はあるんでしょうか。

◎泉移住促進課長 御指摘のように、関東、関西は、かなり転出先として多いですけども、中四国についても一定の割合がございまして、実は関西よりも四国3県と、岡山、広島を合わせただけでも割合が多くなっております。私ども移住の施策としては、これまで、東京、大阪で相談会をやりまして、そこにたくさんの方に来ていただくと。情報発信につきましても関東、関西を中心にやってきておりました。これから、近隣で行き来もしやすい中四国も、情報発信のターゲットとしてしっかり捉えて、特に就職・転職の相談会のようなところで、発信をしていきたいと考えております。

◎細木委員 ハラスメント対策で、UIターンサポートセンターの処分が年度内に行われる予定らしいですけど、働きやすい関係、職場になっているとか、風通しのよい職場、離職率、定着率が改善されているのか、今どんな職場になっているのか、報告していただきたいと思います。

◎泉移住促進課長 ハラスメントに関しましては、1月に第三者委員会から報告書をお預かりをしたと聞いております。その中で、今後の改善策ということで、1つ目は、ハラスメントの防止規定の整備、それから研修、相談窓口を周知徹底すること、業務のマニュアル化が提言をされております。いずれも、既に、迅速に改善を図るということで、理事長が指示をして着手している状況です。

特に業務のマニュアル化で、スタッフの皆さんが気持ちよく働けるような環境づくりに、理事長も非常に心を砕いておりまして、実は昨年の秋から、そうした専門家のアドバイスをいただきながら研修もやっております。そうした中で、センターの雰囲気は、前向きに仕事に向き合う形で徐々に変わりつつあるのではないかと、私見ですけども、感じているところです。

◎岡田（芳）委員 移住促進で転入の関係ですけども。以前、何か2段階で町なかへ来て郡部へ行くとか、そんな取組もされてた記憶がありますけれども、そうやって動かれて市町村に定住されている方もいるんですか。

◎泉移住促進課長 まず、都市機能が整った高知市にお試しで移住をしていただいて、それから県内の市町村に移住を誘導する、高知市が主にれんけいこうちの取組として推進し

ていただいております。平成30年度から取組を開始しておりまして、令和5年度までの累計で30組がこの制度を活用して、移住をされたとお聞きしております。

ただ、2段階目の移住先が周辺市町村ということも多いので、より東部ですとか、西部、そうしたところに広がるように、マルシェなんかもやっていただいておりますので、こうした高知市の取組を県もサポートしたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 情報共有しながら、郡部へも広がって移住されたらありがたいと思いますし、また、空き家情報、教育環境、様々含めて連携しながら取り組んでいただけたらと思います。

◎金岡委員 伺いたいのは、地域おこし協力隊について、何をやってもいいよ、何でもいいよということで募集すると来るんですよね。農業をやってくださいとか、林業をやってくださいと、ミッションとなるとなかなかない。これは市町村が決めることかもしれませんが、県はどういうスタンスを取られていますか。

◎泉移住促進課長 協力隊自体は中山間地域対策課の所管になりますが、移住促進策の上でも、地域おこし協力隊は、中山間の移住者ということでいきますと、たくさん来ていただきたい制度です。おっしゃったのはフリーミッションのような形で、これから、来年度に向けてどういったミッションづくりをしていくかを、当然、新しい事業で市町村と協議をしながら進めていくと思います。移住の現場でも、UIターンサポートセンターのコンシェルジュは、非常に志を持って来てくださる若者が多いので、フリーミッションを市町村にお勧めしているところです。これから、市町村訪問でも地域おこし協力隊のどんなミッションをつくるかについて、我々移住の側のノウハウも生かしながら、来年度、協議もしていきたいと考えております。

◎金岡委員 もう1点。出られる方に特徴的なことがありまして、夫婦なり、それから独身、単独でも構いませんが、自分の趣味の世界で生きている方はそこにいるんですよ、生活できるので。ところが、子供ができるとこれは無理だということで出られます。今、うちのほうで象徴的な移住者の方がもう出られます。それはどうしてかということ、就学をすることで出ざるを得ない。こういう状況があります。

ですから、一つは、十分な収入が得られる状況をつくらないと、いずれそういう節目のときに出られるということです。もう一つは、趣味の世界のような形の中で来られる方。もう一つは、リタイアする前とかリタイアする方が来られるんです。その方々は定着します。例えば、自分の家とか全部売り払ってくるとかの形で来ますので。

もちろん、若者に来てほしいのはありますけれども、今申し上げたとおり、若者はなかなか定着するのが、いろんな節目の中で出られるので難しいです。そう考えると、ちょっと年のいった方も、当然来ていただくような形の中で、地域のいろんなことに貢献してもらうことも考えなければならないのかなと思いますが、若者若者ということで、物すごく

若い人にターゲットが向いていますけれども、そこら辺どのようにお考えですか。

◎泉移住促進課長 確かに、人口減少対策ということで若年層をターゲットには取り組んでおりますけれども、お話のありましたように、シニアの方のニーズも一定ございます。特に都市部で活躍をされた本県出身の方、こうした方々は、行く行くはふるさとに帰ることも含めて、地元知識や経験を生かして貢献をしたい。こういう思いを持っていらっしゃる方が非常に多いのではないかと考えております。こうした方々に、地元につながっていただく意味で、今年度、シニアの方々に御協力をいただくアドバイザー制度を創設しております。

こちらは、県人会を通じてお声掛けをしまして、現在5名の方に登録をいただいております。そうした形で、地域に貢献したい思いから、実際にアドバイザーとして来ていただく流れでつながっていただく方と、加えまして、毎年UIターンサポートセンターと開催しております、暮らしフェアでございますけれども、ここにも、地域貢献ふるさと応援ブースという形で、この1月の会で初めて相談のスペースを設けてみました。そうしますと、東京、大阪で14名のシニア層の方々が貢献したいということで、集活の取組なんかも御提案をしたんですが、そうしたニーズがございます。そこは、コアターゲットとして若年層はありながらも、やはり1人でも多くの方に来ていただきたいし、地域で貢献していただけたらありがたいですので、全方位で取り組んでまいりたいと思います。

◎岡田（芳）委員 空き家なんですけれども、確保するのも非常に大事だと思うし、最近では県外へ出られて、土地そのものもそのまま置いて出ていってる方も多くて、地元では管理ができてなくて困っている面もあるんですよね。だから、土地も含めて、空き家も含めて、こういうものがありますよという形で紹介もしてあげたら、興味を持つ方も、ちょっとは広がるかなという気もしたんですけれども、その取扱いは移住促進課でやれるんでしょうか。

◎泉移住促進課長 空き家の掘り起こしの取組は、土木部の住宅課でお願いをしております。移住促進課では、掘り起こされた空き家を、空き家バンクに市町村が登録しております。しっかり県外に発信しようということで、移住ポータルサイトに200件前後ぐらいの住まいの情報を掲載しており、PRをする場はございます。その土地を含めてといったところについて、どういう形ができるのか、土木部とも相談をさせていただけたらと思います。

◎西森（美）委員 総務委員会、本会議で、ずっとこの移住・定住の提案の中で指摘がされてきたことが、各分野で担い手の確保、教育委員会とかの魅力発信も含めてですけど、それぞれの部局でやってくださっている。それと、情報を一元化することが、先ほど横山委員からもあったように大きなテーマだったのではないかなと思うんです。その情報を一元化するとき、部局横断もやってくださっていると思うんですけれども、さらに教育委員

会とかも含めて取組をどういうふうに強化されるのか教えていただけますか。

◎**泉移住促進課長** 今回デジタルマーケティングを活用して、全庁的に一元化を図るということで、県外での人材確保に取り組んでいる各課の事業を集めるために全部局に照会いたしました。その結果、農業、林業、水産業、それから教員の確保であったり、教育委員会の県版の協力隊の確保であったり、様々な事業を集めておりまして、今回一元化で10事業、34回分の広告を、もともとの移住の広告にプラスして発信する形で、この予算を活用していこうと思っております。

今後、様々な分野で、人材を県内だけでなく県外に求めるところでの施策が際立ってくると思いますので、これだけで終わりではなく、当然、一元化をしたことによるメリット、デメリットを、メリットだけではないこともあるかもしれませんので、来年度しっかり回してみ、さらに効果がありそうであれば当然広げていきたいと考えております。

◎**西森（美）委員** U I ターン等情報発信事業委託料で約5,166万円計上されています。恐らくプロポーザル方式になるのかなと思うんですけど、今後のスケジュールと、特に重要だと考えている、事業者を求めるポイントを教えていただけたらと思います。

◎**泉移住促進課長** 一元化の事業と、あと定住のプロモーションも含めまして、情報発信ということで委託をいたします。公募でプロポーザル審査会をこの月内に行いまして、契約の相手方もスムーズに、議決をいただいた後に決めたいと考えております。特にお願いしたい部分は、この広告の発信は、発信するキーワードであったり手法で随分その効果が変わってくることがございますので、そのマーケティングをしっかり県と一緒にやっていただけることと、併せまして、かなりたくさんの広告を作っていただくことになりますので、効率的・効果的なタイミングで発信していくことについても御提案いただきたいということで、今募集をしているところです。

◎**西森（美）委員** この数年、移住支援事業負担金で、東京23区から地方の担い手として移住する、起業とか就業する人への支援をずっと継続してやられてると思います。今年微増で、しっかり取り組んでくださるんだろうなと思うんですけど、課題があったら教えていただきたいです。

◎**泉移住促進課長** この移住支援金は、東京圏から地方に就業していただく方ということで、国の制度を活用して県、市町村ともに取り組んでおります。地方の中小企業の担い手という位置づけで制度設計がされておりますので、移住支援金を支給できる対象の企業が資本金3億円の境目があります。高知県内ではほとんど対象になりますけれども、そういう意味では、要件について緩和されていくようなことがあると、より使える事業者が広がるのかなと考えております。

◎**中村理事（人口減少・中山間担当）** 補足です。その課題に対しまして、国のほうも対象を広げるような動きがあるようですので、そこを注視していきたいと思っています。

◎三石委員長　まとめてください。

◎西森（美）委員　国もその課題、今、一極集中になっているので地方からも上がってきてまして、柔軟に使い勝手がいいものということで、地方への追い風になるように制度設計も考えていると思います。特に2025年度の予算として、結婚をきっかけに東京から帰られる方に関しては、婚活イベントの交通費とか、移住するやったら最大100万円っていうような、若い女性の結婚を機に帰ってくる様々な要因もあるかもしれませんが、そう希望したときに、国のそういう支援もあるタイミングに、特化した取組があったらなおいいかなと思います。これは今回の予算には入っていないので、また今後、検討もしていただけたらということで求めています。

◎上田副委員長　よさこい移住について。概要は本会議でお話をさせてもらったんですが、この3月、善通寺から移住してきた方が、よさこいがきっかけで私の事務所に今来てくれてるんですが、その方の履歴書を見ると、もう転々としちゅうわけですよ、これが現実かなと思って。それで高知市は、最近よさこいを愛する人たちの高知に住みたいをサポートする、よさこい移住プロジェクトをスタートされて、農業移住とかよさこい移住とかの多様な生き方を応援すべく求人サイトも立ち上げています。よさこい移住者を歓迎する企業なんかも紹介したり、あと、よさこい移住応援隊といって、よさこいで移住してきた方々が、移住を希望する方々の様々な不安や心配などの解消に向け、相談やアドバイス、あと移住後も日常的な相談とか、フォローアップをされようところで、いわゆる定住にもつながるすごくいい取組だなと思って見たんです。県としても、こういった切り口で移住政策をやったらどうですか。

◎泉移住促進課長　お話しのとおり、よさこいは非常に高知県の魅力を若者に発信するコンテンツとして、効果的であると考えておりまして、実際に、県の移住相談窓口にも、よさこいが終わりますと、高知に移住したいと相談に見える若者もいるとセンターから伺っております。

県の取組でございますけれども、8月に東京でスーパーよさこいが毎年開催されております。この場に移住のブースも設置しまして、そこでは踊り子の方も含めて、よさこいに関心を持つ若い方がたくさん集まっておりますので、そこで会員募集であるとか、イベントのPRをさせていただいております。それから昨年の10月ですけれども、東京のよさこいチームの代表の方をゲストに迎えたセミナーを東京で開催いたしまして、こうした場を少しずつつくっていくことで、よさこいのファンの方のコミュニティーみたいなものができる、非常に移住にもつながりやすいと思っております。こうしたものも、来年度も定期的にやっていきたいと考えております。

それから、高知市が中心的に取り組んでいただいております、来年度、高知市が関西でも新しいセミナーのような取組を検討されているとお聞きしています。県も一緒に連携

して取り組みたいと考えております。

◎上田副委員長 高知市では、県外から高知市へ移住を希望される方のU I J ターンの方の採用枠をつくっていますけれども、県はどうか。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 承知しておりませんので後ほど。

◎上田副委員長 旅広場では、週末に午前と午後1回ずつ踊って、チームに3万円くれるんですけれども、最近、踊ってくれるチームがなくて、県外のチームを呼んだりしているみたいなので、例えば移住してきた方がチームをつくって、そんなところも使って踊る場を提供したら喜ぶのかなと。

あと、先ほど岡田委員から空き家のことで話がありましたけど、実は先日、会があっていろいろ調べてみたら、去年1年で空き家が見つからず移住を諦めた組が160組あるんです。先ほど空き家バンクの話もしましたが、今度、25日に空き家相談窓口のプロポーザルの入札もあります。そこらも考えたほうがいいかなと。5万軒以上空き家があって160組も移住につながっていないのは、多分問題がどこかにあるはずなんで、そこを調べていただけたらと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、移住促進課を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎三石委員長 次に、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎後藤交通運輸政策課長 令和7年度当初予算と令和6年度2月補正予算について御説明します。1ページをお願いします。

まず、令和7年度当初予算につきましては、総額で23億9,375万7,000円となっており、前年度と比べて5億9,800万円余り、約33%の増額となっております。

2ページをお願いします。科目欄の1番下、3交通運輸政策費の右端の説明欄を御覧ください。

1人件費は、当課の職員14名分の一般職給与費です。

次に、2交通運輸政策推進費です。公共交通利用促進啓発事業委託料は、将来の利用者となる小学生を対象に、バスの乗り方等の周知を行い、公共交通に関する意識啓発、利用促進を図ってまいります。

その下のバス運転士等確保対策事業委託料をはじめとしました公共交通の維持、人材確保事業につきましては、別の資料でまとめておりますので、そちらで御説明します。

10ページをお願いします。公共交通の現状、課題につきまして、昨今の運転士不足による路線の減便、再編が生じており、人材確保は喫緊の課題となっております。また、公共交通事業者においては、コロナ禍等による利用者減の影響が続くなど、依然として厳しい経営状況が続いております。そのため、国の重点支援臨時交付金を活用することにより、

事業者に対して、運行等への支援とともに、人材確保に対する支援を強化したいと考えております。

まず、事業者に対する、運行経費等への支援の強化として、今年度に引き続き、県、市町村で協調した支援を実施します。左側の路線バスにつきましては、運行に伴い生じる赤字の補填や、バス車両の購入経費を補助しますバス運行対策費補助金につきまして、運行経費への支援として、①これまで国の補助制度に沿って、経常費用と経常収益の差額の一部を補助してまいりましたが、今年度、国が運賃改定による増収分を、事業者の利益とするよう制度改正を行ったことから、本県も同様の措置を講じることで、事業者負担の軽減を図ります。

加えまして、その下、交付金とありますのは、今回の国の重点支援臨時交付金を活用しました特別支援を行うものであり、②路線バスの運行経費の補助額を算出する際の単価を、本県独自で引上げて補助いたします。

次の車両購入経費への支援といたしましては、①国の補助制度に沿って、1,500万円を上限として、国と県が2分の1ずつ、補助しているところですが、②につきましても、国の交付金を活用して、国と県の補助上限1,500万円を超え、通常であれば、事業者負担となる部分の2分の1を支援いたします。

右側の路面電車につきましては、施設の整備を補助する、安全安心の施設整備事業費補助金につきまして、通常、国、県・市町、事業者がそれぞれ3分の1ずつ負担しているところを、国の交付金を活用しまして、県・市町が、補助率を引き上げて支援することで、事業者負担をゼロにするほか、その下、軌道維持特別対策事業費補助金により、安全安心の施設整備事業費補助金の補助対象外となる修繕費につきましても支援することで、事業者負担の軽減を図ってまいります。

次に、左下を御覧いただきまして、人材確保につきまして、運転士等の確保に向けた取組を強化してまいります。まず、バス運転士等確保対策事業委託料では、県内の交通事業者や本県への関心を高めることで、求職者が県内のバス事業者で働いていただけるよう、これまで実施していた事業を強化したいと考えております。具体的には、①バス運転士専門の就職ウェブサイトでの広報につきまして、デジタルマーケティングを活用した広報を実施するとともに、②就職イベントへの出展の際の参加事業者数の増加や、③バス・軌道の事業所見学会の開催回数の増加により、求職者へのアプローチ機会を増やしまして、運転士の採用につなげていきます。加えまして、来年度は新たに、④経営層・人事担当者向け採用力強化セミナーを開催し、採用側のスキルを向上させることで、事業者の運転資格を支援してまいります。

次に、右側です。国の交付金を活用しまして、今年度に引き続き、県外から移住して、県内の交通事業者には運転士や空港のグランドハンドリングスタッフとして就職した方に支

援金等を支給する交通事業者を支援することで、人材確保の加速化を図ってまいります。これらの取組を通じまして、公共交通の維持や、航空路線の拡充を図りたいと考えております。

次の事業につきまして、議案説明書のページに戻り説明をします。2ページをお願いします。

1番下の四国新幹線整備促進期成会負担金は、四国4県や4県の県議会、四国経済連合会などで構成する期成会が、四国の新幹線の早期実現を目指して活動するための経費を負担するものです。

3ページをお願いします。上から2つ目のバス事業振興費補助金、3つ目の運輸事業振興費補助金は、県のバス協会とトラック協会が行いますサービス向上や安全対策、環境対策などの経費について補助するものです。

その下のバス運転士等確保支援事業費補助金は、先ほど御説明しましたので省略をします。

その下のトラック物流効率化支援事業費補助金は、別途まとめております資料で御説明をします。

11ページをお願いします。トラックドライバーの労働時間の規制により生じる物流の2024年問題につきましては、令和5年度から、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、県内のトラック事業や、荷主事業者への影響を把握するため、関係部局を通じたヒアリングの実施や、13ページに取りまとめておりますアンケート調査を行うとともに、支援策の検討を進めてまいりました。

11ページは、物流の2024年問題による県内への影響及び取組をまとめたものです。1番上に記載しておりますとおり、総括としましては、①のとおりトラック事業者におきましては、燃油価格の高騰に加えて、ドライバーの労働時間規制に伴うトラックの運行回数や、輸送距離の減少等で運賃収入が減少したことにより、経営を圧迫している状況であり、事業者を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、②にあります荷主事業者におきましては、運賃値上げに伴うコストアップが発生しておりますが、生産調整や配送準備の前倒しなどの工夫を行い、おおむね、これまでどおりの物流を維持しており、県内外の物流が停滞するような大きな混乱は生じておりません。しかしながら、今後、人材不足が見込まれていることなどを踏まえますと、将来を見据えた物流体制の維持・確保に向けて、効率化や生産性向上の取組が必要となります。こうしたことを踏まえまして、国の交付金を活用し、燃料高騰対策として、低燃費車両の購入や輸送効率化に向けたデジタル技術を活用したシステムなどの導入支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、12ページを御覧ください。こちらは、持続可能な物流体制の維持・確保に向けま

して、事業者が活用可能な補助金をまとめたものです。当課が所管しますのは、左側にご
ざいますトラック物流効率化支援事業費補助金になります。具体的な内容につきましては、

（１）燃料高騰対策事業では、県内のトラック事業者を対象に、近年、車両価格が高騰し
ていることを踏まえまして、エコカー、低燃費車両の購入補助を行うことで、事業者の負
担軽減を図ってまいります。補助金額の設定としましては、補助額にありますとおり、賃
上げ率と購入する車両の大きさの組合せによることとしております。

具体的には、大型車両の場合、直近５年間で約500万円価格が上昇していることを踏ま
え、賃上げ率が①3.2%以上の場合は、500万円の３分の２相当の330万円。賃上げ率が②
1.5%以上の場合は、500万円の２分の１に当たります250万円を補助することとしており
ます。

続きまして、（２）輸送効率化関連事業としまして、県内のトラック事業者及び荷主事業
者を対象に、デジタル技術を活用した輸送効率化に資するシステムや、荷役作業の効率化
機器等の導入、共同輸配送の経費の支援を行うことで生産性の向上を図ってまいります。
金額につきましては、他県における同様の補助事業の実績額を踏まえ、上限300万円に設定
をしております。このほか、事業者が活用可能な補助事業としまして、商工労働部におい
ても、デジタル技術の導入や働きやすい環境づくりに向けた支援もありますので、あわせ
て、事業者に周知を図ってまいります。

次の事業につきまして、議案説明書のページに戻り説明します。３ページをお願いしま
す。

ページ真ん中、３地域公共交通対策事業費です。２つ目の四国新幹線整備促進啓発事業
委託料は、新幹線導入に向けまして、県内の皆様の理解促進とさらなる機運の醸成を図る
ため、県内の商業施設において、イベントを開催するものです。

その下の、安芸市鉄道経営助成基金負担金と四万十市鉄道経営助成基金負担金は、土佐
くろしお鉄道のごめん・なはり線、及び中村・宿毛線を維持するため、県と関係市町村が
造成する基金への県の負担金です。

その下の海陽町鉄道経営安定基金負担金は、阿佐海岸鉄道の阿佐東線を維持するため、
本県と徳島県、また本県側の11市町村と徳島県側の３つの町が造成する基金への本県の負
担金です。

次の鉄道等協議会負担金は、ごめん・なはり線活性化協議会や、中村・宿毛線運営協議
会、予土線利用促進対策協議会など、鉄道の利用促進に取り組む団体に対して、必要な経
費を負担するものです。

その下のバス運行対策費補助金は、複数の市町村にまたがる広域的かつ幹線的な路線バ
スの維持を目的として、国庫補助路線の運行経費と、車両購入経費や県補助路線の運行経
費について補助するもので、来年度の拡充部分は先ほど別の資料で御説明させていただき

ましたとおりです。

その下の安全安心の施設整備事業費補助金は、安全運行を確保するため、線路や車両などの整備経費について、とさでん交通及び土佐くろしお鉄道株式会社、阿佐海岸鉄道株式会社に補助するものです。

次の4ページ、地域公共交通支援事業費補助金は、公共交通に関する施設の改良整備、地域公共交通計画の策定や計画に基づく事業の実施などに要する経費について、市町村や交通事業者などに補助するものです。

その下の第三セクター鉄道維持対策事業費補助金は、国庫補助の対象とならない線路や、電気設備などの整備経費を土佐くろしお鉄道株式会社に補助するものです。

その下、軌道維持特別対策事業費補助金は、先ほど御説明しましたので省略いたします。

次に、4広域公共交通対策事業費です。航空利用促進協議会分担金は、県や空港ビル、経済団体、旅行業団体など官民の団体で構成する協議会に、航空路線の利用促進を図るための分担金を支出するものです。

3つ下の航空路線利用促進事業費補助金は、羽田線、名古屋線を対象としました利用促進キャンペーンや、新規路線の認知度向上のためのプロモーション、旅行商品の造成などの事業に要する経費について、航空会社に補助するものとなります。

国際チャーター便受入体制強化事業費補助金は、人材確保に苦慮しております高知龍馬空港の地上支援業務を実施する事業者が、国際チャーター便受入れの際に、臨時的に必要となります人材を、派遣会社から受け入れる経費を支援するものです。

その下、国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金は、空港ビルが、国際チャーター便を受け入れるために整備しております仮設の出入国施設のリース料や、運営に係る経費を支援するものです。

空港振興事業費補助金は、高知龍馬空港における地上支援業務、いわゆるグランドハンドリングなどに従事するスタッフの確保などに要する経費を支援するものです。

5 国直轄空港整備事業費負担金は、国管理空港であります高知龍馬空港の排水施設の改良工事や、滑走路の照明工事に要する経費の法定の負担金です。

6 高知龍馬空港新ターミナルビル整備事業費及び、6ページの債務負担行為につきましては、別途まとめております資料で御説明します。

14ページをお願いします。令和7年度当初予算額としましては、4億9,724万3,000円、また、債務負担行為として、26億5,824万7,000円を計上しております。予算の内訳としましては、それぞれ黒の四角の項目の2行目にありますとおり、新ターミナルビル整備に係る工事請負費、高知空港ビル株式会社が行います既存ターミナルビルの改修工事に係る経費などへの補助金、新ターミナルビル整備工事の工事監理や、外国の航空会社が共通で利用可能な共用チェックインシステムの導入のための委託料、航空機への搭乗などに使用す

る旅客搭乗橋、いわゆるPBBや出発到着手荷物用のベルトコンベアなどの備品購入費などとなっております、それぞれの金額は資料に記載のとおりです。

また、2月補正予算として、現在進めております設計委託業務につきましては、整備案の見直しに伴う業務の追加などに要する経費として、3,609万5,000円を計上しております。あわせて、本業務は、関係者との協議により時間を要したため、繰越しにつきましてもお諮りさせていただいております。

整備スケジュールにつきましては、実施設計が完了します本年5月頃から、新ターミナルビルの建設予定地にあります支障物を撤去、移設する準備工事を行い、本年10月頃に増築工事に取りかかる予定としております。増築工事の完了後、高知空港ビル株式会社が行います既存ターミナルビルの改修工事に着手し、令和8年度中の全面供用開始を目指して取り組んでまいります。

当初予算に関する説明は以上となります。

続きまして、補正予算案を御説明します。7ページをお願いします。歳出です。

4 交通運輸政策費の補正額は1億2,135万1,000円の減額となっております。右端の説明欄を御覧ください。

2 交通運輸政策推進費です。まず、バス運転士等確保支援事業費補助金は、今年度の県内事業者の採用予定人数のうち、半数程度を県外からの移住者で賄う形で予算計上していましたが、県外からの採用者の実績が想定を下回ったことによる減額となっております。

3 地域公共交通対策事業費です。安全安心の施設整備事業費補助金は、土佐くろしお鉄道の施設整備等について、国の補助金が当初の見込み以上に採択されたことによるものです。

公共交通活性化支援事業費補助金と地域公共交通支援事業費補助金は、ともに、市町村や事業者が車両購入を延期したことなどにより、当初の見込額を下回ったものです。

公共交通活性化緊急支援事業費補助金は、空港連絡バスへのクレジットカードタッチ決済の導入を支援するものであり、設置する車載器の価格や取付け費用が当初の想定より低かったことなどによる減額です。

8ページをお願いします。4 広域公共交通対策事業費です。国際チャーター便受入体制強化事業費補助金は、県外の派遣会社から受け入れております6名のスタッフのうち2名が、年度途中から高知空港に常駐する形となったため、その2名分の旅費などが不要となったことによる減額です。

5 国直轄空港整備事業費負担金は、国の事業費が当初の計画を下回ったことから減額するものです。

最後に、繰越しについて御説明します。9ページをお願いします。

広域公共交通対策事業費は、先ほど御説明しました新ターミナルビルの整備案の見直し

について、関係者との協議に時間を要したため、高知龍馬空港施設設計委託料の予算の全額繰越しをお願いするものです。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 2024年問題、トラックのドライバーの方の影響などはまとめられてますけれど、バスの運転士の影響は何か出ているんですか。

◎後藤交通運輸政策課長 昨年10月に路線再編が大幅な減便となっておりますけれども、それも2024年問題が大きな要因となっております。

◎細木委員 深刻な運転士の不足は、給料を上げるのが一番のやる方法だと思うんですけど、今、初任給はどれぐらいになっていますか。

◎後藤交通運輸政策課長 とさでん交通の初任給で言いますと、この3月にベースアップを行っておりまして、バスの運転士は現在19万8,200円。これに加えまして、路線バスの運転士手当1万4,000円がプラスされる形で、21万2,200円になっております。

◎細木委員 若干上がっているとはいえ、やはり乗客の命を預かる重い責任の中では、21万何がしではなかなか難しいかなという気はするんですけど。いろんな事業体が、それぞれ運転士確保の様々な取組をとっていると思うんですけど、例えば、大型2種、19歳から取れるようになったりとか、高校生対策とか、あと、処遇改善で賃金以外のことでの対策とか、いろいろやられていると思うんですけど、とさでん交通がやられているバスの運転士の確保対策について教えていただけたら。

◎後藤交通運輸政策課長 とさでん交通で実施しております取組としましては、先ほどおっしゃられた大型2種免許の取得支援、人材確保の点でいうとカムバック制度もございまして、新たに今、検討しているのは、短時間勤務の職員といったところを、制度をつくって人材確保に取り組んでいこうということも検討しております。

◎細木委員 県が企業と一緒にお金を出しながら、奨学金の返済のことなんかも制度としてあるじゃないですか。そんなこともやはり積極的にやってほしいし、大型2種の免許を取って、5年働いたら返す必要がないとか、そういうのもあるんでしょうか。

◎後藤交通運輸政策課長 とさでん交通も対象になっております。

◎岡田（芳）委員 関連して。路面電車の初任給は幾らなんですか。

◎後藤交通運輸政策課長 初任給としては、先ほどのバスと同じ19万8,200円です。

◎岡田（芳）委員 路面電車の場合、待ち時間が給与に算定されているのかどうか気になって。拘束時間が給与に反映されているのか。実際、実働の時間が給与に算定されているようなこともちらっと聞いたことがあって、そんなになっているかなと思ったんですが、どんなになっているんですか。労務管理ですけども。

◎三石委員長 勤務体制、どのような状況になっておるの。

◎後藤交通運輸政策課長 現時点で明確にお答えできるデータがないです。

◎岡田（芳）委員 それでなかなか人が確保できないのかなと思ったことがありまして、できれば、どうなっているのか教えていただきたいと思います。

◎三石委員長 後でもよろしいですか。

◎後藤交通運輸政策課長 確認をさせていただきます。

◎西森（美）委員 バス運転士の確保支援についてです。先ほど、補正予算で減額補正1,500万円と、課長から目標の半数だったというお話だったと思います。当初予算では2,075万円計上されていたと思うので、25%の執行率ですけど、半分は目標を達成したんですか。

◎後藤交通運輸政策課長 もともと今年度の予算が、今年度採用する人の約半数を県外から採用する前提で計算をして、2,075万円で計上させていただいたんですけれども、実際には、県外から来られてこの補助金に申請された方が、今のところ今年度は6人と。もともとは29名の方が、県外から来られる計算で予算を立てておりまして、それが実績としては今のところ6名を予定していると。

◎西森（美）委員 これは、県としてもドライバーの確保に対しては「どらなび」とか、そういうところで、東京とか大阪でもブースを構えてくださって、4事業者ぐらい参加されていると思うんですね。その4事業者の「どらなび」とかを踏まえた実績はどんなものなんですか。

◎後藤交通運輸政策課長 今年度も含めたこれまでの実績としては、令和元年度から始めまして26名の採用につながっております。

◎西森（美）委員 差し支えなかったら、その中でとさでん交通はどれぐらいなんですか。

◎後藤交通運輸政策課長 後ほど実績を確認して報告いたします。

◎西森（美）委員 後でお示ししていただいた上で、そのときにもし質疑ができなかったらいけないので、例えば、事業所の規模が違うので一概には比べることはできないと思うんですけれど、参加されている事業者の方の中には、かなりドライバーを確保されてるところもあると。その事業者は、住まいも確保して光熱費も提供してっていう、こっちに来た後のこともしっかり対策を練って、そこが不採算路線で廃止になったところを手挙げをして、地域の足を守ってきたださったところでもあるんですけれど、やはり民間の事業者の方が考えていくことと、とさでん交通も一生懸命考えてくださってると思うんですけれど、民間の発想を、もう少し盛り込んでいくことも大事ではないかなと思います。

◎後藤交通運輸政策課長 とさでん交通がということですか。

◎西森（美）委員 もし答弁があったら。

◎坂田副部長（総括）兼デジタル化推進監 恐らく有限会社嶺北観光自動車の取組をおっしゃられてるんじゃないかと思うんですけれども、うまくいってるところの要因を、実際、移住してこられた運転士の方にお聞きして、何が原因で高知に来てくださっているのか、

どういうところに魅力を感じているかを、1回整理してみたいと思っています。

◎田所委員 公共交通の維持と人材確保事業の概要で、補助率を増やしたりということが進んでいくと思うんですけど、考え方としてはやはり、コロナ禍明けもそうだし、原油高騰で経営が苦しい中で、なかなか職員とか人材確保に余力がないよねというような、関連している捉えでよろしいのでしょうか、この事業に関しては。

◎後藤交通運輸政策課長 おっしゃるとおりです。

◎田所委員 そしたらその中でお聞きをします。この新しい事業の中で、人材確保のところですけども、経営層と人事担当者向けの採用力強化セミナーを年2回と、新しい事業で記載されておりますけれども、ここに関してはどのようなことを、どのような狙いでやっていくのか教えてください。

◎後藤交通運輸政策課長 先ほど、西森委員が言われたように、全国でもうまく確保している事業者の成功事例を参考に、県内の事業者も取り組んでいくことを、基本的に考えているところです。

◎田所委員 それと車両購入費のところですけども、今、人手がなかなか確保できないから、例えば、高速バスとかね、全部フルで動いてない状態じゃないかなというようなことも聞くんですけども、そのあたりと、この車両購入費への支援が的を射ているのか、事業者が求めているものなのか、どのようにやりとりがあって、こういうことをされているのか根拠を教えてください。

◎後藤交通運輸政策課長 バスというのは消耗品ですので、運転士の数が増えなくても、バスの更新はせざるを得ないところもございます。そういった中で、どうしても大きなコストがかかる形になりますので、事業者負担をできるだけ軽減するという視点でいくと、必要かなと考えております。

◎田所委員 先ほど細木委員からも出ましたが、処遇改善の話とか、ここはやはりすごく大事なポイントだと思います。路線維持、しっかりと会社にも運営していってもらえるようにそこへの補助もそうですし、さっき言った新事業も併せて、人手を確保していく努力というところを、しっかり支えていただきたいなと思うところです。

それともう一つ。これは物流の「2024年問題」県内への影響・取組まとめのところにあって、これの下段の運賃交渉についてのところでグラフが示されてます。ちょっとサンプル数が少ないので、何とも評価がしづらいところですけど、やはりなかなか価格転嫁なことがあったりとかで、厳しい状況なのかなと捉えているんですけども、この辺はどのように分析されてるでしょう。また、なかなか進まないのであれば、その要因を教えてください。荷主に対して意識改革的な提案とかもやられてましたよね。

◎後藤交通運輸政策課長 おっしゃられているのは荷主事業者の運賃交渉のところかと思っています。トラック事業者は、トラック協会に確認しますと、価格交渉を行って、ほぼほぼ

一定の引上げが、結果、成果として出ているところです。荷主はトラック事業者の引上げに応じるものの、競争相手がいるところで、消費者に価格転嫁することが苦しいというお話は聞いております。

◎田所委員 ここはやはり県としては手が入れづらいというか、難しいところですかね。なるほど分かりました。

◎上田副委員長 本会議の２問目で触れさせてもらったんですけども、来年度大型客船が90隻以上入ると、客がマックスで16万人来ると。大体朝８時ぐらいに新港に着いて、そこから高知城、桂浜、龍河洞の３便ツアーバスが出て、あとの６割は大体フリーらしいです。はりまや橋観光バスターミナルで降りて、何かぞろぞろ。ＪＴＢから聞くには、県としても、もっとその辺を考えたほうがいいんじゃないのという話です。外国人の興味のあるのは、ドン・キホーテだったり美術館だったり、あとブックオフとかひろめ市場とか、路面電車もすごく関心が高いそうです。

ですので、わざわざバスターミナルまで行って降ろさず、例えば、美術館で降ろして、そこから歩いてきてもらって、寺村葬儀社のところで電車で移動してもらう。ＭＹ遊バスのチケットは1,300円なんですけれど、あれを2,500円ぐらいに上げてもっとコースを増やすとかして、周遊したらもっとお金も落としてくれるでしょうし、路面電車の維持にもつながる。まだこれから、大阪・関西万博から外国人も入ってくるし、公共交通の利用、路面電車も関心が高いって言いよったんで、その辺をもう少し作戦を考えたほうがいいと思いますけどいかがでしょう。

◎後藤交通運輸政策課長 おっしゃるように公共交通の利用促進と、経済波及効果も踏まえて、関係所属と相談、事業者とも相談をさせていただきたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

以上で、総合企画部の議案を終わります。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 先ほど、移住促進課の質疑におきまして、副委員長からの御質問について所管部に確認いたしました。土木職につきましてはＵＩＪターン枠ございましたけれど行政職はございませんでした。それを令和７年度から新設したということです。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、総合企画部から４件の報告をしたい旨の申出がありますので、これを受けることといたします。

〈政策企画課〉

◎三石委員長 まず、元気な未来創造戦略の強化の方向性について、政策企画課の説明を求めます。

◎太田政策企画課企画監（人口減少対策担当） 来年度に向けました元気な未来創造戦略の強化の方向性、新たな視点として戦略に盛り込むこととしております4 Sプロジェクトについて御説明します。資料の2ページをお願いします。

こちらが、元気な未来創造戦略の令和7年度版の全体像になります。本戦略では令和6年度から若年人口の回復目標の達成に向けまして、Aの若者の定着・増加、B婚姻数の増加、C出生数の増加の3つの政策に基づきまして取組を進めてきております。

来年度に向けました強化の方向性としましては、大きく4つございます。赤い吹き出しの部分に記載しておりますけれども、まず、政策1の強化の方向性としまして、若者の所得向上の推進、移住・定住対策のさらなる強化です。それから、政策2の強化の方向性としまして、多様な出会いの機会の大幅な拡充、政策3及び条件整備1の強化の方向性としまして、共働き・共育でのさらなる推進に取り組むこととしております。

また、右下に新たな視点として4 Sプロジェクトの推進を追加することとしております。

3ページをお願いします。強化の方向性について御説明をさせていただきます。

強化の方向性1つ目が、若者の所得向上の推進です。現状欄のとおり、今年度実施の県民世論調査では、若年層が県外への転出を検討している理由としまして、県外の企業のほうが給料が高いというのが1位となっております。また、若者所得についても全国に比べて厳しい状況となっております。

このため、強化の方向性の1としまして、事業者の生産性向上による賃上げ環境の促進や、非正規雇用労働者の正規化等の安定的な雇用の創出によりまして、若者の所得向上を図ってまいります。

2つ目、移住・定住対策のさらなる強化です。先月発表されました令和6年の転出超過数につきましては、前年比で1,000人以上増加ということで、本県の社会増減、転入者数、転出者数ともに悪化してきている状況です。また、若年層におきましては、進学や新卒就職以外の転職時においても、一定数は県外に転出をされていることが考えられます。

このため、強化の方向性2としまして、県外の若者や女性向けのUターン施策を強化することと併せまして、就職や転職に伴う県外転出の抑制対策等によりまして、移住・定住対策の充実を図ることとしております。

3つ目、多様な出会いの機会の大幅な拡充です。現状欄のとおり、令和5年度までの婚姻件数につきましては減少しております。一方、資料には記載しておりませんが、令和6年の婚姻件数、これは外国人も含めた速報値ですが、2,135件と12年ぶりに増加に転じています。また、県民意識調査では、出会いを直接の目的としない交流機会の拡充を求める声も上がっているところです。

このため、強化の方向性3としまして、新たな出会いの場の環境整備や、若者のニーズにあった交流機会の創出により、多様な出会いの機会の大幅な拡充を図ります。

4つ目が、共働き・共育でのさらなる推進です。現状欄のとおり、家庭や職場における男女の平等意識など、固定的な性別役割分担意識の解消はまだ進んでいない状況がございます。このため、強化の方向性4としまして、男性育休の取得促進に向けた取組を強化するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた県民運動をさらに拡大し、共働き・共育でのさらなる推進を図ってまいります。

以上が、来年度に向けた戦略の強化の方向性となります。これに加えまして右端になりますけれども、新たな視点としまして、総人口が減少する中であっても、持続可能な社会の実現を目指す、4Sプロジェクトの推進を追加しております。後ほどこちらにつきましては説明をさせていただきます。

次の4ページをお願いします。こちらは、4つの強化の方向性に基づく具体的な強化策について整理しております。この資料につきましては、説明は省略をさせていただきます。

次5ページをお願いします。こちらが、人口減少社会に適応し「賢く縮む」「4S」プロジェクトの推進について御説明をさせていただきます。

元気な未来創造戦略では若年人口の減少に歯止めをかけるための一連の取組を推進しているところですが、一方で、若年人口の回復目標を達成したとしても、総人口の減少は当面避けられない状況です。今後あらゆる分野で、担い手の不足がますます深刻化して、地域の産業や公共サービスなどの維持が困難になることが危惧される状況です。こうした状況にうまく適用して、効率的で持続可能な社会の実現と県民生活の質の向上を図ることを目指して、スマートシュリンク（賢い縮小の視点）で、この4Sプロジェクトを推進していくこととしております。

取組は大きく4つの視点がございます。

1つ目の視点は「集合」です。複数の事業体を集め束ねることで、スケールメリットを追求していく視点です。

2つ目が「伸長」です。真に必要なサービスはさらに充実させていく、伸ばしていく視点です。

3つ目が「縮小」です。重複するサービスの共同化や、目的達成のための簡易な手法への代替等によりまして、賢く縮小していく視点です。

4つ目が「創造」です。前例踏襲でない、全国初、日本一への挑戦を含めまして、新しいやり方を造り出す、この試みを追求していく視点です。

これら4つの視点を踏まえまして、全国に先駆けて人口減少が進む高知県だからこそ、全国初、日本一の取組に挑戦をしていきたいと考えているところです。

また、下段3番です。“4S”重点プロジェクトの推進です。特に県として強力な関与が必要な取組につきましては、“4S”重点プロジェクトに位置づけまして、推進することをしております。予算編成や組織体制におきまして県の経営資源を重点的に、投入していく

こととしております。

6 ページをお願いします。こちらが“4 S”重点プロジェクトとして掲げているものです。現在のプロジェクトとしましては、ここに記載しております消防広域化、周産期医療体制の確保、県立高等学校の振興と再編、地域公共交通の確保、国保料水準の統一の5つを位置づけているところです。

各重点プロジェクトの詳細につきまして説明は省略をしますが、ここにあります4つの視点に基づきまして、それぞれのプロジェクトを推進していくということです。

私の説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎横山委員 方向性1の若者の所得向上の推進、これは大変重要な点だと思ってまして、特に正規雇用の拡大のところですけども、これを見ると、農業、林業、観光業。業種ごとにいろいろ分析されていると思うんですけども、非正規率が高い産業は県内においてどのような産業となっておりますか。

◎太田政策企画課企画監（人口減少対策担当） 具体的な数字は今手元に持ち合わせてないんですけども、数字として非正規率が比較的高かったのが、例えば飲食業であります。ここが非常に高く、逆に医療・福祉の分野は非正規率が低いといった傾向がございます。

◎横山委員 飲食業が低いということですけども、若者の分析で、若者に対して低いのが飲食業ということ構わんわけですね。そういう意味でいうと、そこにどういうふうにやれば、正規化できるのか分野ごとでしっかり正規化していくための取組を強化していただきたいと思うんです。その辺全庁的にどのようなお考えなのか、お聞かせいただけますか。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 非常に大事な部分だと思っております。先日来、産業分野ごとに、あと25歳から29歳の若者の方の非正規率であったり、あと給与所得額であったりを調べつつあります。その中で、給料を上げるためには、非正規を正規に上げたほうがいい分野もあれば、正規率が高いのに給与が低い分野もありますので、分野ごとにそれぞれの状況を分析しまして、それを各所管する部局に、さらに検討を深めさすことを、年度末から年度初めにかけてやっていきたいと思っております。

それを受けまして、適宜ということで、早ければ年度途中であっても不断の見直しをしていくことを考えております。

◎横山委員 非正規の正規化とキャリアアップの支援、またデジタル化の支援もありますけれども、この二つをうまく回して、若者の所得向上、これが全庁の各分野でどのような状況になっているのか、しっかり分析、把握していただいて、ぜひつなげていただきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 4ページの移住・定住対策のさらなる強化の4番目、地域への理解と

愛着を育むキャリア教育等の推進ということで、新規事業になってはいますが、この目的を改めてお聞きします。

◎太田政策企画課企画監（人口減少対策担当） 地域への理解と愛着を育むキャリア教育ですけれども、若いときから地域の魅力、産業、企業を知っていただく、あと、学校の先生以外の地域の方と触れ合う機会を高めていくことが、息の長い取組ではございますけれども、最終的には県内の就職でありますとか、大学等で県外に出ていった場合にも、帰ってきていただけることにつながるのではないかとということで、この戦略を位置づけているところです。

◎岡田（芳）委員 いろいろ調べてたら、徳島県なんかかなり力入れて取り組まれている、ぜひ取り組んでいただいて、やはり子供のときから地域との関係をつくっていくことも非常に大事だと思います。

それと、若者の所得向上の推進のところで、起業や新規事業展開の促進ということで、新規事業創出のためプラットフォームを構築するということなんですけれども。ここの辺の狙いも大事だと思うし、若者だけでなくもいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、こういうプラットフォームで地域の資源を生かしていくとか、新しく創造していくとか、そういう取組が地域への定着にもつながっていくと思うので、若者に限らず取り組んだら、もっと想像力、お互いの刺激になってインスピレーションも出てくるんじゃないか、湧くんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

◎太田政策企画課企画監（人口減少対策担当） 元気な未来創造戦略自体は若者にスポットライトを当てる対策であります、当然この事業をそれぞれ進めていく中で、対象者は若者に限った話ではなくて、効果が見られるところについてターゲットにしていくのは全く問題ないと思います。そういう視点で進めさせていただきます。

◎岡田（芳）委員 私も質問に立たせていただいて、やはり高知でできるものは高知でつくっていくと。地消地産ということで、知事も成長が大事と言われるけども、私は、地域の資源を生かして、地域で回せば波及効果も大きいし、地域の魅力も出てくるんじゃないかなと考えてまして、成長と循環を合わせてやっていく点で、このプラットフォームの役割があるんじゃないかなと思います。若い人が主体になって回しながら、地域も巻き込んでやっていただければ、なおいかなと思ったところです。

あと4Sプロジェクトです。課題として指摘もさせていただきますけれども、これが単純な選択と集中につながれば、本当に地域で持続可能で生き残るんじゃなくて、やはり格差が生まれてくる、副作用が出る危険もあるんじゃないかと思って。選択と集中に単純につながらないような、本当に地域が持続可能で続けられるような取組でないと、駄目だと思っています。その辺の考え方を聞かせていただければ。

◎太田政策企画課企画監（人口減少対策担当） 知事の答弁でも、この4Sプロジェクト

は、ここの視点でいきますと、やはり伸長ですよ、伸ばしていくことをしっかりとやっていくことが大事だということで、まず、何を残すのかをしっかりと議論した上で検討していくことが考え方だと考えております。それぞれの縮小、全体としては縮小が避けられない部分があるにしても、そういった視点で伸ばすことを、残すところをしっかりと議論し、そこを残した上でやっていくという考え方の前提になって進めていくものだと考えております。

◎岡田（芳）委員 消防の広域化、周産期医療体制の確保、県立学校の統合、公共交通も、国保料水準の統一もありますけれども、それぞれ一つずつが大変大きなテーマで県民生活にも直結するものですよね。ですから、総合企画部がどう調整されるのかは非常に気になるところで、全体を調整しながらこのプロジェクトを進めていくことになっていくのか。各部局が縦割りで行くのかも考えるし、県として、この取組をどんな組織の仕組みで行っていくのかを聞かせてほしいです。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 基本的には、それぞれの所管部局が主体となって進めることになっていきますが、知事も答弁しましたように、未来戦略本部の中でその進捗は共有していく、これは蛇足部分ですけど、ノウハウがあれば他部局にも生かすという考え方。あと御不安の部分につきましては、これも答弁しましたように、丁寧に市町村、団体、住民の方、ステップごとに説明をしていく手法をとることになりますので、御懸念は理解できますけれど、そこはしっかり払拭できるように進めていきたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 機械的な選択集中にならないようにしてもらわなくては困るし、私はやはり、地域の力が生かされるような県政運営、そこを支援をするような形が望ましいと考えていますので、意見として申し上げておきます。

◎金岡委員 強化と方向性と新たな視点のところ、若者の所得のところ、200万円未満の割合がこれこれですよということで、転出を検討している理由と書かれていますよね。その対策として若者の所得向上を挙げてますよね。その具体策のところで見ると、若者の所得向上の推進は書かれています。けど、一体幾らぐらいを目指しているのか、このページに数字は一言も書いてないんですね。だから、ある一定、数字を出してやらないと、数字で出ているのは、要するに200万円未満の割合がこれこれですよというのが数字で出ている。そら残りませんわな。それは出ていきますよ。こういう仕事をしたらこれだけ稼げるよというようなことを示してやらないといけないんじゃないですか。

◎太田政策企画課企画監（人口減少対策担当） この若者所得を幾ら目指すのかのところにつきましては、御指摘のとおり、K P Iとしては現在設定しておりません。産業振興計画の全体の目標として、県民所得は280万円だったかと思っておりますけれども、そういったところを目指していくということで、全体の目標は定めております。先ほどの御指摘についてはそういった形です。

◎金岡委員 ある一定示していかないと、農業でも林業でも、雇用にしても、分からんですよね。事業者に対しても、一定のK P I なり目標を持たして、これぐらい出してくれというふうにやらないと、なかなか所得の向上はできないんじゃないですか。

◎中村理事（人口減少・中山間担当） 分野ごとに、先ほど横山委員からもございましたけれど、細かく見ていくことが必要かと思っております。先ほど申しましたように、産業分野別、製造業であったり、サービス業、旅館業、宿泊業、それぞれ数字がかなり凸凹ございます。そうしたデータも見ながら、それぞれの産業につきまして、どこへ持っていくのかを、年度末から年度明けにかけて総合戦略本部の下のP Tとかで議論をしていこうと思っております。

ちなみに、この数字自体は5年に1回の賃金構造基本統計調査から引いたものでして、毎年数字が出るものではございませんので、今のところはK P I には置いていないところです。

◎金岡委員 ロケットとまで言いませんけれども、希望の持てるような数字を示してやってみようと思わせるのが大切だと思いますので、よろしくお願いします。

◎細木委員 正規雇用の拡大、るるありましたけど、先ほど正規職員でも収入が低いところもある点もあって、そういうところは、エッセンシャルワーカーである介護人材とか、保育、福祉のところだと思うんですけど。そこら辺も含めて、労働力不足の状況と、正規職員を増やしていくのはリンクして、うんとメリハリのあるような施策にせないかなと話を聞きながら思ったんです。方向性で4ページに書かれていますけど、正規雇用の拡大の新規事業もされていますけど、やはりなかなか弱いなっていう印象なんです。労働力不足と正規雇用の拡大という県の一番の今の課題だと思うんですけど、そこをどういうふうに融合しながら、メリハリのある施策を強力に打っていくことが必要だと思うんですが、その辺りはどんなお考えでしょうか。

◎太田政策企画課企画監（人口減少対策担当） 先ほどと同じような答弁になりますけれども、各産業分野の状況をより詳しく見ていく形での検討を進めていく中で、どういったことが要因なのか、それをどう解消すべきなのかを検討していく必要があるのかなということで、これからにはなりますけれども、各産業分野ごとの検討をさせていただきたいと思えます。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、政策企画課を終わります。

〈デジタル政策課〉

◎三石委員長 次に、令和7年度高知県デジタル化推進計画のバージョンアップについて、デジタル政策課の説明を求めます。

◎東デジタル政策課長 令和7年度のデジタル化推進計画のバージョンアップの概要につ

いて御報告します。デジタル政策課資料の1ページを御覧ください。

令和6年度から令和9年度までを計画期間とする第2期デジタル化推進計画では、重点テーマとして、デジタルによる人口減少社会への挑戦を掲げており、元気な未来創造戦略や、中山間地域再興ビジョンなどの各計画と整合性をとりながら、取組を進めております。ただ、総人口の減少については当面避けられない状況ということで、先ほどの元気な未来創造戦略において、人口減少に適応した持続可能な社会の実現を目指す新たな視点が加わったところです。

これを受けて、デジタル化推進計画のバージョンアップの方向性としても、同様に人口減少に適応した持続可能な社会の実現に向けて、急速に進化するデジタル技術を活用し、生活、産業、行政の3つの切り口で、DXの取組を強化してまいりたいと思っています。なお、令和7年度デジタル関連予算につきましては、資料の右側に記載していますとおり、令和6年度と比べて10億円増の51億円となっております。

資料中ほどに、生活、産業、行政の各分野における強化のポイントと、主な取組内容を記載しておりますが、次のページ以降で御説明します。

2ページを御覧ください。まず、生活分野の強化のポイントは、持続可能な地域と暮らしを支えるデジタル化を推進です。主な施策の欄に、具体的な取組を記載しておりますが、安心して暮らしを続けることのできる環境を維持するため、地域の医療・介護・教育・防災の体制づくり、交通の維持・確保、若者の出会いの機会創出などの取組において、デジタル技術の活用をより一層推進してまいります。なお、一つ一つの取組については各担当部局の常任委員会において説明を予定しております。

3ページを御覧ください。産業分野の強化のポイントは、デジタルを活用した働き方改革や担い手確保を推進！です。

主な施策の欄に、具体的な取組を記載しておりますが、所得向上や持続可能な産業への転換を実現するため、生産性の向上、若者・女性などの多様な人材が働きやすい環境の整備、担い手確保などの取組において、デジタル技術の活用を推進してまいります。

4ページを御覧ください。行政分野の強化のポイントは、質の高い行政サービスを提供し続けられるスマート自治体への転換を推進です。こちらにも主な施策の欄に具体的な取組を記載していますが、限られた職員で質の高い行政サービスを提供し続けるため、場所にとらわれない働き方や、定型業務の効率化を進め、職員が行政課題への対応や新しい施策の企画立案などの業務に注力できるスマート自治体への転換を一層推進してまいります。

また、1番下に記載していますが、基礎条件整備については、各分野におけるデジタル化を下支えするための取組として、引き続き、情報通信インフラの整備やデジタルデバイス対策を推進してまいります。

以上のような内容で、デジタル化推進計画のバージョンアップ図り、来年度デジタル化

に取り組んでまいります。

デジタル政策課からの説明は以上となります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 4ページの生成AIの活用についてお聞きしたいですけれども、全庁で本格的に活用となっていますが、どんな場面で使うのか教えていただけたらと思います。

◎東デジタル政策課長 文章の要約であったり、アイデア出しの補助といった職員の日々の業務の効率化であったり質の向上をまず想定しています。

◎岡田（芳）委員 AIがつくるものが本当に確かなものなのかということに、疑念もあるところなんですけれども、どこまで信用していいのか、その判断はどうなるんですか。

◎東デジタル政策課長 御懸念のとおり生成AIは、もともとインターネットの情報をもとに学習されているので、一見、最もらしい回答が出てきたとしても、不正確な情報であったり、不適当な内容が含まれているのは事実です。そのために実際に業務に活用する場合は、回答生成物に対して実際ファクトチェックであったり、情報を確認する作業を必ず職員に行ってもらうことを想定しています。

◎岡田（芳）委員 そこが心配なところで、しっかりと確認する必要があるかなと思っていますので、よろしくお願いします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、デジタル政策課を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎三石委員長 次に、とさでん交通の経営状況について及び高知県の中央地域における公共交通の将来像について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎後藤交通運輸政策課長 とさでん交通の経営状況及び、高知県の中央地域における公共交通の将来像につきまして、関連いたしますので併せて御報告します。

まず、とさでん交通の令和6年度第3・四半期の経営状況について、とさでん交通から提出のありました資料で御説明します。

2ページを御覧ください。こちらは、とさでん交通が設立されました平成26年10月から令和5年度までの業績推移を示したものです。このグラフにつきましては、6月の委員会において御報告いたしましたので、説明は省略します。

3ページをお願いします。こちらは、令和6年度第3・四半期の会社全体の経営状況をお示したものです。

まず、表の中段やや下の部分、本業の利益を示す、差引営業損益は4億5,100万円の赤字で、令和5年度の5億3,800万円の赤字からは、端数処理の関係ですれがありますが、8,600万円改善をされております。経常損益は4億3,300万円の赤字となっており、令和5年度の5億3,700万円の赤字からは、1億300万円改善をされております。1番下の当期損益につ

きましては、令和6年度第3・四半期は3億3,500万円の赤字で、昨年度同期と比較し、1,700万円の改善となっており、令和元年度と比較をいたしましても、1億3,800万円の改善と、コロナ禍前の水準以上に回復をしております。

4ページをお願いします。令和6年度第3・四半期の実績を各部門ごとにお示ししたものです。左側の表が軌道、電車の事業、右側の表が路線バス事業になります。

まず、軌道事業の1番上、主に運賃収入になります営業収益は6億700万円と、昨年度に比べ2,400万円改善をしております。1番下、差引営業損益は1億9,800万円の赤字で、昨年度から2,000万円改善をしております。

続きまして、右の表、路線バス事業の第3・四半期の実績ですが、1番上、営業収益は5億6,500万円で、昨年度と比べ1,100万円減少しております。減少している理由としましては、昨年度は「らんまん」の放送に合わせたMY遊バスの臨時便の運行がありましたが、今年度は運行がないといったことが主な要因となっております。1番下、差引営業損益は4億8,100万円の赤字で、昨年度と同額となっております。

5ページを御覧ください。折れ線グラフの表が2つございます。上が軌道の利用者数、下が路線バスの利用者数の推移となっております。赤色の点線が令和6年度の利用者数です。

上段の表の軌道事業につきましては、第3・四半期における各月の利用者数の合計は、令和2年度以降で最も高い水準に回復をしております。

下の表の路線バス事業につきましては、水色で示しました昨年度と比べて、利用者数が減少をしております。減少している理由としましては、先ほどの説明と同じく「らんまん」による効果の減少や、10月から実施いたしました減便が主な要因となっております。

6ページをお願いします。左側が高速バス事業、右側が貸切りバス事業です。

左側の高速バス事業の1番上、営業収益は4億7,700万円で、昨年度と比較し1,600万円の増収となっております。1番下、差引営業損益は4,500万円の赤字ではありますが、増収・増益となっております。

右側の貸切りバス事業の1番上、営業収益は3億7,700万円で、昨年度と比較し1,200万円の減収となっております。1番下、差引営業損益は4,600万円の黒字で、昨年度と比較し、1,500万円の増益となっております。

7ページをお願いします。その他の部門の状況も含めた、全社の第3四半期の実績となります。

1番下の営業損益につきましては、4億5,100万円の赤字となっておりますが、昨年度と比較しますと、8,600万円の改善となっております。

8ページをお願いします。ここからは、とさでん交通の収支改善策の取組状況等について、お示ししたものです。年度途中ですので、こちらについては説明を省略します。

第3・四半期の状況につきまして、路面電車や路線バスについては運賃改定や経費削減等によりまして、収益は、昨年度と同水準以上に改善していることに加えまして、高速バスや貸切りバスも昨年度と比較して収益は改善をしております。一方で、今後もこれらの収益の改善を図っていくためには、運転士の確保が必要となりますことから、県としましては、引き続き沿線市町、会社と連携しまして、経営安定化とともに運転士確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、12ページをお願いします。今回、取りまとめを行いました高知県の中央地域における公共交通の将来像について説明をします。

まず、1検討に至った背景としましては、中央地域の公共交通を担うとさでん交通におきましては、近年、路線バスの乗務員不足による大幅な減便や路線再編が生じており、今後も継続する見込みとなっております。また、利用者数もコロナ禍前の約8割にとどまるなど大変厳しい状況となっております。

こうした状況を踏まえまして、県が関係自治体と事業者をメンバーとしたワーキンググループを昨年7月に設置し、公共交通として密接に関わる路面電車と路線バスの在り方について、一体的に検討をしてまいりました。

2目指す将来像については大きく2点となります。まず1点目は、県民、住民の皆様が安心して暮らすことができるよう、将来にわたって持続可能な中央地域の公共交通ネットワークの構築を図ること。2点目は、そのために必要となりますとさでん交通の経営の安定化が目指す姿となります。

1点目の持続可能な公共交通に関しましては、中央地域の公共交通の将来の方向性として、左側に、おおむね5年後の姿として中期的な姿を、右側に、おおむね10年後の姿として長期的な姿という形で、2段階に分けて整理をしました。

まず、中期的な姿、おおむね5年後の姿につきまして、路面電車は、年間利用者数が約480万人と路線バスの利用者数の約2倍となっていること。運行コストに占める収入の割合であります収支率につきましても、令和5年度は90%であり、路線バスの60%と比べても自立性は高いこと。さらに、乗務員の確保に一定の見通しが立っていることから、路面電車は当面、現状を維持することを前提に検討することが妥当としました。

次に、路線バスは、今後5年間で、乗務員数は約4割減少することが見込まれており、早急に対応を検討する必要があります。このため、これまでのように毎年の乗務員数などの状況に応じて、その都度、路線再編を実施するのではなく、令和7年度に、市町とともに1年かけてしっかりと5年後の姿を描いた上で、その姿を見据えて、毎年の路線再編を実施していくことが重要と考えております。

右側の長期的な姿を御覧ください。路面電車は、先ほど、当面、現状を維持することが妥当と説明いたしましたが、長期的には、車両や施設の老朽化による維持管理費用の増加

や、鏡川橋の耐震対応など、大規模な設備投資が見込まれることから、長期的な姿については幅広い観点からの検討が必要となっております。

このため、左側に戻っていただきまして、長期的な姿の路面電車の最後の矢印に記載のとおり、令和7年度に、今後見込まれる設備投資に係るコストや社会便益、人口減少等を踏まえた収支状況など、精緻な調査を実施した上で検討することとしております。なお、調査の結果、より早期の取組が必要と認められる場合には、中期的な姿と併せて前倒して見直しを行うことも検討いたします。

今回取りまとめました中央地域における公共交通の将来の方向性を踏まえ、事業者や沿線市町と連携し、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、3とさでん交通の経営の安定化を御覧ください。目指す将来像を実現するためには、中央地域の公共交通の担い手でありますとさでん交通の経営の安定化が必要になります。公共交通部門においては、運営費や設備投資に係る公的支援の強化に向けて、国に提言するほか、県や市町における対応を検討してまいります。

また、収益部門においては、収益拡大のための取組のほか、人材確保に必要となります処遇改善等を行うための財務余力の回復のため、公的な支援を検討してまいります。米印にありますとおり、経営の安定化に向けて、今後、具体的な取組内容を検討の上、来年度、国の交付金を活用した補正予算措置も含めて検討を進めてまいります。

最後に、一番右下に本件に関する令和7年度の当初関連予算を記載しております。来年度とさでん交通に対しましては、県と沿線市町が協調し、合計で約5.6億円規模の支援を予定しております。そのうち、県の支援内容としましては、通常支援と国の交付金を活用しました特別支援を合計しますと、約2.48億円。また、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、路面電車の費用便益分析調査の費用を合わせますと、令和7年度は合計で約2.7億円の予算案となっております。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 路面電車の乗務員の確保は一定の見通し、路線バスは4割の減少と、さっき岡田委員が聞いたときは給与は同じということですけど、どうして違いが出てくるんですか。

◎後藤交通運輸政策課長 運転士の状況で言いますと、大きくは、平均年齢が電車とバスで大きく違うといったところになります。

◎細木委員 若い方が電車のほうが多いのかなということだと思うんですけど、女性も結構乗られていますので、そういう点ではバスでも、若い人にいかに来てもらえるか、女性にも運転士になってもらえるかも大事だと思います。

あともう1点。米印で、収益部門で公的な支援を検討というところは、かなり期待をされるんですけど、どんな規模で、直接支援で処遇改善になるのか、教えていただけたらと思います。

◎後藤交通運輸政策課長 現時点で具体的な額までは、当然ながら取り組む内容によって、変わってくると考えておりますので、今、具体的な取組内容について、とさでん交通と実際に協議をさせていただいているところです。

◎金岡委員 1点だけ。私のところなんかは、公共交通を使って行き来ができない状況です。それも踏まえて、きっちりと考えていただきたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

◎坂本交通運輸政策課長補佐 先ほど、当初予算の質疑で宿題になっておりました移住の支援事業の実績のうち、とさでん交通の実績は26名中4名でございました。

もう1点。待機時間の部分で、給与に算定されているかは、給与として算定しているということでした。

◎三石委員長 よろしいですか。

以上で、交通運輸政策課終わります。

以上で、総合企画部を終わります。

ここで15分ほど休憩をいたします。再開は3時15分とします。

(休憩 14時59分～15時14分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《総務部》

◎三石委員長 次に、総務部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承を願います。

また、この後行う行政管理課の議案に教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より長岡教育長、警察本部より高清水本部長が同席しております。

◎清水総務部長 総括説明に先立ちまして、職員の懲戒処分について御報告申し上げます。

昨年2月4日の夜、越知町の国道33号において、当時、議会事務局議事課長であった職員が私用で自家用車を運転中、横断歩道のない車道を横断している女性に当該車両を衝突させ死亡させたものです。この職員につきましては、2月19日付で停職一月の懲戒処分をしたところです。

このたびの職員の交通事故により公務に対する信頼を損なうになったことにつきまして、被害者をはじめ、議会、県民の皆様に対しまして深くおわび申し上げます。

申し訳ございませんでした。

今回の処分を踏まえまして、このような事故を起こさないように交通法規の遵守と交通事故の防止について、改めて全庁に周知をしたところです。いま一度、職員一人一人が率先して法令を遵守すべき県職員としての自覚を新たにし、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。事案の詳細につきましては、後ほど報告事項として人事課長から御説明を申し上げます。

それでは、総務部の議案につきまして私から総括して説明をします。

まず、令和7年度当初予算の概要につきまして、令和7年度一般会計当初予算の全体像を御覧ください。令和7年度の一般会計当初予算案の総額につきましては、4,741億円余りとなっております。前年度比で約86億円の増となっております。

歳入と歳出の内訳につきましては、右側2列目の四角の列に沿って御説明します。

まず下の表、歳出の内訳ですが、(1)一般行政経費等につきましては、83億円余りの増となっております。主な増減としましては、人件費は、人事委員会勧告に伴い職員給与が増となる一方で、定年引上げに伴う退職手当の減により、20億円余りの減。公債費は過去に借入れた県債の償還費の増により、約7億円の増。その他は人口減少対策の強化などにより97億円余りの増となっております。

次に、(2)投資的経費については、公共事業費の増などにより約3億円の増となっております。

次に歳入ですが、上の表を右から2列目の比較の列を御覧ください。

(1)一般財源については、県税や地方譲与税の増加などにより、56億円余りの増となっております。

また、(2)特定財源については、補助費等に充当する重点支援交付金や、公共事業に充当する県債の増により29億円余りの増となっております。

次のページをお願いします。中長期的な財政運営を見据えた財源不足額への対応です。各部局からの要求段階では270億円ほどあった財源不足については、国の有利な財源の活用、それから事務事業のスクラップ・アンド・ビルドなどにより、134億円まで圧縮いたしまして、前年度比で約4億円減少する姿になりました。この134億円については、行政改革推進債を30億円発行し、残りの104億円は、財政調整的基金の取崩しにより対応することとしております。

こうした対応の結果、財政調整的基金の残高は前年度26億円を上回る199億円が確保されまして、安定的な財政運営を維持できているものと考えております。

今後とも県勢浮揚に向けた施策を着実に実行しつつ、基金残高と県債残高のバランスに

留意しながら、安定的な財政運営に努めてまいります。

以上が、来年度の当初予算の概要です。

続きまして、2月補正予算案の概要について、資料の左下、(2)歳出の補正額(B)の欄一番の下にございますように、総額は123億円余りの減額補正となっております。主に、普通建設事業費の減額などによるものであります。右側のポイントですけれども国の経済対策に伴う補正予算等の活用により、物価高騰対策などを速やかに実施するとともに、県税や地方交付税の増加分等を活用して、財政調整的基金の取崩しを81億円取りやめ、一定の基金残高を確保しております。

その下、主な事業の概要を記載しておりますけれども、物価高騰対策では、医療・社会福祉施設の光熱水費高騰への支援、その他では、福祉介護事業所の職場環境改善に係る支援などを計上しております。

以上が2月補正予算の概要です。

次のページをお願いします。続きまして、組織改正等による体制強化についてです。組織改正の全体としては、令和6年度に大規模な改正を行ったこともありまして、比較的小規模となっております。主なものを抜粋して申し上げます。

1 人口減少対策につきましては、子育て支援課の体制を強化いたします。また、4Sプロジェクトの推進に関連しては、消防の広域化を推進するために、消防政策課に消防広域化推進室を設置します。

2 いきいきと仕事ができる高知の実現に関しては、朝ドラの「あんぱん」も始まりますので、観光政策課の体制を強化して取り組んでまいります。

3 いきいきと生活ができる高知に関しては、国民文化祭課をよさこい高知文化祭課と名称変更した上で5名増員することとしております。

4 安全・安心な高知の実現に関しては、上下水道施設の耐震化などを加速化するために公園上下水道課の体制を強化しております。

次のページをお願いします。5 デジタル化、グリーン化、グローバル化の推進に関しましては、グリーン化のところにありますけれども、令和10年度に予定している全国植樹祭の円滑な開催に向けて、林業環境政策課に全国植樹祭推進室を設置します。

また、グローバル化の関係では、外国人材の定着等に向けた多文化共生施策をさらに推進していくため、文化生活部に新たに「国際交流課」を設置いたします。

右側が御説明いたしました組織改正のうち主だったものを図にしたものになります。

次のページをお願いします。こちらが令和7年4月からの知事部局の組織機構一覧です。組織改正につきましては、以上です。

続きまして、総務部に関連する予算につきまして総括して説明します。

まず、令和7年度当初予算案一般会計については上の表を御覧ください。総務部の令和

7年度の当初予算の総額は1,370億8,975万6,000円を計上しております。

特別会計については、下の表を御覧ください。収入証紙等管理特別会計として、8億8,791万1,000円。県債管理特別会計として、1,004億5,175万1,000円を計上しております。詳細につきましては、担当課長からそれぞれ説明します。

次に、令和6年度の2月補正予算案ですけれども、一般会計については総務部の補正予算の総額は26億8,989万4,000円の増額を計上しています。

特別会計については収入証紙等管理特別会計で9,255万8,000円の減額、県債管理特別会計で2億3,405万2,000円の減額を計上しております。こちらにつきましても詳細につきましては、担当課長から説明します。

次に、総務部関連の条例その他議案です。総務部からは、第43号から第48号までの6件の条例議案と、次の11ページの第65号の包括外部監査契約の締結に関する議案を、その他議案で提出をしております。こちらも詳細につきましては、後ほど担当課長から説明します。

次、報告事項です。今回御報告しますのは、行政管理課から高知県職員「共働き・子育て」サポートプランの概要について、人事課から職員の懲戒処分についての2件です。詳細は、後ほど担当課長から説明します。

最後に、主な審議会等の開催状況につきまして御説明します。

まず、高知県公益認定等審議会は、今期は令和6年12月20日及び令和7年2月19日に開催して諮問を受け3件について審議し、うち2件について答申を決定しております。

次の、高知県行政不服審査会は、今期は令和6年12月25日、令和7年1月28日、2月20日に開催しまして、諮問案件2件について審議し答申を決定しております。

高知県公文書管理委員会は、今期は令和7年2月4日に開催しまして、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び破棄等の諮問案件2件について審議し答申を決定しております。

次に、高知県公文書開示審査会ですけれども、今期は令和7年1月7日に開催いたしまして、諮問案件1件について審議しております。

なお、審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明は省略します。私からは以上です。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎三石委員長 初めに、第46号議案について行政管理課の説明を求めます。

◎別府行政管理課長 当課からは、予算議案2件、条例議案3件、その他議案1件、合計6件の説明をします。

まず、1ページです。議案の順番とは異なりますが、関係します課が多いことから、ま

ず第46号議案職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案につきまして、関係課を代表して説明します。

改正理由に記載のとおり、この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を考慮した改正です。国家公務員等におきまして、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充と、介護離職防止のため仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置がなされたことを受けまして、本県においても国同様の措置を講ずるものです。改正内容は2点です。

1点目は、時間外勤務の免除の対象となる養育する子の年齢の引上げです。育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援のため、子を養育する職員から時間外勤務免除の請求があった場合は、時間外勤務をさせてはならないとされております。現行では、対象を3歳に満たない子のある職員としているところを、今回の改正で対象を小学校就学前の子のある職員に引き上げようとするものです。

2点目は、介護離職防止のための措置を新たに規定するものです。仕事と介護の両立支援制度を十分に活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、仕事と介護の両立支援制度の個別周知や職員の意向を確認することによって、制度の周知を図るとともに両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するものです。

具体的な措置は括弧書きの3点でして、1点目は職員が配偶者等の介護が必要と申し出たときには、資料右下に例示として記載しております介護休暇・介護時間などの介護両立支援制度を周知し、制度の利用など職員の意向を確認するための面談などを行うこと。

2点目は、職員が40歳に達した年度に、これらの制度等を周知すること。

3点目は、これらの利用請求等が円滑に行われるよう、制度に関する研修の実施や相談体制の整備等の措置を講ずること。

以上の3点です。施行日は、国家公務員同様に令和7年4月1日としたいと考えております。説明は以上となります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 本会議でもあった、この介護休業制度等における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の見直しに関する研究会報告書が今年1月28日に出てるんですけど、不登校とかひきこもりの子供を持つ親御さんについては、判断基準という、示されている別添の資料の2が二つ以上とか3が一つ以上のときは、介護休業を取ることができるこの見直しではされているんです。今回のこの条例については、施行が4月1日からということなんですが、これも1月に出てるんですけど、併せて、これはお休みが取れるようなことにはならないか、県としてはどんなふうに考えられているんでしょうか。

◎別府行政管理課長 不登校の生徒をお持ちの保護者に関してのことだと思っております。

す。ひきこもりと不登校の場合は、介護休暇を取る場合には、常時介護をする状態にあるかが一つ判断基準であると思います。議員おっしゃられたとおり判断基準が幾つかある中で、現行の基準としましては、そういった状態にあるというような診断書等がございましたら、その期間、介護休暇が取れる形で考えております。

◎細木委員 この中には、書面等の提出を求めることができるが、条件ではないというようなただし書もあるので、あまり不登校とかひきこもり、不登校の場合でいろいろ疾患もあるかもしれませんが、そういうふうに診断書がなじまん場合もあるんじゃないかなと思うんですけど。やはり制度を適用して、介護離職防止につながるようなことを早く適用したほうがいいんですけど、適用のめどはこの不登校・ひきこもりについてもこれに応じて休みは今でも取れるということなんでしょうか。

◎別府行政管理課長 現行はあくまでも介護休暇ですので、介護を要する状態にあるかが一つの判断基準になりますので、現在のところ、不登校でありますとか、ひきこもりで、職員から具体的な相談が出てきておりませんので、深まった議論はできてないんですけども、一定の基準は一つ必要かなというところがあります。現行では診断書でありますとか、何かしら証明するものが一つの基準になるのかなと考えております。

◎細木委員 不登校・ひきこもりは、やはり割合的にはかなり出現率等が高いので、県の職員で子育てされている方はかなりおいでと思うんです。その相談があった場合に、これがちゃんと対応できるように、厚生労働省とのやりとりなんかも含めて、離職防止の点ではしっかり制度運用ができるように、対応をお願いしたいと思います。

◎別府行政管理課長 委員の御指摘の点も踏まえまして、国の動向でありますとか、職員の声も聞いて、しっかり検討してまいりたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

ここで教育長と警察本部長は退席いたします。

引き続き、行政管理課の説明を求めます。

◎別府行政管理課長 続きまして、行政管理課の所管議案につきまして、令和7年度当初予算の説明をします。当課の令和7年度の歳出予算の総額は、本年度欄に記載のとおり12億5,639万5,000円で、前年度に比べて2.3%、2,852万円の増額となっております。主な内容につきまして、右端の説明欄に沿って説明をします。

1 一般管理費は、当課が一括で計上しております知事部局全体の職員の時間外勤務手当等です。例年と同様、知事部局の職員の給与年額の8.8%相当の10億1,074万2,000円を計上しております。

3 行政管理費のうち、2つ目の設計等委託料は、場所や紙にとらわれない多様な働き方を推進する取組として、執務室のスマートオフィス化に向けたレイアウトプラン等の設計を委託するものです。

2つ飛ばしまして、事務費の主なものは、知事部局の職員の赴任旅費や障害者ワークステーションにおける会計年度任用職員のスタッフ14名、支援員4名の報酬、共済費等です。

次に、4 外部監査費は、地方自治法の規定により都道府県に義務づけられております包括外部監査に関しまして、委託料の上限額を計上しております。これまでの決算額等を踏まえまして、今年度と同額の1,100万円を計上しております。なお、来年度の包括外部監査契約の締結に関する議案につきましては、後ほど説明をします。

当初予算に関する説明は以上です。

続きまして、令和6年度の補正予算です。3 ページです。歳出につきまして、192万1,000円の減額補正を計上しております。主なものは、障害者ワークステーションのスタッフとして雇用する会計年度任用職員の報酬、共済費等につきまして、勤務の実績に基づき減額補正をお願いするものです。

次に、当課所管の条例議案につきまして、説明をします。資料4 ページになります。

第44号議案、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案です。第1 条例改正の目的は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正などを考慮し、職員の旅費に関しまして必要な改正をしようとするものです。

第2 主な改正内容として、1 各種旅費の種類別の改正について、(1) 鉄道賃は、鉄道を利用した出張の際に、片道25キロ以上の場合に急行料金を、片道50キロ以上の場合に座席指定料金を支給できることとしておりますけれども、今回国家公務員の旅費法が改正されまして、これらの距離要件が廃止されたことから、本県も同様に要件を廃止するものです。

次に、(2) 自家用車以外の車賃は、出張でレンタカーを利用した際に必要な経費について、現在使用料で支給しているものを旅費で支給できることとするものです。

次に、(3) 自家用車の車賃は、現在自家用車で出張した場合に、1 キロ当たり29円を支給しているものを37円に引き上げるものです。

(4) 旅行雑費は、国の旅費制度の改正において、用務地周辺の交通費を定額で支給していたものを廃止し、実費で支給することとされたことから本県も同様に定額で支給していた旅行雑費を廃止するものです。

次に、資料右側の2 赴任旅費の改正、あと、その下の3 その他の部分につきましては、国の旅費制度の取扱いと同様の改正をしようとするものです。

改正内容は、以上となります。

また、今回一般職に適用する職員の旅費に関する条例の改正に伴い、一般職の例によるとされている特別職等に係る旅費に関する条例についても、同様の改正をしようとするものです。

最後に、第3 施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行したいと考えております。

次に、5 ページです。第45号議案職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案について説明をいたします。

1 条例改正の趣旨に記載のとおり、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、法律の規定に条ずれが生じることから、本条例で引用している規定の整理をしようとするものです。なお、この改正による制度内容の変更はございません。施行期日は、引用している法律の施行期日と同日の令和7年4月1日としたいと考えております。

最後に、6 ページです。第65号議案、包括外部監査契約の締結に関する議案について説明をします。この議案は、地方自治法で実施が義務づけられております包括外部監査について、来年度は、4 契約の相手方にありますとおり弁護士の中内大河氏と契約しようとするもので、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議決をお願いするものです。

3 契約の金額は、当初予算の説明で申し上げましたとおり1,100万円を上限としております。なお、本年の1月30日付で監査委員から中内弁護士と包括外部監査契約を締結することについて、異議のない旨の御意見をいただいております。

行政管理課からの説明は以上となります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎西森（美）委員 先ほど、設計等委託料で250万8,000円の御説明があったと思います。これは庁内の執務室のスマートオフィス化ということで、対象の部署もあると思うんですけど、こういったものなのか、経過もあると思うので御説明をお願いします。

◎別府行政管理課長 こちら、庁内の執務室の改修をしてスマートオフィス化するという取組です。令和5年度から実施をしております、最初にモデル職場としまして工業振興課、産業デジタル化推進課、雇用労働政策課の商工労働部の3課を実施いたしました。それ以降、令和6年度は危機管理部を施工しております。来年度につきましては、水産振興部、産業振興推進部の課室をスマートオフィス化することで、今年度設計をして来年度着手する形になっております。

今回予算としてお願いをしておりますのが、来年度設計をしまして、可能であれば、翌年度工事をするところで、3つのフロアを設計をする予算を計上しております。

◎西森（美）委員 このワークスタイルの変革をしていくプロジェクトで、行政管理課と管財課とデジタル政策課ということで、デジタル政策課からも説明がありました。デジタル県庁推進の取組ということであつたんですけど、今どんどん紙とか、場所にとらわれずに機動力のある仕事をしていきたいと思いますということで、もっと現場にも出ていけるよという大きな流れがあると思うんです。それぞれの課で、大事な予算で金額も結構大きい額を計上されていると思うんです。

これを進めていくに当たって、それと同時に大事な成果としては、事務を効率化できた

分、コアな業務とそうではないものをしっかり縦分けをして、本来やるべきこと、行政でなくてはできないことをしっかりやっていくというふうに、同時進行で業務のさびわけもしていくことが、大きな目的ではないかなと思うんですけれど、その進捗というか、どれぐらい進められていくのか見える形で、県民の皆さんに届くのって、どういうイメージで考えたらいいんでしょうか。

◎別府行政管理課長 県庁ワークスタイル変革プロジェクトなんですけれども、もともと手探りで始めた事業です。おっしゃられる業務のさびわけでありますとか、どういったところに効果が出るかのところは、当然、目指すべき姿なんですけれども、まずはスマートオフィス化することによって、どういった成果が得られるかというところ。出発時点では、K P I としましては、庁内のスペースの最適化、どうしても書類が多くて打合せするスペースがないというような話がありましたので、そうしたところを一つK P I と設定した上で、場所を確保するためにペーパーレスをどれぐらい進めていきますかのところ、最後に、現場等での業務時間の増加でありますとか、生産性の向上、委員おっしゃられた視点のところを3つのK P I としております。

一つ見えるのが、今基準としているのは、先ほど3点目の、現場での業務時間の増加とか生産性の向上のところで、リモートアクセス、自席以外での業務がどれぐらいやれていますかを一つの視点でK P I 設定しておりますして、そちらの利用回数を一つの視点で、ほかのことができているのかという指標として掲げて取り組んでおるところです。

◎西森（美）委員 全庁的にやられていることで、業務プロセスの抜本的な見直しと再構築、業務の改善というのも大きな命題の一つだったと思います。そこに関しては御課ではないのかもしれませんが、また別の機会に提案します。

◎細木委員 職員の旅費のことなんですけれど、これはオールジャパンで来年4月からになるのか。早く対応したらいいのに、1年先延ばしになっているのはどういうわけでしょうか。

◎別府行政管理課長 旅費に関しましては、12月議会で一度条例の改正をお願いしております。当時は宿泊料の改正をお願いをさせていただいて、今回2度目の改正の依頼になっております。12月議会でも少し触れさせていただいたんですけれども、国のほうの施行日が4月1日なんですけれども、省令等々の細かい内容が出たのが12月下旬になってございまして、なかなか地方が国の改正に追いつけていないのが実態としてございます。

本県におきましては、宿泊料は、本当に高騰している喫緊の課題がございましたので、実勢価格により早期に適用できるように、この4月というところで、お願いをさせていただいたところです。その他の部分につきましては、年明けから議論を始めまして、条例の内容を固めまして、運用とシステム改修がございまして、少しお時間をいただいて令和8年4月1日施行の形でお願いをしております。

◎岡田（芳）委員 スマートオフィスのことで、事業の効率とか効果の評価も一定しながら進めなければならないと思うんですけれども、そこはどうなっているんでしょうか。事業の効果、どういう効果が上がっているかのところはどんなに取りまとめていくんですか。

◎別府行政管理課長 西森委員の質問とちょっと重なってしまいますけれども、効果測定という形で言いますと、先ほどの３点、執務室のエリアを広げるところと、ペーパーレス化を進めるところ、リモートアクセスによる業務の効率化のところを一つの指標にして、現在は計測をさせていただいてるところになります。

◎岡田（芳）委員 年度で総括してということになるんですか。

◎別府行政管理課長 さようです。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈財政課〉

◎三石委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎星財政課長 まず、令和７年度当初予算について御説明します。財政課の１ページです。一般会計の歳入について主なものを御説明します。

３ 地方譲与税です。168億9,600万円余りを計上しておりまして、前年度比約18億6,600万円余りの増となっております。これについては、全国的な企業業績の伸びに伴う法人税収の増によりまして、国から都道府県に配分される特別法人事業譲与税の増額を見込んでいくことによるものです。

次に、一番下の行の地方特例交付金につきまして、３億2,300万円余りを計上しておりまして、前年度比から17億6,700万円余りの減となっております。これについては、令和６年度は定額減税の実施に伴い、個人住民税の減収分の全額が地方特例交付金により補填されることとなっておったため増額をしておりましたが、来年度についてはその実施がないということで減額をしているものです。

次に、２ページ、５ 地方交付税につきましては、1,812億円余りを計上しておりまして、前年度比から5,800万円の減となっているところです。地方交付税の予算額につきましては、国の地方財政計画における伸び率を踏まえ、毎年算定をしているものですが、令和７年度の地方財政計画におきましては、地方交付税と臨時財政対策債を合わせました実質的な交付税の総額につきまして、全国でマイナス0.9%となっていることを踏まえまして減額を見込んでいます。

次に、３ページを御覧ください。12の繰入金の２ 基金繰入金につきましては、財源不足への対応、また満期一括償還方式の県債の償還に充てるために231億円余りを取り崩し、繰入れを行うものです。

また、13繰越金の１ 繰越金につきましては、前年度の決算の剰余金の２分の１を計上す

るというものです。毎年度一定額の繰越金が発生していることから、近年の状況を踏まえ、10億円を計上しているものです。

次に、4ページを御覧ください。15県債の中の丸目、臨時財政対策債につきましては、令和7年度地方財政計画におきまして、国全体として新規発行額の計上がなかったことを受けまして、本県での予算上の計上もないというものです。

次に、歳出を御説明します。5ページを御覧ください。

まず、中段の1財政費について、一番右側の説明欄を御覧ください。

2一般管理費につきましては、知事部局長などの交際費、職員の病休や産休などにより会計年度任用職員を雇用する場合にかかる経費など、全庁の調整的な経費としまして、800万円余りを計上しているところです。

その下、3財政管理費につきましては、財政課の事務費、また、部内の総務事務経費を計上しているところです。

一つ下の決算支援システム保守等委託料につきましては、こちらはシステムとしては総務省の地方財政状況調査の回答に必要となるシステムでして、運用保守経費に合わせまして今年度につきましては、システムに組み込んでおりますソフトウェアについて一部サポート終了がございまして、そのシステム改修に必要となる経費を合わせまして、2,400万円余りを計上しているところです。

下から4つ目の予算編成支援システム再構築等委託料につきましては、全庁における予算編成業務の効率化、また、職員負担軽減を図るため、令和6年度当初予算から本格稼働を開始しました新予算編成支援システムの運営保守等に当たる経費となっているところです。

次に、6ページを御覧ください。16公債費の1元利償還費の説明欄、2県債管理特別会計繰出金につきましては、地方債の元利償還金等に充てるために県債管理特別会計に繰り出すものでして、697億円余りと前年度より45億円余りの増となっているところです。これは過去に借入れた起債のうち満期一括方式で償還する起債の満期が来年度に到来することによりまして、前年度から増加をするというところです。

次に、7ページを御覧ください。1減債基金の積立金につきましては、130億円余りと前年度より8億9,900万円余りの減となっているところです。こちらにつきましては、後ほど2月補正部分で説明をしますが、県債償還のため毎年度规则的に積み立てている積立金でして、令和6年度について交付税の追加交付がございまして、基金の積み立てに要する経費が前倒しで令和6年度の補正予算で交付税の追加交付ということで措置をされたということです。令和7年度に本来であれば積み立てを行う経費について、令和6年度2月補正において減債基金への積み立てを前倒しで行うというもので、減額となるということです。

次に、2退職手当基金につきましては、9億2,500万円余り計上をしているところです。

これは令和5年度からの定年引上げに伴う退職手当の後年度負担の平準化のために必要額を積み立てているものです。

次の財政調整基金、職員等こころざし特例基金、防災対策基金については、それぞれ運用益を積み立てるものです。

次に、中段の3公営企業支出金のうち、1電気事業会計支出金、2工業用水道事業会計支出金につきましては、児童手当に伴う地方負担部分につきまして国の定める繰出基準に基づきまして、所要額の一部を一般会計から繰り出すものです。

3病院事業会計支出金につきましては、46億1,000万円余りを計上しているところです。内訳としては、病院事業会計負担金として、救急や高度医療、建設改良等に要する経費などの繰出基準に基づく事業費の一部について35億9,800万円余り計上しています。

また、児童手当や基礎年金等に伴う地方負担分などにつきまして、病院事業会計補助金として、10億1,100万円余り計上をしているところです。

次に、18予備費につきましては、1億4,000万円を計上してまいりまして、前年度から1億4,000万円減額をしているところです。令和6年度につきましては、物価高騰などの不測の事態に対応するため、過去の実績などを踏まえまして、1億4,000万円上乗せして計上を行っていました。コロナ禍以降予備費について積み増しをしておったところですが、この令和6年度間の執行状況を踏まえまして、平年ベースの1億4,000万円を令和7年度予算には計上させていただいたところです。

8ページを御覧ください。県債管理特別会計について御説明します。

まず、歳入の県債管理収入につきましては、上から3段目一般会計からの1繰入金ですが697億9,200万円余り、また、その下段2県債については、満期一括償還等に伴う借り換えを行う地方債306億5,900万円を計上しているところです。

次に、9ページを御覧ください。歳出につきましては、公債費全体で1,004億5,100万円余りと、前年度から27億5,000万円余りの減となっているところです。これにつきましては、過去に満期一括償還方式で借り入れた起債の償還が前年度から増加をする一方で、県債管理特別会計内で借り換えを必要とする額が減少したということで、県債管理特別会計における公債費について減額となるものです。

続きまして、令和6年度補正予算について御説明を申し上げます。

10ページを御覧ください。まず、歳入についてです。

5地方交付税につきましては、67億5,000万円余り増額をすることとしています。後ほど説明します臨時財政対策債を1,000万円余り増額することと併せまして、実質的な交付税ベースでは67億6,100万円余りを増額することとしております。これは先ほど申し上げました国の補正予算に伴いまして交付税の追加交付がございまして、今年度、交付実績見込みが当初の見込みを上回ったことによるものです。

次に、11ページを御覧ください。12繰入金の2基金繰入金につきましては、先ほど御説明した交付税の追加交付、また、予算の効率的な執行などにより生じた財源などを活用しまして、財政調整基金の取り崩しを81億3,000万円余り取りやめることとしています。

次に、15県債の15臨時財政対策債につきましては、先ほど御説明申し上げたとおり1,000万円余りを増額することとしています。

続きまして、歳出について御説明をします。12ページを御覧ください。

まず、2総務費の財政費につきましては、決算支援システム保守等委託料の入札残によりまして、減額をするものです。

次に、16公債費の1元利償還金につきましては、県債管理特別会計繰出金を2億3,600万円余り減額することとしています。これは特別会計の元利償還金につきまして、借入金利について当初の見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、17諸支出金の2基金につきましては、24億5,300万円余りを増額することとしています。主な要因につきましては、先ほど令和7年度当初予算でも申し上げたとおり、交付税の追加交付がございまして、その中で将来に必要な基金の償還に関する経費が令和7年度措置が前倒しをされたものがございまして、これを活用して減債基金への積立てを前倒して行うというものです。

次に、13ページを御覧ください。3公営企業支出金のうち3病院事業会計支出金につきましては、国の定める繰出基準に基づきまして、一般会計から繰り出している経費です。当初の見込みから医師数、また人件費が増加するということで4,714万円余りを増額することとしています。

続きまして、県債管理特別会計について御説明します。14ページを御覧ください。まず、歳入の県債管理収入については一般会計からの繰入金を2億3,400万円余り減額することとしています。

次に、15ページを御覧ください。歳出につきましては3段目の1元利償還金を2億3,600万円余り減額することとしています。これは先ほど一般会計のところでも御説明申し上げたとおり、特別会計の元利償還金において、借入金利が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、条例その他議案について御説明をします。16ページを御覧ください。

第43号議案高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案について、この高知県職員等こころざし特例基金につきましては、南海トラフ地震対策の加速化を図り、特に本県の将来を担う子供たちの安全安心を確保する対策をより一層推進することを目的としまして、平成25年7月1日から設置をして、保育所や幼稚園等の高台移転等の南海トラフ地震対策関連事業に活用をしているところです。今回の改正につきましては、高知県南海トラフ地震対策行動計画の次期計画に合わせまして、3年間期間を延長するもの

で、令和7年5月31日までとしている当該基金の設置期間につきまして、令和10年5月31日まで延長しようとするものです。

財政課の説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈法務文書課〉

◎三石委員長 次に、法務文書課の説明を求めます。

◎梶原法務文書課長 法務文書課の令和7年度当初予算について御説明します。

1ページをお願いします。令和7年度歳出予算額は、上段の総務費の本年度欄にありますように総額2億6,715万4,000円を計上しておりまして、前年度と比較しますと、456万3,000円の減となっております。

次に、歳出の内訳について、主なものを右端の説明欄に沿って御説明します。

1人件費は省略をしまして、まず、2の法制管理費については、主に条例規則の審査、県公報の発行などに要する経費のほか、公益法人の変更認定等の審査や行政不服審査に係る経費です。内訳について、まず、公益認定等審議会委員報酬は、法人の公益性の認定の審査等を行う審議会の委員報酬となります。

次に、行政不服審査会委員報酬は、行政不服審査法に基づく審査請求に対しまして、審査庁の判断の妥当性を審査する審査会の委員報酬です。

次に、例規情報総合システム等保守管理委託料は、パソコンで条例規則等の閲覧検索等を行うとともに、国の法律等の改正も確認をできる例規情報総合システムの運用に関する経費です。

次に、宗教法人管理システム運用保守委託料は、県内に約2,800ある宗教法人の基本データや規則等を管理する宗教法人管理システムの運用に要する経費です。

一つ飛ばしまして事務費は、条例・規則などを登載している高知県公報を県のホームページに掲載するために要する経費のほか、旅費や需用費等を計上しています。

次に、2ページをお願いします。3訴訟費については、県が当事者となる訴訟に関する経費や、法律相談の弁護士に関する経費です。

まず、訴訟事務委託料は、県が訴えられた際の訴訟事務の処理を弁護士に依頼するときに支払う着手金です。

一つ飛ばしまして事務費は、県が訴えられた訴訟事件が終結したときに弁護士に支払う報償費と、法律相談員、弁護士4名への法律相談に対する報償費を計上しています。

次に、4文書情報費について、公文書開示審査会委員報酬は、公文書の開示請求に係る

実施機関の決定に対して審査請求があった場合、実施機関からの諮問を受け審査する審査会の委員報酬です。

次に、個人情報保護審議会委員報酬は、個人情報の保護に関する法律施行条例に基づきまして、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くための審議会の委員報酬です。

次に、公文書管理委員会委員報酬は、公文書管理条例に基づきまして、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管や廃棄等について諮問を受け、審査を行う機関の委員報酬です。

次に、文書情報システム運用保守委託料は、職員が行う文書の起案や保存など一連の文書事務のほか、電子決裁にも対応する文書情報システムの運用保守等を委託するものです。

次に、公文書管理業務委託料は、当課が所管する集中管理書庫における公文書の受入れや貸出し、整理、保存等の業務を委託するものです。

次に、行政機関等匿名加工情報作成委託料は、毎年度実施することとされました行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案の募集に応じまして、事業者からの提案があった場合に、県が保有する個人情報ファイルの情報を匿名加工して特定の個人を識別することができないよう、また、個人情報を復元することができないように匿名加工をする業務をアウトソーシングするものです。

一つ飛ばしまして、事務費は、会計年度任用職員の人件費や職員の旅費のほか、審査会の開催に要する経費などを計上しています。

次に、5 公文書館管理運営費です。

まず、公文書館管理委託料は、清掃や空調、消防等設備機器の保守、警備業務など施設の維持管理に必要な業務を委託するものです。

3 ページをお願いします。公文書館事業委託料は、公文書館が受け入れる公文書の薫蒸、戦前の歴史公文書等の複製物の作成や展示に係るパネルなどの作成を委託するものです。

一つ飛ばしまして、事務費ですが、会計年度任用職員の雇用に係る経費や光熱水費、歴史公文書の整理保存等に要する経費などを計上しています。

続きまして、令和 6 年度補正予算につきまして説明をします。4 ページをお願いします。

まず、1 法制管理費につきましては、県公報データ作成費が見込みを下回ったことから役務費を減額するものです。

次に、2 文書情報費につきましては、行政機関等匿名加工情報につきまして提案を募集いたしましたが、応募がなかったため委託料を減額するものです。

次に、3 公文書館管理運営費につきましては、電気料金の支出額が見込みを下回ったことから需用費を減額するものです。

令和 7 年度当初予算と令和 6 年度補正予算の説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、法務文書課を終わります。

〈人事課〉

◎三石委員長 次に、人事課の説明を求めます。

◎安藤人事課長 当課の令和7年度当初予算につきまして、主なものを御説明いたします。

左側4人事費の本年度の欄ですが、令和7年度の人事課の予算額は4億5,618万8,000円となっておりまして、本年度と比較しまして約1億2,000万円の増となっております。この主な要因は、この後御説明します総合人事システムの再構築業務の増額によるものです。

では、一番右の説明欄に沿って御説明をします。

2の人事管理費ですが、こちらは職員の任用をはじめとする人事管理や倫理の確保、県政功労者表彰及び叙位・叙勲といった栄典業務に要する経費です。

上から4つ目の総合人事システム再構築等委託料は、職員情報を管理しております総合人事システムの再構築と運用保守に要する経費です。総合人事システムにつきましては、老朽化に伴い長期的かつ安定的な動作保障の確保のため、本年度から来年度にかけてシステムの再構築を行うとともに、令和12年度末までシステムの運用保守を行う契約となっております。

次の安否確認システム運用保守委託料は、災害発生時の職員の安否確認を行うシステムの保守管理に要する経費です。

次に、3人事企画費ですが、2つ目研修費は、国の省庁、民間企業などへ派遣している職員の旅費や宿舍の借上げなどに要する経費です。

4人材育成費は、職員研修等に要する経費です。

1つ目の職員能力開発センター清掃等委託料は、職員研修を実施しております職員能力開発センターの清掃や警備などに要する経費です。

次の職員研修管理システム保守管理委託料は、職員研修の受講の手續や受講履歴の管理を行うシステムの保守管理に要する経費です。

次の職員研修等委託料は、職員能力開発センターなどで実施します職員研修につきまして外部委託をしており、その実施に要する経費です。現在、一般社団法人日本経営協会に委託をしておりまして、令和4年12月から令和8年2月までの複数年契約を行っております。来年度予算としては、現契約の最終年度でありますことから、令和7年4月から来年2月までの11か月分、それとこの後債務負担で御説明します次期の委託契約につきましても、今年の12月から来年3月までの4か月分の費用が発生いたしますので、これを加えた額となっております。現契約が2月末まで、次期契約が12月からと契約期間が一部重複し

ておりますが、これは新しく契約した事業者が令和８年度すぐに研修が開始できるよう前年度から準備行為を行う必要がありますことから、こうした契約期間としております。

続きまして、債務負担行為についてです。内容は、今御説明いたしました職員研修等委託料です。職員研修につきましては、一貫性を持った研修内容を担保するため複数年契約としております。次期契約におきましても同様に複数年契約を行いたいと考えており、プロポーザル方式により事業者を選定していく予定です。

委託内容につきましては、令和８年度から令和10年度までの３年間の研修に加えまして、先ほど申しました令和８年度の研修準備のため、その前年度に４か月の準備期間を設けておりますことから、債務負担の期間は令和７年度から令和10年度までとしております。これにかかる経費の総額といたしまして、１億7,351万円の債務負担をお願いしております。

当初予算につきましては以上です。

なお、２月補正予算については該当ございません。

当課からの説明は以上になります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

〈職員厚生課〉

◎三石委員長 職員厚生課の説明を求めます。

◎竹村職員厚生課長 最初に、令和７年度一般会計当初予算案の概要につきまして御説明をします。資料１ページをお願いします。

歳出の主なものを御説明します。職員厚生課の令和７年度当初予算は、総額で21億9,953万8,000円となりまして、前年度と比較しますと９億3,840万2,000円、約30％減となっております。この減の主な要因は退職手当の減額によるものです。

それでは、主な内訳につきまして右側の説明欄に沿って御説明します。

まず、１人件費のうち３つ目の地方公務員災害補償基金負担金は、公務災害や通勤災害に遭った職員に対して、医療費等の補償費を給付制度の原資としまして、職員の給与総額の一定割合を負担するものです。

次の公務災害補償費は、会計年度任用職員など地方職員公務災害補償基金の補償対象としない職員が公務災害等で被災した場合の補償費を計上しております。

次に、２退職手当です。２ページを御覧ください。一番上の退職手当18億6,109万9,000円は、知事部局などの退職者に対して支給するもので、令和７年度は合計119名分を見込んでおりますが、前年度より退職見込みの人数が減少することから、当初予算比で９億1,800万円程度の減額となっております。

次に、一つ飛ばしまして、3 恩給及び退職年金のうち1つ目の恩給は、昭和37年の地方公務員の共済年金制度の発足前に退職した職員及びその遺族に対しまして、恩給法に基づく退職年金等を支給するものです。令和7年度は24名分を見込んでいます。

次の4 職員福利厚生事業費は、職員の保健や元気回復を図ることを目的として、県等で構成する高知県職員レクリエーション事業実施委員会が実施する球技大会などの事業に対しまして助成を行うための経費等です。

次の5 福利厚生施設整備費は、県職員住宅の管理や維持修繕等に要する経費です。

まず、職員住宅管理委託料は、県職員住宅の維持修繕や管理業務等を高知県住宅供給公社へ委託するものです。10年に1度義務づけられております外壁の全面打診調査の対象住宅が多いことから、前年度より増となっております。

次の設計等委託料は、本山町と高知市神田にある職員住宅の生活排水処理工事の実施設計時に要する経費、次の改修工事請負費は、四万十市のクツカタ職員住宅の合併浄化槽改修に要する経費を計上しております。

次に3 ページを御覧ください。6 職員健康管理費は、職員の心と体の健康づくりを推進するための経費です。

まず、職員健康診断等委託料は、一般健診、がん検診、特殊健康診断などの健診の実施や結果の通知、保健指導などの業務を健診機関に委託するものです。

2つ飛ばしまして、健康管理費負担金は、地方職員共済組合高知県支部が実施します人間ドック事業に対しまして、費用の約4割を県で負担するものです。なお、この負担金の相手方であります地方職員共済組合高知県支部の支部長は知事となっております、民法で定める双方代理による契約となります。契約の効力を有効なものとするため、予算を審議していただく中であらかじめの許諾をいただきますようお願いいたします。

最後の事務費は、主に安全衛生やメンタルヘルス職員研修、健康相談事業などの経費です。メンタルヘルスは、職員の心と体の健康づくり計画に基づきまして、早期発見、早期対応ができる体制づくりと、働きやすい職場づくりを進めております。令和6年度は本庁の全職員で実施しました職場ドックや、当課スタッフと専門の精神科医等が連携し実施する相談事業といった取組を続けてまいります。

令和7年度当初予算の説明は以上となります。

続きまして、4 ページをお願いします。令和6年度の補正予算の歳出につきまして、右側の説明欄に沿って説明します。

1 退職手当につきましては、普通退職者が見込みを上回ったことなどにより1億905万8,000円の増額をお願いするものです。

次の2 福利厚生施設整備費の改修工事請負費の減額は、安芸市ほかの職員住宅の生活排水処理施設工事について、工事内容の変更による減額補正となるものです。

次の3職員健康管理費の健康管理費負担金は、人間ドック受診者が見込みを下回ったことにより680万円の減額を行うものです。

最後の事務費は、メンタルヘルス職員研修の講師謝金が見込みを下回ったことにより減額を行うものです。

補正予算の説明は以上となります。

続きまして、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明します。資料5ページをお願いします。

県の退職手当には、給料額や勤務年数等から計算されるいわゆる一般の退職手当と、一定条件に該当する方に対して、雇用保険に相当する手当を支給する失業者の退職手当がございます。今回、この失業者の退職手当に関して、2点の改正を行いたいと考えております。

1つ目は、県の退職手当として該当する者に支給することとなっております雇用保険の就業促進手当に相当する退職手当の支給要件を見直すもの。もう1点は同じく雇用保険の基本手当に相当する退職手当の特例措置の適用期間を延長する内容となっております。いずれも雇用保険法の改正を受けまして、国家公務員退職手当法においても同様の改正がなされております。

それでは、中段の失業者の退職手当の概要を御覧ください。我々地方公務員は雇用保険法の適用を除外されておりますが、一定の条件を満たすときには、イメージ図にございますように、一般の退職手当と雇用保険の失業等給付の差額相当分を失業者の退職手当として支給できる仕組みとなっております。

次に、その下の条例改正の内容を御覧ください。

まず、①ですが、雇用保険の失業等給付のメニューの一つでございます。1年以内に雇用が終了するような安定していない職業に早期再就職した場合に支給する就業手当という雇用保険上の規定が廃止されることを受けまして、県の退職手当条例におきまして、この就業手当に相当する退職手当を廃止しようとするものです。

②ですが、雇用情勢の悪い地域に居住する一定条件の方に対しまして、雇用保険の失業等給付の一つであります、基本手当の給付日数を延長するという雇用保険の暫定措置がございます。この暫定措置の終了期間が令和6年度末から令和8年度末へと延長されるため、県の退職手当条例においても同様に規定を改定しようとするものです。なお、本県の対象地域としては、安芸及びいの公共職業安定所の管轄区域が指定されています。施行期日につきましては、改正雇用保険法等と同じ令和7年4月1日としたいと考えております。

職員厚生課の説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 職員の健診は、受診率は100%でよろしいですか。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 人間ドックと一般健診と合わせまして、100%になっています。

◎細木委員 衛生管理者は全庁で何人おいでて、それと退職されたりしたときに確実にその数を補充されているかをお聞きしたい。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 名簿として確認できている人が100人前後おります。

ただ、衛生管理者の公費で資格を取ってる人と、自分で取っていて把握ができてない人もいます。保健師だったり申請すると取れる人もいたりしますので、必要に応じて、資格を取っていただいたりしている形で補充をしています。

それから、毎年必要な所属については受験もしていただく形にしていますが、なかなか難しい試験でして、100%の合格率にはなっていないので、補充できていないところについては、改めて、次の年だったり、近隣のところから補充したりの形で対応しています。

◎細木委員 メンタルヘルスのこともあるし、職場でそういう気がつける人がちゃんとおることが大事なので、しっかり補充していただきたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、職員厚生課を終わります。

〈税務課〉

◎三石委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎東税務課長 令和7年度の当初予算案につきまして御説明申し上げます。税務課の資料の1ページを御覧ください。

令和7年度の歳入予算の1の県税です。令和7年度の県税収入につきましては、今年度の当初予算と比較しまして、4.6%31億2,500万円余りの増となります709億1,800万円余りと見込んでおります。

それでは、主な税目について御説明申し上げます。

まず、上から3番目の個人の県民税は、国の定額減税による減収がなくなり、雇用者所得の増加や株取引の活発化などの影響から、今年度の当初予算との比較で29億9,900万円余りの増となります236億8,500万円余りを見込んでおります。

次の法人の県民税は、景気の緩やかな持ち直しの動きが続くと見込まれますことから、今年度の当初予算との比較で、1,500万円余りの増となります14億7,700万円余り、また、一番下にあります法人の事業税につきましても、1億3,300万円余りの増となります145億2,100万円余りを見込んでおります。

次の2ページを御覧ください。一番上の地方消費税につきましては、個人消費の緩やかな増加と物価上昇が続くと見込まれますことから、今年度当初予算との比較で2億7,600万円余り増となります159億2,300万円余りを見込んでおります。

次の3ページを御覧ください。下から3番目にあります地方消費税清算金です。地方消

費税は、各都道府県の税務署に申告納付された税収を最終消費地となる県に帰属させるため、小売年間販売額に関するデータや人口を基準として各都道府県間で清算を行うこととなっております。この清算金収入は、ほかの都道府県から本県に払い込まれるものです。令和7年度は、全国の払込み状況などを参考に、今年度の当初予算との比較で4.6%の増となります384億3,900万円余りを見込んでおります。

清算金収入と県税収入を合わせますと、今年度当初予算との比較で4.6%、48億1,600万円余りの増となります1,093億5,700万円余りとなります。

次に、歳出予算につきまして御説明申し上げます。次の4ページを御覧ください。賦課徴収に要する経費であります6税務費につきましては、前年度と比較いたしまして、4,500万円余りの増となります24億8,500万円余りとなっております。

歳出の主なものを右端の説明欄に沿って御説明申し上げます。まず、2賦課徴収費の2番目の県税等収納業務委託料は、コンビニエンスストアを利用した県税収納につきまして、その収納業務を収納代行業者に委託するための経費です。

4つ下の債権調査回収委託料は、税外未収金対策のうち、県職員では対応が困難な案件の回収を促進するために、債権回収の専門知識とノウハウを有する弁護士の方々に回収業務を委託するための経費です。

一番下の地方税共同機構負担金は、全国的に運用されております地方税に関する電子手続のポータルシステムでありますe L T A X等の管理運営や地方税に関する調査研究や研修などを行うことを目的に、地方税法の規定により設立されております地方税共同機構に対する負担金です。

次の5ページに移りまして、上から3番目の地方消費税徴収取扱費負担金です。地方消費税は国税である消費税と一緒に各地の税務署に申告納付され、その後、国から県に払い込まれますことから、県税である地方消費税の賦課徴収に要する経費を、地方税法の規定に基づき国に支払うものです。

3納税促進費は、税に関する知識の普及や啓発活動、市町村や特別徴収義務者に対する交付金などに要する経費です。

そのうち3つ目の個人県民税徴収取扱費市町村交付金とその下の軽油引取税特別徴収義務者交付金は、個人県民税の賦課徴収を行う市町村と軽油引取税の特別徴収を行う石油販売店などに対しまして、地方税法の規定などに基づきまして交付金を支出するものです。

4税務電算事業費は、県税の賦課徴収に係る一連の事務をシステムで処理するための経費であり、国から提供される税務データなどを共同処理する経費や運用保守に関する業務を委託する経費です。

2番目の税務システム整備等委託料は、税務システムの運用保守の業務を委託する経費と、自動車税種別割の納税通知書など発出件数の多い帳票の作成や封筒への封緘作業、自

自動車税申告書のパンチ入力作業などを外部委託するための経費です。

次の6ページを御覧ください。17諸支出金です。内訳の1の地方消費税清算金は、各都道府県で納付された地方消費税を最終消費地に帰属させるための清算を行った結果、本県から他県に支払うものです。

2利子割交付金から6ゴルフ場利用税交付金と、8自動車税環境性能割交付金から10自動車取得税交付金につきましては、地方税法の規定に基づき、それぞれの県税収入の一定割合を各市町村に交付するものです。

7県税還付金等支出金は、納付した税金が納め過ぎとなった場合や誤って納められた場合に、過誤納金として納税者に還付するための経費です。

続きまして、7ページを御覧ください。中央東県税事務所の庁舎の土地や書庫の借上げ代に係る債務負担です。

一般会計につきましては、以上です。

続きまして、8ページを御覧ください。令和7年度の高知県収入証紙等管理特別会計の当初予算案について御説明申し上げます。

自動車税のうち自動車を取得する際に課税されます環境性能割と、新規登録時に月割で課税いたします種別割は、地方税法の規定により証紙により納付することとされておりますので、この2つの税に関する経理をこの特別会計で処理しております。

また、市町村税である軽自動車税の環境性能割につきましても、地方税法の規定により当分の間都道府県が賦課徴収することとされていることから、併せてこの特別会計で処理をしております。

まず、歳入です。証紙収入に収納に関する取扱手数料に相当いたします一般会計からの繰入金で600万円余り、始動票札交付料を8億8,100万円余りと見込みまして、合計で令和6年度当初との比較で3,900万円余りの減となります8億8,700万円余りを計上しております。

次の9ページを御覧ください。歳出につきましては、歳入として受け入れました8億8,700万円余りの全額を繰出金としまして一般会計に繰り出すことで、登録時における自動車税に関する税込としております。軽自動車税の環境性能割につきましても、申告実績に応じまして各市町村に支出しております。

特別会計につきましては以上です。

続きまして、令和6年度一般会計補正予算案について御説明申し上げます。次の10ページを御覧ください。

まず、歳入の県税は、今年度の税込につきまして、昨年度の納付状況などを参考に見込んでおりましたが、税込が当初の見込みを上回る見通しとなりましたことから、県税全体としまして24億2,600万円余りの増額補正をお願いするものです。

それでは、増減額が大きい税目について御説明申し上げます。

上から3番目にあります個人の県民税は、株取引の活発化などの影響から、配当割と株式等譲渡所得割が当初の見込みを上回りましたことから、全体で9億7,200万円余りの増を見込んでおります。

一番下に記載しております法人の事業税は、法人の申告実績などから9億3,400万円余りの増を見込んでおります。

次の11ページの上から2番目にあります地方消費税の譲渡割は、個人消費の緩やかな増加と物価上昇が続くと見込まれますことから4億5,000万円余りの増を見込んでおります。

次の12ページに移りまして、下から2番目に記載しております地方消費税清算金は、この1月の地方消費税の国からの払込みをもちまして、収入額が確定いたしましたので、3億8,300万円余りの増額をさせていただくものです。

歳入につきましては以上です。

次に、歳出予算の補正につきまして御説明申し上げます。13ページを御覧ください。

まず、右の説明欄の一番目にあります納税促進費は、個人県民税徴収取扱費市町村交付金につきまして、第3期分までの支払いが確定し、4期分の支出見込みを合わせましたところ、不用額が生じたことから減額させていただくものです。

次の収入証紙等管理特別会計繰出金は、後ほど説明します自動車税の証紙収入の会計を処理しております特別会計への繰出金ですが、証紙収入の減額見込みに伴いまして、減額するものです。

次の17諸支出金です。まず、1地方消費税清算金は、1月の地方消費税の国からの払込みをもちまして、収入額が確定しましたので不用額について減額をさせていただくものです。

次の2利子割交付金、3配当割交付金、4株式等譲渡所得割交付金、9法人事業税交付金は、地方税法の規定に基づき県税収入の一定割合を各市町村に交付するものですが、それぞれの税收の増によりまして補正をさせていただくものです。

以上によりまして、一般会計の歳出全体では、一番下の計にありますとおり6億2,000万円余りの増額の補正をお願いするものです。

次に、14ページを御覧ください。令和6年度の収入証紙等管理特別会計の補正予算案です。当初予算に御説明しましたとおり、自動車税の環境性能割、新規登録時に月割で課税いたします種別割と軽自動車税の環境性能割につきまして、地方税法の規定により証紙により納付することとされていることから、これらの経理をこの特別会計で処理しております。

まず、歳入です。証紙により納付される税收の減少に伴いまして、その会計を処理しております特別会計について、9,200万円余りの減額補正をお願いするものです。

次の15ページを御覧ください。歳入の減額の見込みに伴いまして、歳出の一般会計等繰出金につきましても、同額の減額補正をお願いするものです。

以上が、特別会計です。

税務課の説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 6ページ、7県税還付金等支出金で5億4,000万円あるわけですけど、過誤により返さないかんというものが、毎年これぐらいの規模であるわけですか。

◎東税務課長 一番大きなものが法人の2税になりますけれども、法人の2税につきましては、まず、予定申告で前年度の実績をもとに申告をしていただきまして、次に確定申告をしていただきます。前年度の業績がよかったら予定申告の額は大きくなりまして、その次がちょっと業績が下がってしまったら、確定申告額が減ってしまいますので、その差額についてお返しすることがあります。法人事業税に係る還付が一番大きいものとなっております。

◎細木委員 先ほどの説明で過誤って言うことと言うたら、なんか請求誤りみたいな感じのイメージを取ったので、そうじゃなくて、見込みが違うことによる修正の還付が一番大きいということで捉えていいですか。間違いもやはりあるんですか。

◎東税務課長 予定で申告していただくものが、その前の年の実績をもとに申告いただいている制度になっていますので、決算を上げて実績が少なかったら還付をすることになって、基本的に間違いではないです。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

〈市町村振興課〉

◎三石委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎伊良部市町村振興課長 当課から説明させていただく議案は令和7年度当初予算、令和6年度2月補正予算及び条例その他議案です。

まず、令和7年度当初予算について1ページをお願いします。当課の歳出予算の総額は、一番上の段の2総務費にありますとおり16億5,179万円余りとなっております。前年度と比較して7億513万円の増となっています。増額の主な要因は、来年度予定されております参議院議員通常選挙の執行に係る経費を計上したものです。

当課の歳出予算は、市町村振興費と選挙管理費に分かれておりまして、まず1つ目、市町村振興費について、主な項目を右の説明欄で御説明をします。

2行財政運営支援費は、市町村の行財政運営について適切な助言支援を行うための経費です。

1つ目電子計算事務委託料は、普通交付税の算定に係る委託料です。

次のマイナンバーカード普及促進事業委託料は、カードの取得を希望される方で御自身で取得することが困難な方などに対して、カードを取得しやすい環境を提供するため、乳幼児健診会場や高齢者施設等で出張申請受付やサポートを実施するものです。

一つ飛ばして、市町村等事務処理交付金は、高知県の事務処理の特例に関する条例などに基づきまして、市町村長に権限を移譲している事務処理に要する経費を、地方財政法の規定に基づき交付するものです。

次のれんけいこうち広域都市圏事業推進交付金は、国が定める連携中枢都市圏の圏域以外で、特別交付税措置のない13市町村に対しまして、れんけいこうち広域都市圏ビジョンに位置づけられた事業の実施に要する経費について県が支援を行うものです。

2 ページをお願いをします。1 つ目、市町村振興宝くじ交付金は、市町村振興宝くじの収益金を公益財団法人高知縣市町村振興協会に交付をするもので、各市町村に対する貸付事業や、各市町村が共同で行う事業の財源として活用されております。

次の市町村財政安定化資金貸付金は、佐川町に建設する新たな管理型最終処分場の設置に伴う整備費用の市町村負担分に係る経費の一部に対して貸付けを行うことにより、市町村の負担の平準化を図るものです。

続きまして、3 住民基本台帳ネットワークシステム事業費についてです。

2 つ目の保守管理委託料は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守に係る経費です。

次の本人確認情報処理事務等負担金は、地方公共団体が共同して運営する組織である地方公共団体情報システム機構の本人確認情報の処理事務等に要する経費の負担金です。

続きまして、3 選挙費について御説明します。

1 の選挙管理委員会費は、選挙管理委員会の運営に係る経費です。

続いて3 ページの2 明るい選挙推進事業費は、将来の有権者である小中高生や大学生等を対象にした出前授業ですとか、若者と議員の座談会などの各種啓発事業の開催に係る経費などです。

次に、2 選挙執行管理費につきましては、令和7年7月28日に任期満了となります参議院議員の通常選挙の執行に要する経費です。内容ですが、中ほどにあります啓発用広告制作等委託料は、選挙期間中に県民の皆様へ投票を促すために行うテレビや新聞への広告、啓発イベントの開催などを実施するものです。

下から3 つ目、選挙公営費負担金は、ポスターやビラなど、候補者の選挙運動に要する費用の一部を公費で負担するものです。

その下、市町村等交付金は、投開票所の運営やポスター掲示場の設置などに要する経費を市町村に交付するほか、不在者投票に必要となる経費を病院や高齢者施設などの指定施設に交付するものです。

次の事務費は、選挙公報や投票用紙の印刷など、選挙の管理・執行に必要となる予算を計上しております。

令和7年度当初予算に関する説明は以上です。

続きまして、4ページ、令和6年度補正予算について御説明します。

一番上、2総務費にありますとおり、歳出予算として総額1億6,221万円余りの減額補正をお願いするものです。主な項目につきまして、ページ右説明欄を御覧ください。

まず、1行財政運営支援費のうち、マイナンバーカード普及促進事業委託料の108万円余りの減額は、乳幼児健診会場や高齢者施設における出張申請受付やサポートの実施回数が市町村や施設の調整の結果、当初の見込みを下回ったことによるものです。

市町村振興宝くじ交付金の7,137万円余りの減額は、市町村振興宝くじの売上額が当初予算の見込みを下回ったことによるものです。

事務費の199万円余りの減額は、旅費等の減額によるものです。

次に、2住民基本台帳ネットワークシステム事業費のうち本人確認情報処理事務等負担金の351万円余りの減額は、負担先である地方公共団体情報システム機構において、前年度に生じた繰越金を元に負担金が再計算され、結果として減額となったものです。

続きまして、2選挙費の2選挙執行管理費における約8,300万円の減額につきましては、昨年10月の衆議院議員総選挙の執行経費について、選挙公営費負担金や市町村交付金などの実績額が当初の見込みを下回ったことによるものです。

令和6年度補正予算に関する説明は以上です。

最後に、条例その他議案について御説明をします。6ページをお願いします。

いわゆるマイナンバー条例と住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例です。改正内容は大きく分けて2点です。

まず、1点目（1）マイナンバー及び住基ネットの独自利用事務の整理ですけれども、概要としましては、マイナンバー法及び住民基本台帳法の改正によるマイナンバーと住基ネットの利用範囲の拡大を受け、条例でマイナンバーと住基ネットを利用可能としている事務の整理を行うものです。

左のマイナンバー法改正内容①ですが、法改正前は、ある事務でマイナンバーを利用するためには、その事務がマイナンバー法または県のマイナンバー条例の中で、マイナンバーの利用が可能な事務として規定されている必要がございました。

それが今回の法改正によりまして、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務についても準法定事務の形で、主務省令に定めることでマイナンバーの利用が可能となりました。具体的には、外国人に対する生活保護の実施や肝炎治療特別促進事業の実施など、国の通知や要綱に基づき地方公共団体等が処理する事務が準法定事務とされました。

右側のマイナンバー条例改正になりますが、準法定事務としてマイナンバーの利用が可能となった事務の中には、従前から県独自のマイナンバー利用事務として、県のマイナンバー条例に規定していたものがございました。そのため今回、県独自にマイナンバーを利用可能としていた事務のうち準法定事務と重複する事務を条例から削除するものです。端的に申せば、マイナンバーを利用するための根拠規定が県の条例から国の省令に移るというものです。施行期日は、国のシステムが法改正に対応する令和7年6月を予定しておりまして、日付が確定をしておりますので規則で定める日としております。

続いて左側中段、マイナンバー法改正内容②になりますが、マイナンバー法の改正では、各種申請手続のオンライン化や視覚情報の連携などのデジタル化を推進するため、国家資格等関係事務におけるマイナンバーの利用も可能となりました。具体的には、県が資格管理者となっている准看護師や栄養士、保育士、介護支援専門員のほか、県を経由する国家資格関係事務でマイナンバーの利用が可能となりました。

この法改正内容②と、先ほどの①に伴いまして、住民基本台帳法も改正となりました。下の住民基本台帳法改正内容のとおり、準法定事務や国家資格等関係事務で住基ネットによる本人確認情報の照会が可能となりました。これを受け、右側の住民基本台帳法施行条例改正にあります、マイナンバーと同様住基ネットについても、条例による県独自の利用可能としている事務があり、その中に住基法の改正により住基ネットの利用が可能となった事務があることから、こちらも重複する事務を条例から削除する改正を行おうとするものです。こちらの施行期日は、住基ネットが既に法改正に対応しておりますので、改正条例の公布の日としております。

続いて、改正内容の2点目（2）マイナンバー法の引用規定の整理です。こちらは昨年のマイナンバー法改正に伴いまして、引用規定の整理、いわゆる項ずれを解消するためにマイナンバー条例の改正を行うものです。こちらの施行期日は、法改正の施行日である令和7年4月1日となります。

以上で、市町村振興課からの説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 3ページの選挙関係で、市町村等交付金で不在者投票の支出があるということなんですけど、さっき補正で減額になったやないですか。結局、病院とか介護事業所、高齢者施設はなかなか忙しくて人を出せんということで、不在者投票ができん施設があるんじゃないかなって想定するんですけど、そういうことで減額になったのか。この間の推移、投票率をできるだけ上げたい思いはあるんですけど、県内の状況を教えてください。

◎伊良部市町村振興課長 不在者投票の指定施設でございますけれども、近年おおむね横ばいでして、最近になってから2つ施設が指定をされた状況になっておりますので、数が減っていることはございません。

ただ、委員のおっしゃるとおり、なかなか人が足りずにそこまで手が回らないといったところも聞いてはおります。

こちらとしても積極的に投票率を上げるために、指定は積極的にやらなければいけないと考えておりますので、その辺りは施設の声も聞きながら、何ができるかを考えてまいりたいと思っております。

◎細木委員 1名、なんぼっていうふうには何か規定があるじゃないですか。それはもう国が決めた価格であって、県独自でプラスアルファというようなことは可能なのでしょうか。

◎伊良部市町村振興課長 可能かどうかまでは即答はしかねるんですけども、基本は選挙事務でございますので、全国統一でやっておるところです。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

〈管財課〉

◎三石委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎角田管財課長 令和7年度一般会計当初予算案の概要について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。管財課の令和7年度当初予算額は、上段の総務費の本年度欄にありますように総額で11億8,603万5,000円となっておりまして、本年度と比較しまして8,878万2,000円の増額となっております。

それでは主な内容につきまして、右側の説明欄に沿って御説明いたします。

まず、8管財費の2管財総務費について、2ページをお願いします。最初の公用車管理システム運用保守等委託料は、今年度に構築いたしました公用車管理システムの運用保守及び改修に係る経費です。

一つ飛ばしまして、事務費は、文書の收受や発送、設備保守管理などの業務に従事する会計年度任用職員8名分の報酬や、集中管理公用車33台の維持管理費、またその公用車の更新に伴い2台のハイブリッド車を購入する経費などです。

次の3財産管理費は、県有財産の管理や処分等を行うための経費です。最初の船舶等損害保険料は、漁業取締船や浮魚礁など県有船舶等36件について、事故や災害といった不測の事態に備えるための保険料です。

次の県有施設災害共済基金等分担金は、県営住宅や職員住宅、庁舎など県有施設の火災等に備えるための保険料です。

次の財産管理システム運用保守等委託料は、財産管理システムの運用保守及び5年ごとに実施しております財産台帳価格の改定に伴います改修等に係る委託料です。

二つ飛ばしまして、県有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づきまして、県営住宅や職員住宅など県以外の者が使用する県有財産が所在しております市町村に対し、固定資産税に代わるものとして、固定資産税の標準税率と同じく台帳価

格の100分の1.4に相当する金額を交付するものです。

次に、4庁舎管理費は、本庁舎、西庁舎及び北庁舎の維持管理に要する経費です。

最初の清掃等委託料は、本庁舎等の清掃業務のほか、一般廃棄物、不燃物等処理業務や害虫等駆除業務などに係る経費です。

次の警備等委託料は、本庁舎等の警備業務をはじめ、駐車場整理業務や永国寺ビルの機械警備業務の委託に係る経費です。

次の設備保守等委託料は、庁舎の空調機をはじめとする機械設備等の保守業務のほか、電気工作物の保安管理や、自家発電設備などの保守管理、建築基準法で定める建築物に係る保守点検などの業務の委託に係る経費です。

3ページをお願いします。次の電話料金請求集計システム保守委託料は、所属ごとの電話料金を集計するシステムの保守管理に係る経費です。

次の設計等委託料は、本庁舎の照明設備改修工事の監理委託、議会棟の本会議場に備えております議員席及び執行部席の議場椅子等改修工事の設計委託等に係る経費です。

本庁舎の照明設備改修工事につきましては、後ほど、庁舎営繕工事請負費で御説明します。

議会棟における議場椅子等の改修工事は、本会議場に議場椅子を設置してから60年余りが経過し、経年劣化していることに加えまして、部品の生産終了に伴いまして今後破損した際の部品の交換が困難となっていることから、令和7年度に設計委託業務を実施し、令和8年度に議場椅子とカーペットを一体的に改修する工事を行う計画としております。

次の職場環境整備委託料は、県庁ワークスタイル変革プロジェクト予算の一部として、該当所属において場所や紙にとらわれない働き方を推進するための環境整備に係る経費です。令和7年度につきましては、対象職場を水産振興部と産業振興推進部へと拡大し、ウェブ会議やフリーアドレスに対応した什器に刷新する計画としております。

次に、庁舎管理システム運用保守委託料は、昨年度に構築いたしました本庁舎執務室、会議室の鍵管理システム及び本庁舎西庁舎の入退庁管理システムの運用保守に係る経費です。

次に、庁舎営繕工事請負費は、来年度は本庁舎の照明設備改修工事の予算を計上しております。前回の照明設備改修工事から16年が経過し、設備の更新時期を迎えていること、また、政府の方針として、2030年までにLED化率100%を目標としていることを踏まえ、議会棟を含め本庁舎の既存の蛍光灯照明からLED照明に改修し、庁舎電力の省エネ化を図るものです。なお、従来の蛍光灯照明と比較した場合照明の使用電力量とCO2排出量を約50%削減する効果が期待できます。工事の期間は2か年を要し、令和7年7月から令和8年8月までを予定していることから、令和8年度予算につきましては債務負担行為の予算を計上しております。このほか機構改革に伴う執務室の改修や庁舎設備の維持修繕の

ための工事費も計上しております。

三つ飛ばしまして、管理費は、本庁舎等の光熱水費のほか、日常的な庁舎の修繕費用などを計上しております。

4 ページをお願いします。債務負担行為です。先ほど御説明いたしました本庁舎照明設備改修工事に係る経費でして、設計及び施工に日数を要することから、1 億708万7,000円の債務負担行為をお願いするものです。

当初予算案は以上です。

続きまして、令和6年度の補正予算について御説明します。5 ページをお願いします。

歳出予算ですが、右側の説明欄の1 管財総務費は、公用車管理システム構築委託料の入札残が生じたことによる減額です。

次の2 庁舎管理費の清掃等委託料、警備等委託料、設備保守等委託料、設計等委託料の4 つにつきましても、それぞれ入札残が生じたことによる減額です。

それでは、6 ページをお願いします。職場環境整備委託料、庁舎営繕工事請負費につきましても、それぞれ入札残が生じたことによる減額です。

最後の管理費は、本庁舎等における電気料金について燃料価格の高騰を見込んで予算を計上しておりましたが、その見込みを下回ったことにより減額するものです。

以上で、管財課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 3 ページの庁舎営繕工事請負費ですけれども、2030年までにLED化100%を目標に、CO₂の削減効果もあるということだったんですけれども、金額ベースで年間どれぐらいの削減額が見込まれているんでしょうか。

◎角田管財課長 電気料金としましては、年間約800万円ほど減額できる見込みになっております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

管財課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、総務部から2 件の報告を行いたい旨の申出がありますので、これを受けることにいたします。

〈行政管理課〉

◎三石委員長 まず、高知県職員「共働き・共育て」サポートプランの概要（案）について、行政管理課の説明を求めます。

◎別府行政管理課長 高知県職員「共働き・共育て」サポートプラン、県庁が随より始める「共働き・共育て」の概要（案）について御説明します。

こちら現行のプランが令和2年度から本年度までの5年計画で、これから説明させていただくのは、令和7年度からの5年間のプランとして検討しているものです。

次期プランは、改定のポイントの2つ目にありますとおり、引き続き育児休業の取得促進に取り組むとともに、育児休業から復帰した後も「共働き・共育て」を継続することができるように職場環境を整えるものとしております。

主な取組として左側、次期プランの取組項目の4仕事と子育ての両立のために、の項目に新とあります「共育て」の支援を新たに追加しまして、子育て中の職員がパートナーとともに「共働き・共育て」ができる職場環境を整えるところで「共育て支援プログラム」を新設したいと考えております。

具体的には、管理職員が職員と定期的に面談を行いまして、子育ての状況や職場で配慮してほしいことなどを聞き取りまして、活用可能な休暇の説明や職場でのバックアップ体制を整えることとしております。

その他拡充するものとしたしまして、資料右側の強化する取組（案）を御覧ください。それぞれ新と記載しておりますが、効果的な情報提供の強化として、啓発式アンケートの実施をしまして、性別の役割分担意識の解消や、「共働き・共育て」の生活スタイルの定着に向けた意識の醸成を図ります。

また、育児休業を取得した職員の業務を補完等に対応するためのワークライフバランス定員につきまして、現在の正職員での対応に加えて、会計年度任用職員による対応を検討してまいります。

次の人事配置や業務上の配慮として、育児休業中の職員の業務をサポートした職員に、支援実績に応じた勤勉手当の加算措置を行いたいと考えております。

2 育児休業の取得促進と復帰後の「共働き・共育て」を継続するための環境整備では、先ほど説明しました共育て支援プログラムを実施します。

次に、3 働き方改革の更なる推進では、多様な働き方の拡大として、テレワークを拡充するとともにフレックスタイム制の導入を検討します。

最後に、男性職員の育児休業取得の目標につきまして、現行プランで1週間以上の取得率85%としているものを1月以上の取得100%としまして取り組んでまいります。

高知県庁が隼より始める取組として、このプランを着実に実行することで男性育休の取得促進を原動力に、男女が分担して育児や家事を行う「共働き・共育て」の生活スタイルの普及を図ってまいります。

説明は以上となります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 先ほどの質疑の中にもあったように、こういう制度が新しくなることは、やはり職員に周知をしっかりと徹底してほしいと思うし、公務員離れという点では、こんなふ

うに働きやすくなってるよと、外に向けて発信をしていかないかんと思うんですけど、職員向け、それと県民、そういう若い人に向けて、外部への発信という点ではどんなふうに考えていますか。

◎別府行政管理課長 取組の内容については、行政管理課のホームページでも公表をいたしまして、民間にも、県庁の働き方改革の取組を周知しております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈人事課〉

◎三石委員長 次に、職員の懲戒処分について、人事課の説明を求めます。

◎安藤人事課長 冒頭、部長が御説明いたしましたとおり、2月19日付で職員を懲戒処分といたしましたので御報告します。

処分を受けた職員は、消費生活センターの次長です。事故発生当時の所属は、議会事務局の議事課長でした。処分の事由ですが、当該職員は令和6年2月4日の19時15分頃、越知町の国道33号におきまして、私用で自家用車にて東方向に進行中、横断歩道のない車道を南から北へ、運転手から見て右側から左側に歩いて横断中であった女性に当該車両を衝突させたものです。女性はすぐに病院に搬送されましたが、搬送先の病院において死亡が確認されました。交通法規を率先して守るべき県職員がこのような重大な死亡事故を起こしたことは、県民の県職員に対する信頼や交通安全行政に与える信頼を大きく損なうものであり、その責任は重大であります。

以上のことから、信用失墜行為を禁止しております地方公務員法第33条の規定に違反するものとして、2月19日付で停職1か月の懲戒処分としました。なお、処分と同日付で総務部長通知を発出し、交通法規を遵守することはもちろん、常に細心の注意を払い安全運転の確保と事故の防止に努めるよう、いま一度全職員に対し周知徹底を図ったところです。引き続き、県民の皆様の県政に対する信頼回復に努めてまいります。

報告は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 以上、質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については明日行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは、以後の日程については、明日午前10時から行います。

本日の委員会はこれで終了します。

(17時2分閉会)